

第10次 芦屋すこやか長寿プラン21

芦屋市 第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

(令和6(2024)～令和8年(2026)年度)

【素案】

令和5年9月

芦屋市

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定体制
- 5 計画の推進体制
- 6 介護保険制度等改正のポイント
- 7 日常生活圏域

第2章 高齢者等の現状と将来推計

- 1 高齢者等の状況
- 2 高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計
- 3 アンケート調査結果にみる高齢者等のニーズ
- 4 関係団体等意向調査にみる課題
- 5 第9次芦屋すこやか長寿プラン21の取組状況
- 6 本計画策定にかかる主な課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策体系

第4章 施策の展開

- 1 高齢者を地域で支える環境づくり
- 2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり
- 3 総合的な介護予防の推進
- 4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

第5章 介護保険サービスの展開

- 1 介護保険サービス給付費総額の推計
- 2 第1号被保険者の保険料の推計

資料編

- 1 施策の展開方向における関係機関・部署一覧
- 2 計画策定関係法令
- 3 計画策定体制
- 4 関連委員会等
- 5 用語解説

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、2023(令和5)年5月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,621万人を超えており、国民の約4人に1人が高齢者となっています。高齢者数は2042(令和24)年頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合が上昇し続けることが予想されています。

第9期介護保険事業計画期間(2024(令和6)年度～2026(令和8)年度)の中間年度には、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎えることとなります。また、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となり、現役世代が急減して社会保障を支える担い手不足が深刻になることに加え、85歳以上人口の急速な増加により、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。

そのため、地域の実情に応じて、介護サービス及び医療・介護情報の基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上のための取組を含め、中長期的な視点に立った計画策定が求められています。

本市では、国から提供される地域包括ケアシステムの自己点検を確認するためのツールも活用しながら、既存の地域資源を活用した地域包括ケアの推進や地域づくりに取り組みます。また、介護現場における生産性向上の推進に関しては、兵庫県と連携しながら、ワンストップで適切な支援策につなぐことができるように、県や事業者と協力して取り組みを進めます。

高齢者の単身世帯や85歳以上人口が増加する中、医療と介護の双方のサービス需要がさらに増加し、多様化していくことが想定されるため、医療・介護連携の必要性も増大しています。そのため、本計画の策定にあたっては、医療・介護の双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握や分析し、既存施設や事業所の今後の在り方を含めた検討を進めます。

本市の高齢化率は令和5年の3月末時点で29.9%と、全国や兵庫県の値より高く、確実に高齢化が進んでいます。これまで超高齢社会の到来を見据え、『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とした「第9次芦屋すこやか長寿プラン21(第9次芦屋市高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画)」を令和3年3月に策定し、総合的な介護予防や地域ケアの推進のもと、高齢者が心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられる環境づくりを進めてきました。

本計画は、これまでの取組を見直しつつ継承することで、高齢者施策を総合的に推進しながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らすことができる環境づくりを実現するために「第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次芦屋市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画)」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

2 計画の性格

(1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画及び、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものです。厚生労働大臣が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに則して策定しました。

なお、本市では、老人福祉計画の名称を「高齢者福祉計画」として策定しています。

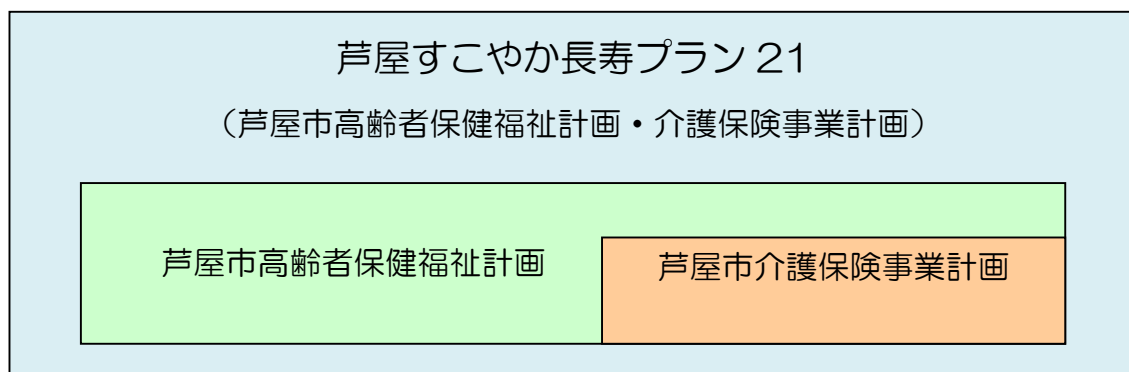
(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

高齢者福祉計画は、65 歳以上のすべての高齢者を対象とした生きがいつくり、日常生活支援、福祉水準の向上など、高齢者に係る福祉施策全般を範囲とする計画です。

一方、介護保険事業計画は、65 歳以上の要介護等認定者（40～64 歳における老化が原因とされる特定疾病者も含む）ができる限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめた計画となります。

これら、要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開となるため、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21」として取りまとめました。

【高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係図】

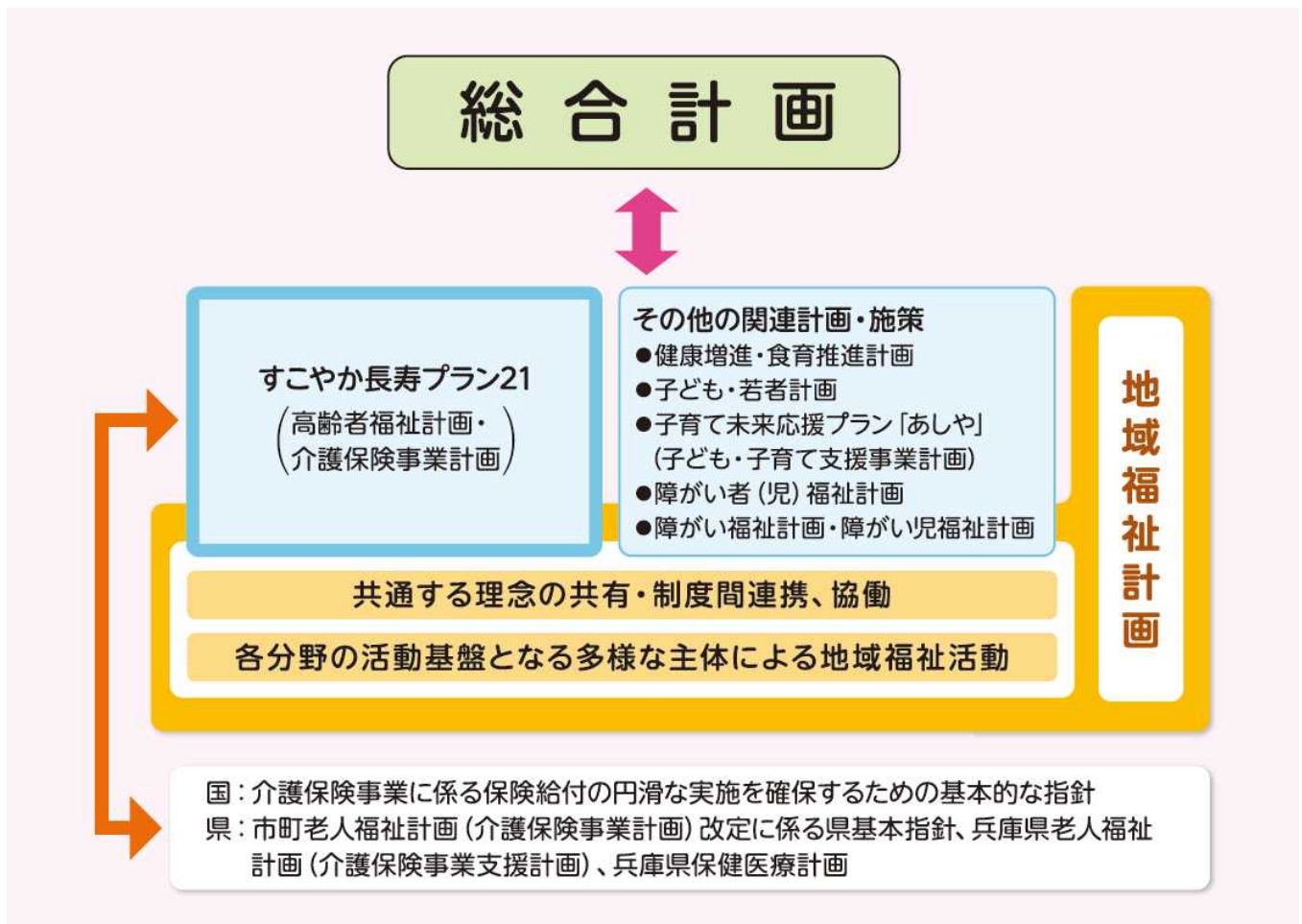


(3)他計画との関係

本計画は、芦屋市総合計画を上位計画とし、芦屋市地域福祉計画、芦屋市障がい者（児）福祉計画、芦屋市障がい福祉計画・障がい児福祉計画及び芦屋市健康増進・食育推進計画等、市の保健福祉分野別計画との調和を図り策定しています。

また、地域医療構想調整会議の結果も踏まえながら、国や県の基本指針をはじめ、「兵庫県老人福祉計画（介護保険事業支援計画）」、「兵庫県保健医療計画」など、関連計画等との整合性を確保します。

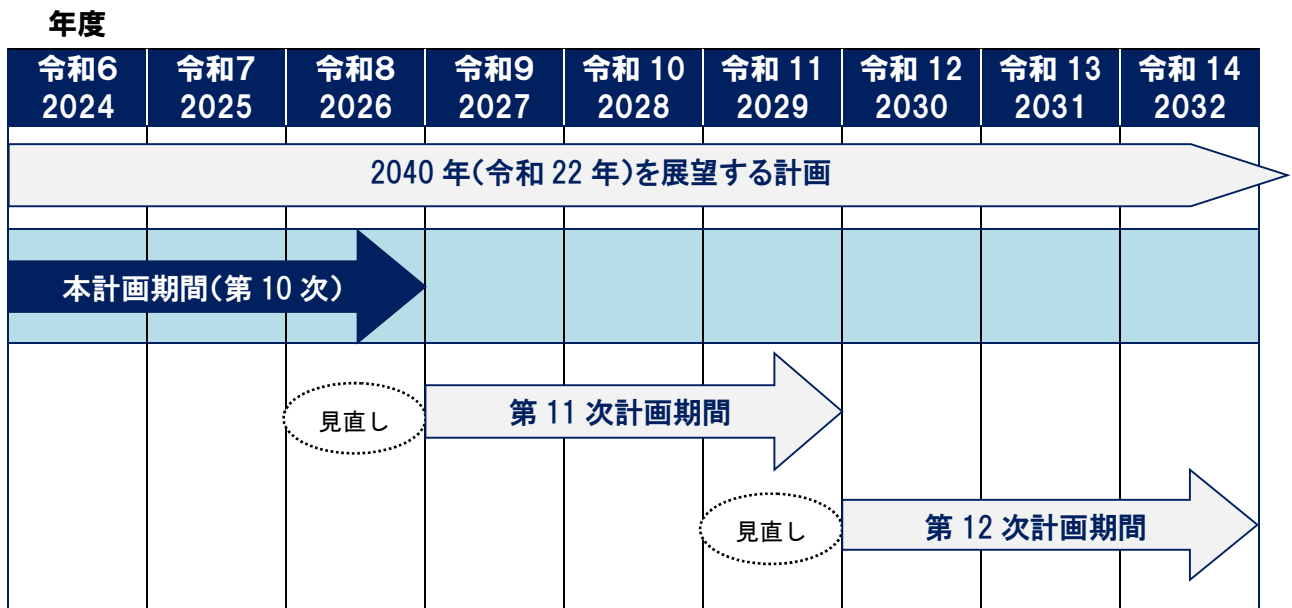
【計画の位置づけ】



3 計画の期間

介護保険事業計画は3年を1期として策定するものとされているため、第9期介護保険事業計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間となります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとなります。

本計画は、令和22年（2040年）に向けて、少子高齢社会における持続可能な社会保障のあり方を展望し、中長期的な視野に立って策定します。



4 計画の策定体制

(1) 附属機関等による策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護サービス事業者、介護保険被保険者、公募市民、行政関係者で構成される「芦屋すこやか長寿プラン21策定委員会」を設置し、計画内容の検討を行いました。また、市民の社会福祉に関する事項の審議を行うために設置された「芦屋市社会福祉審議会」においても、ご意見をいただきました。

(2) 庁内検討体制

庁内に、「芦屋すこやか長寿プラン21推進本部」及び「芦屋すこやか長寿プラン21推進本部幹事会」を設置し、計画内容の検討及び調整等を行いました。

(3) アンケート調査の実施

本計画の策定に必要な基礎資料を収集するため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」の2種類の当事者アンケート調査と、介護サービス事業所向けに「介護人材実態調査」を実施しました。

(4)関係団体等意向調査の実施

医療関係者や介護保険事業関係者等からみた課題を把握するため、アンケート及びヒアリングによる関係団体等意向調査を実施しました。

(5)パブリックコメントの実施

計画内容について、令和5年12月〇日から令和6年1月〇日にかけて、「第10次芦屋すこやか長寿プラン21（原案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施し、市民からの幅広い意見をいただきました。

5 計画の推進体制

(1)庁内推進体制

本計画の実現に向けて、各施策・事業の進捗状況を毎年、点検・評価し、広報紙や市ホームページ等で公表するとともに、関係機関や関係各課との調整を行います。

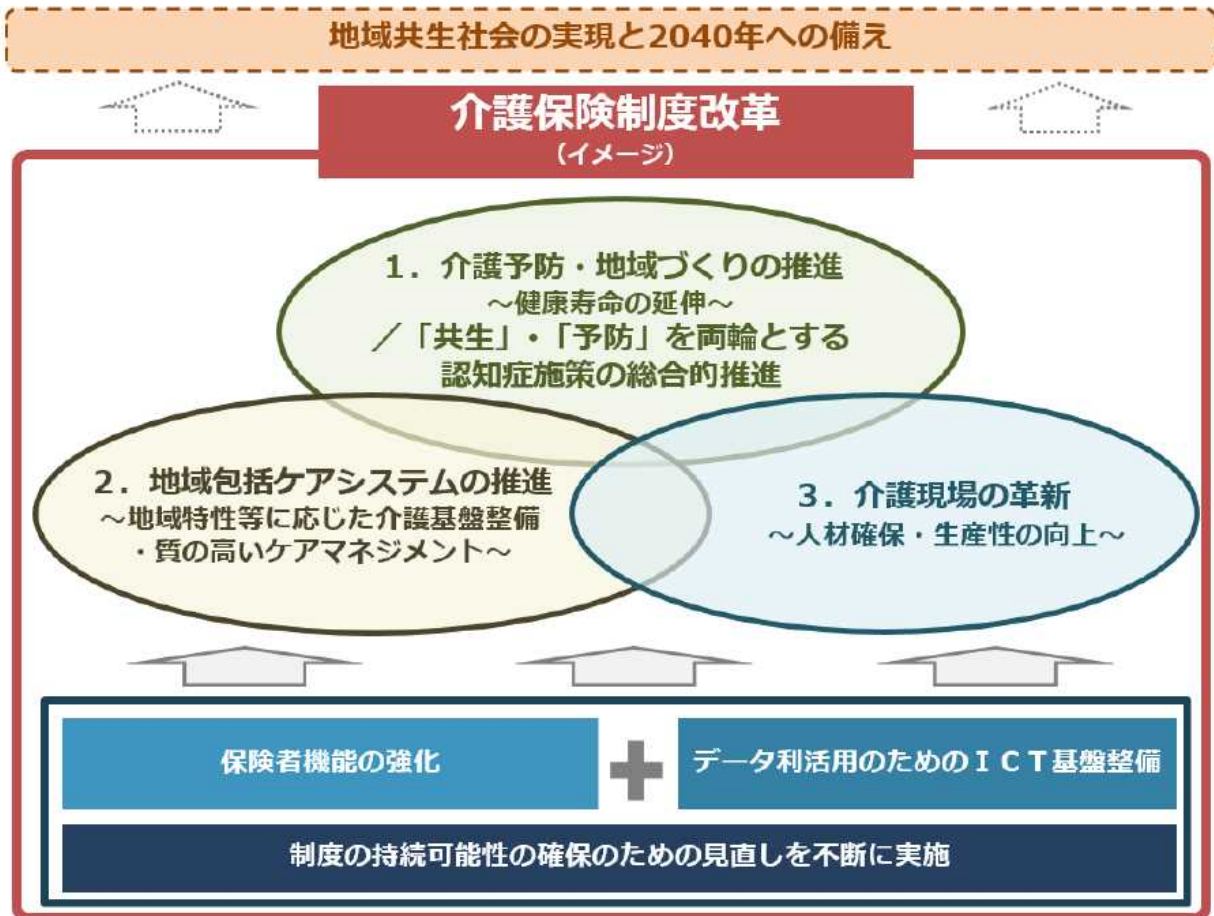
(2)庁外推進・評価体制

「芦屋すこやか長寿プラン21 評価委員会」を設置し、各施策・事業の進捗状況や達成状況等の評価を行います。

また、「芦屋市地域包括支援センター運営協議会」によるセンターの適切な運営、公平・中立性の確保に関する協議や、「芦屋市地域密着型サービス運営委員会」における地域密着型サービスに関する整備状況、サービス事業者からの申請等の審議を行います。

6 介護保険制度等改正のポイント

- 第8期計画では、“地域共生社会の実現”と“2040年への備え”という観点から、「介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）」、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、「地域包括ケアシステムの推進」、「介護現場の革新（人材確保・生産性の向上）」、「保険者機能の強化」、「データ利活用のためのICT基盤整備」「制度の持続可能性の確保」が計画の柱として位置づけられました。



- 第9期計画期間（2024年度～2026年度）の中間年度に、これまで「地域包括ケアシステムの構築」が目途としていた、団塊世代の全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年を迎えることになり、今後、要介護認定率の高まりや認知症高齢者の一層の増加が見込まれます。
- 医療・介護双方のニーズへの対応に向けた医療・介護の連携強化や医療・介護情報基盤の整備、居宅要介護者の在宅生活を支えるサービスの充実、認知症基本法を踏まえた認知症施策の総合的かつ計画的な推進にも取り組む必要があります。

【国の第9期介護保険事業計画策定にかかる「基本指針」について】

- ・介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針。
- ・3年を一期とする都道府県・市町村介護保険事業計画作成のガイドラインの役割。

第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント(案)より

【基本的考え方】

- ・次期計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎える
- ・高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減する
- ・これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で介護保険事業計画に定めることが重要となる
- ・介護予防など第9期期間中に効果測定が困難なものや施設の整備目標については、中期の目標として設定することも可能

【見直しのポイント(案)】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

※「令和5年度全国介護保険担当課長会議資料」（令和5年7月31日）より

2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

※「令和5年度全国介護保険担当課長会議資料」（令和5年7月31日）より

7 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するために、中学校区を基本に3つの「日常生活圏域」を設定し、それぞれの日常生活圏域に「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しています。

日常生活圏域



■圏域・市域の高齢化の状況

(令和5年3月末現在)

町名	65歳以上	町人口	高齢化率	順位
奥山	156	393	39.69%	8
奥池	215	517	41.59%	6
奥池南	330	814	40.54%	7
剣谷	5	5	100.00%	1
山手	573	1,938	29.57%	30
山芦屋	356	1,407	25.30%	48
東芦屋	608	2,012	30.22%	26
西山	404	1,231	32.82%	16
三条	516	2,090	24.69%	52
大原	752	2,350	32.00%	19
船戸	293	912	32.13%	18
松ノ内	350	1,178	29.71%	29
月若	176	669	26.31%	41
西芦屋	155	613	25.29%	50
三条南	261	967	26.99%	39
上宮川	203	585	34.70%	13
業平	309	1,081	28.58%	33
前田	167	510	32.75%	17
清水	150	722	20.78%	57
西山手圏域	5,979	19,994	29.90%	
六麓荘	212	620	34.19%	14
朝日ヶ丘	2,007	6,496	30.90%	23
岩園	867	3,428	25.29%	49
東山	746	2,396	31.14%	22
翠ヶ丘	1,330	4,765	27.91%	36
親王塚	434	1,491	29.11%	31
楠	864	2,808	30.77%	24
東山手圏域	6,460	22,004	29.36%	
春日	649	1,958	33.15%	15
打出小槌	432	1,685	25.64%	47
宮塚	345	1,138	30.32%	25
茶屋之	224	872	25.69%	46
大榎	161	624	25.80%	45
公光	154	652	23.62%	54
川西	396	1,502	26.36%	40
津知	301	1,193	25.23%	51
打出	107	443	24.15%	53
南宮	898	3,447	26.05%	42
若宮	215	597	36.01%	12
宮川	176	591	29.78%	28
竹園	231	842	27.43%	37
精道	267	857	31.16%	21
浜芦屋	287	1,016	28.25%	34
平田北	165	604	27.32%	38
大東	1,070	3,800	28.16%	35
浜	598	2,733	21.88%	56
西蔵	547	2,339	23.39%	55
呉川	684	2,635	25.96%	43
伊勢	496	1,922	25.81%	44
松浜	555	1,910	29.06%	32
平田	343	1,090	31.47%	20
精道圏域	9,301	34,450	27.00%	
新浜	443	1,466	30.22%	27
浜風	526	1,239	42.45%	5
高浜	1,588	4,386	36.21%	11
若葉	983	2,539	38.72%	10
緑	817	1,581	51.68%	3
潮見	495	1,084	45.66%	4
陽光	883	2,254	39.17%	9
海洋	620	1,194	51.93%	2
南浜	151	1,056	14.30%	58
涼風	105	1,674	6.270%	59
潮見圏域	6,611	18,473	35.79%	
合計	28,351	94,921	29.87%	

順位	町名	高齢化率
1	剣谷	100.00%
2	海洋	51.93%
3	緑	51.68%
4	潮見	45.66%
5	浜風	42.45%
6	奥池	41.59%
7	奥池南	40.54%
8	奥山	39.69%
9	陽光	39.17%
10	若葉	38.72%
11	高浜	36.21%
12	若宮	36.01%
13	上宮川	34.70%
14	六麓荘	34.19%
15	春日	33.15%
16	西山	32.82%
17	前田	32.75%
18	船戸	32.13%
19	大原	32.00%
20	平田	31.47%
21	精道	31.16%
22	東山	31.14%
23	朝日ヶ丘	30.90%
24	楠	30.77%
25	宮塚	30.32%
26	東芦屋	30.22%
27	新浜	30.22%
28	宮川	29.78%
29	松ノ内	29.71%
30	山手	29.57%
31	親王塚	29.11%
32	松浜	29.06%
33	業平	28.58%
34	浜芦屋	28.25%
35	大東	28.16%
36	翠ヶ丘	27.91%
37	竹園	27.43%
38	平田北	27.32%
39	三条南	26.99%
40	川西	26.36%
41	月若	26.31%
42	南宮	26.05%
43	呉川	25.96%
44	伊勢	25.81%
45	大榎	25.80%
46	茶屋之	25.69%
47	打出小槌	25.64%
48	山芦屋	25.30%
49	岩園	25.29%
50	西芦屋	25.29%
51	津知	25.23%
52	三条	24.69%
53	打出	24.15%
54	公光	23.62%
55	西蔵	23.39%
56	浜	21.88%
57	清水	20.78%
58	南浜	14.30%
59	涼風	6.27%

第2章

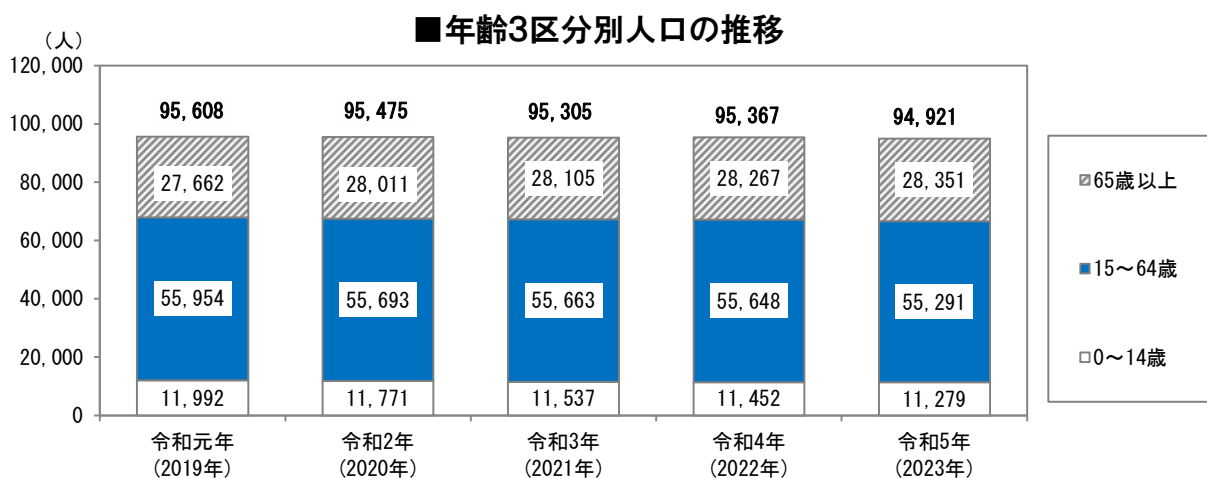
高齢者等の現状と将来推計

1 高齢者等の状況

(1) 年齢3区分別人口および高齢化率の推移

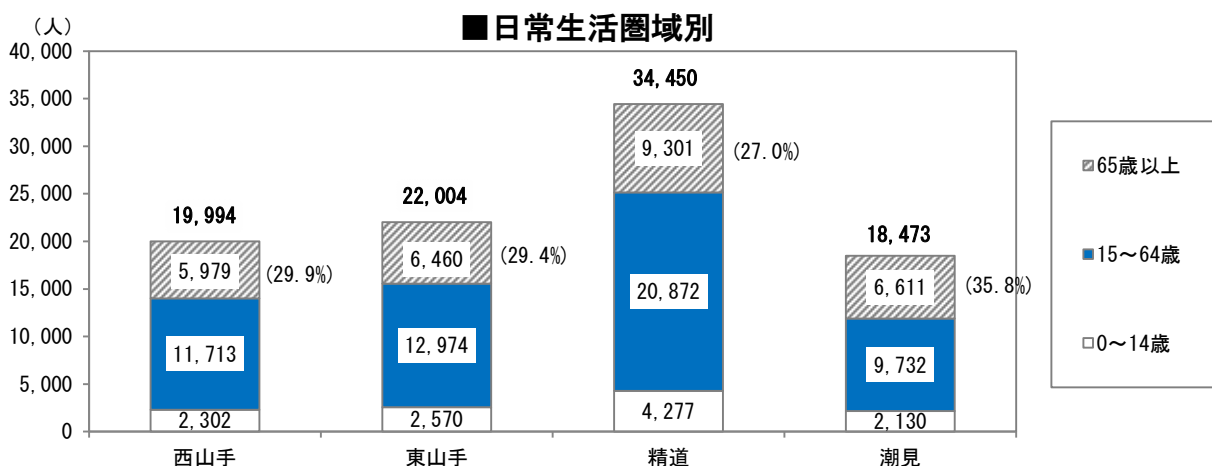
本市の近年の総人口は、令和元年から令和4年まで9万5千人台で推移し、令和5年4月1日現在、9万5千人台を割り込み、94,921人となっています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は、減少傾向で推移している一方、65歳以上の高齢者人口は年々増加しています。



資料：住民基本台帳（令和元年～令和4年10月1日現在、令和5年4月1日現在）

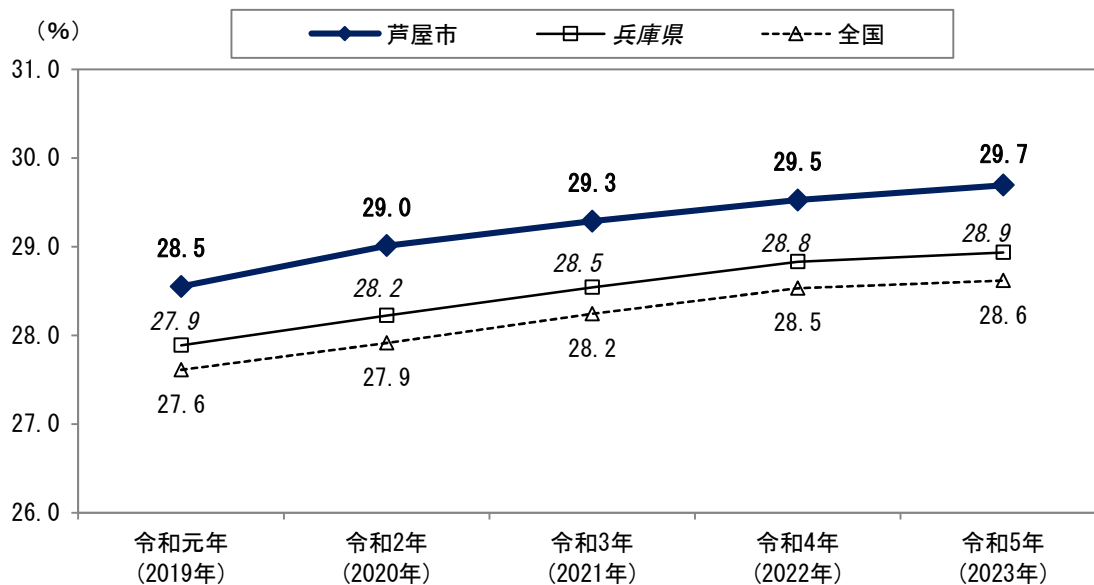
日常生活圏域別の高齢者人口は、精道地域が最も多く、潮見地域が最も少ない状況です。高齢化率は、潮見が最も高く35.8%で、精道が27.0%、西山手29.9%、東山手29.4%となっています。



資料：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

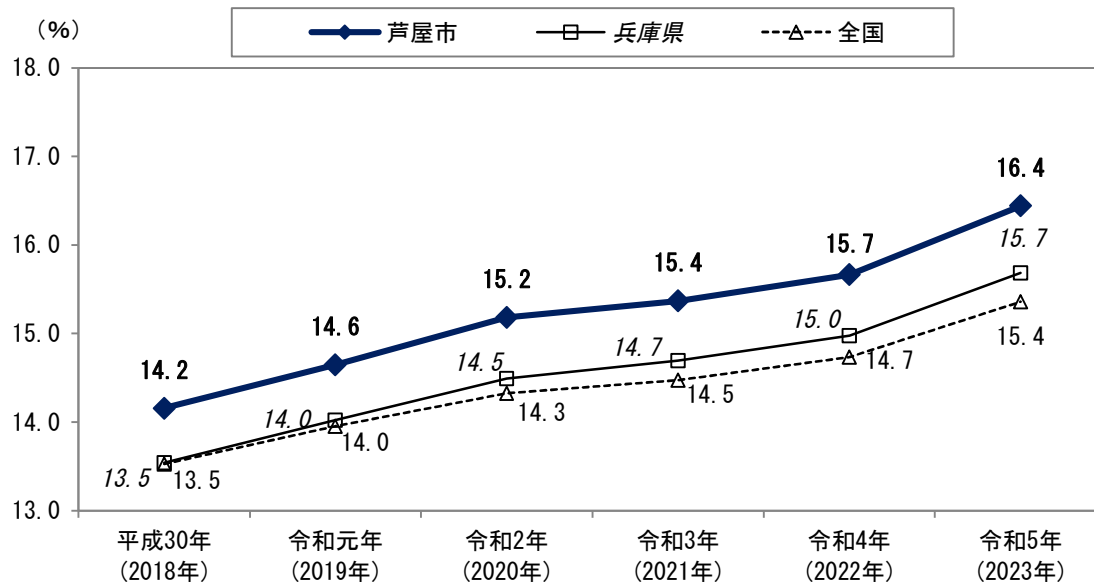
本市の高齢化率は全国・兵庫県と比べ、高い値で推移しています。また、後期高齢化率も全国・兵庫県より高い状況です。

■高齢化率(高齢者割合)の比較【全国・兵庫県】



資料：総務省「住民基本台帳・年齢別人口」（各年1月1日現在）

■後期高齢化率(後期高齢者割合)の比較【全国・兵庫県】

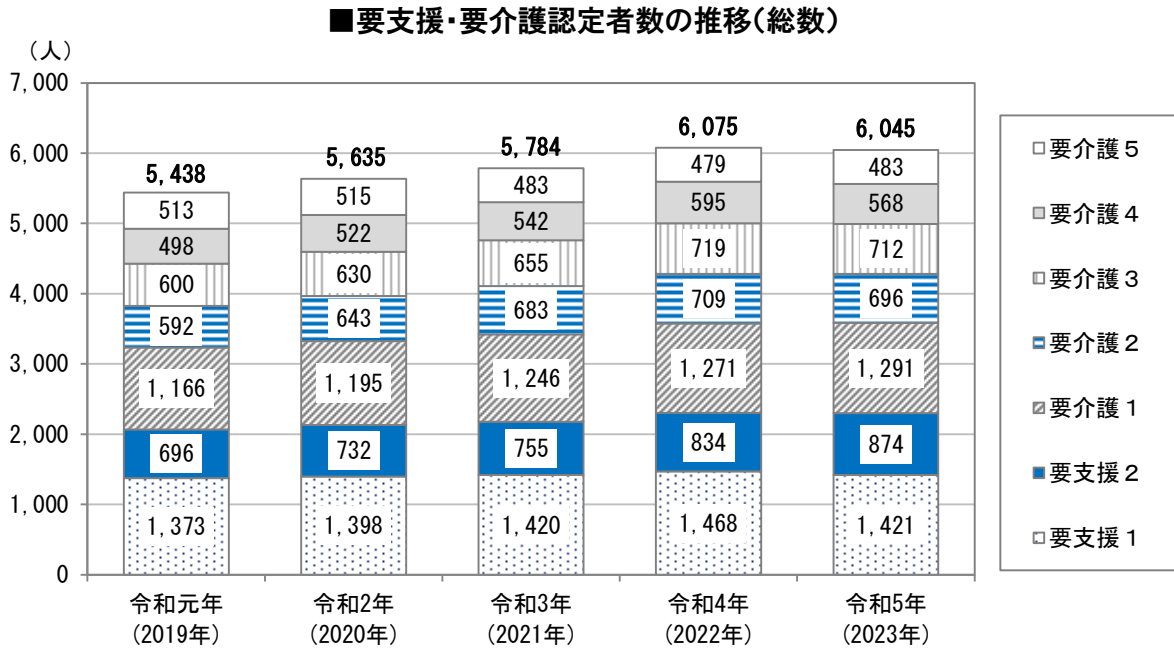


資料：総務省「住民基本台帳・年齢別人口」（各年1月1日現在）

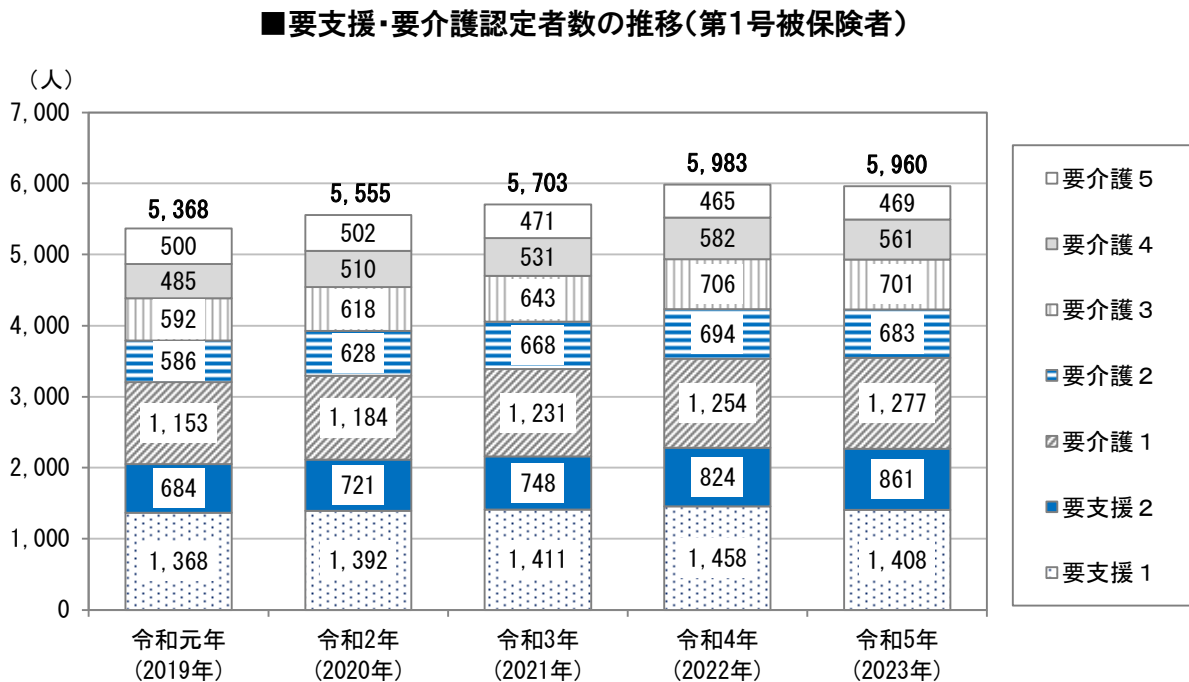
(2)要支援・要介護認定者の状況

①要支援・要介護認定者数の推移

近年の要支援・要介護認定者数の総数は年々増加傾向にあり、令和5年で6,045人となっています。要支援・要介護度別にみると、各年すべて要支援1が多く、令和5年では1,421人で要支援・要介護認定者の23.5%を占めています。



資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和4年は9月月報、令和5年は5月月報）

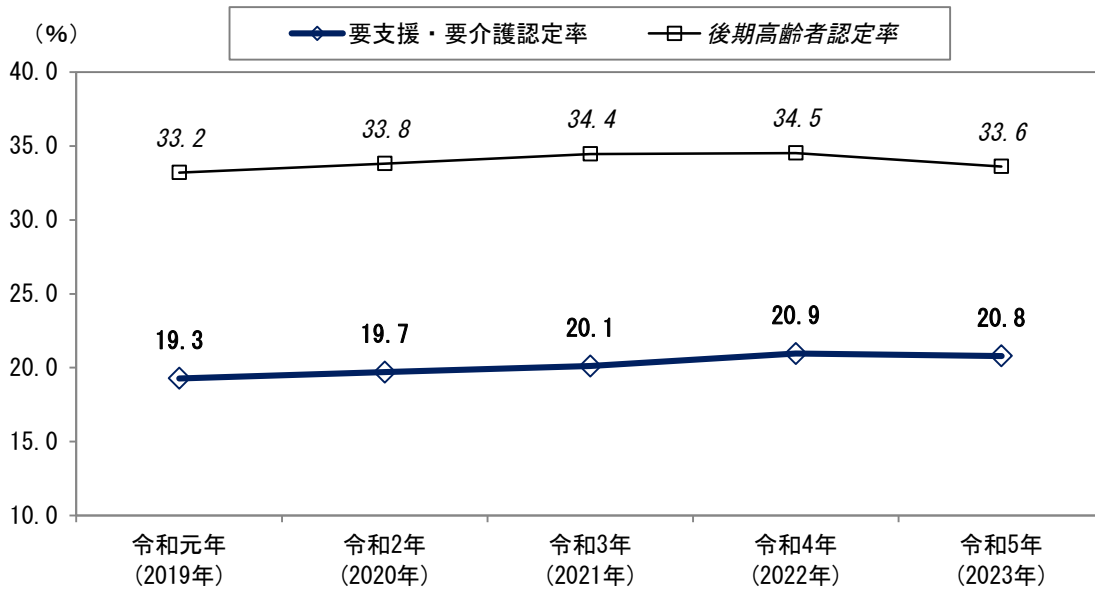


資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和4年は9月月報、令和5年は5月月報）

②要支援・要介護認定率の推移

本市の要支援・要介護認定率は、令和元年から令和4年まで上昇していましたが、令和5年にわずかに下がり20.8%となっています。後期高齢者に占める認定率は、上昇傾向を経て、令和5年に33.6%に下降しています。

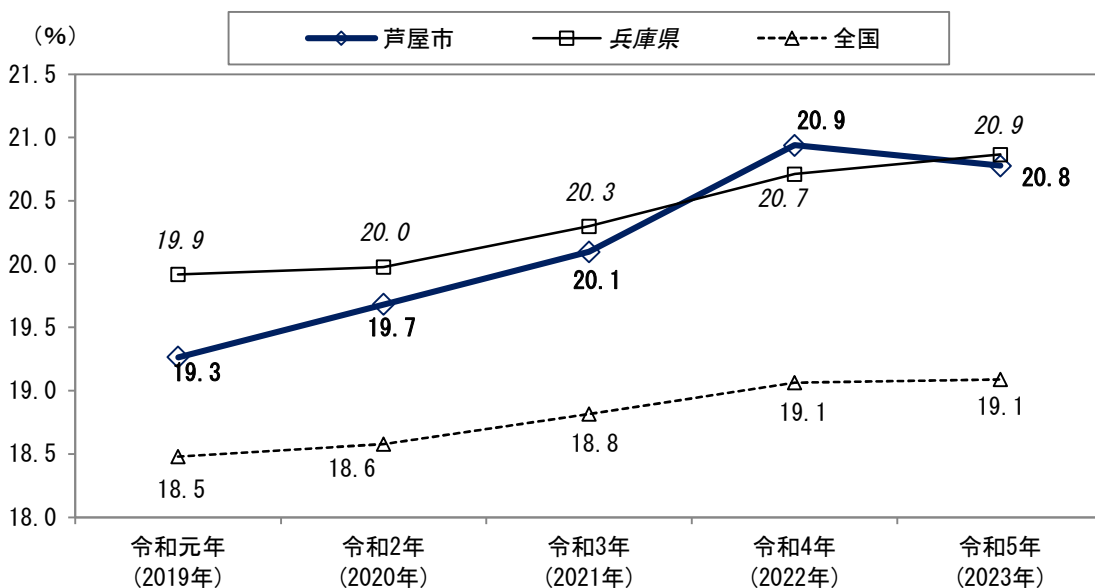
■要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)



資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和4年は9月月報、令和5年は5月月報）

本市の認定率は令和元年から令和3年にかけて、兵庫県よりも低く全国よりも高い値で推移してきましたが、令和4年に県・国を上回り、令和5年には県・国と同等になっています。

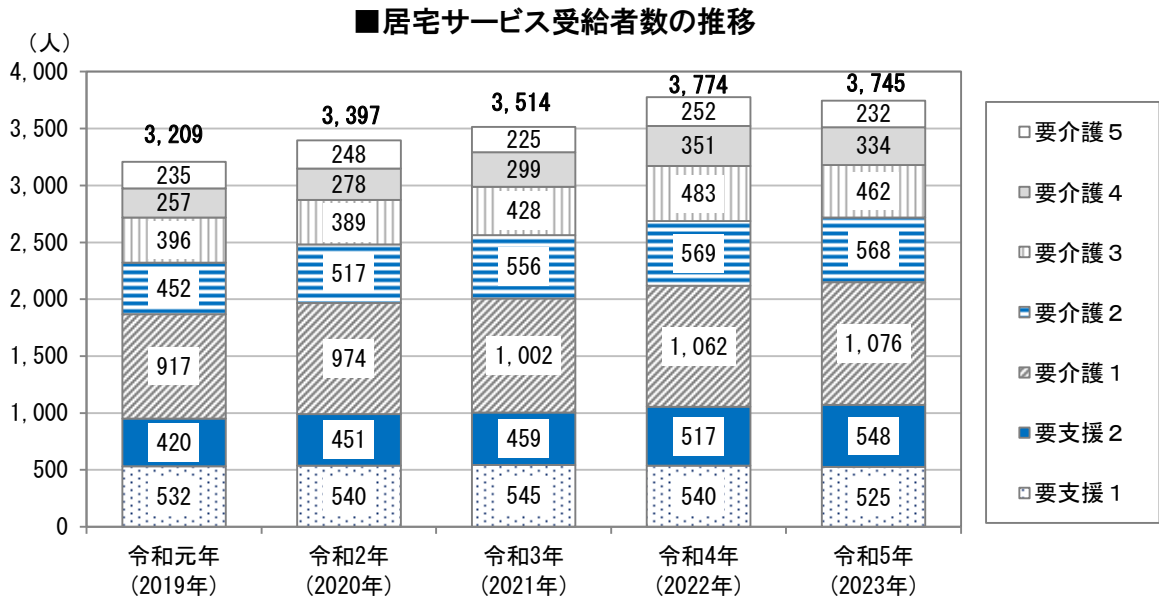
■要支援・要介護認定率の推移(第1号被保険者)【全国・兵庫県との比較】



資料：介護保険事業状況報告（令和元年～令和4年は9月月報、令和5年は5月月報）

③居宅サービス受給者数の推移

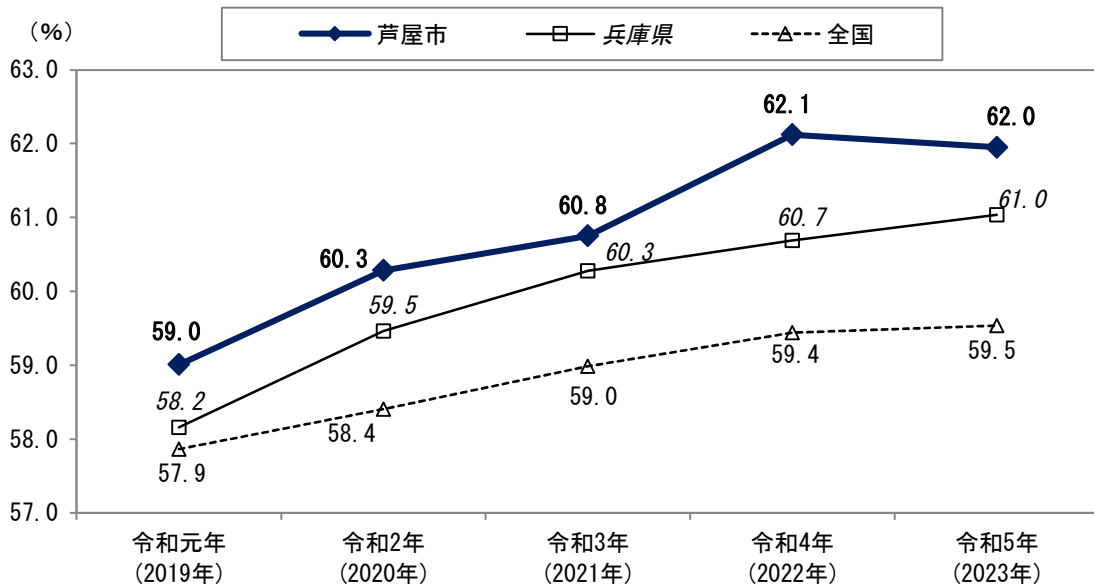
居宅サービス受給者数は令和元年より増加傾向にあります。要支援・要介護度別にみると、各年すべてで要介護1が多く、令和5年では1,076人となっています。



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、令和5年は5月月報（3月サービス分）

令和元年以降の居宅サービス受給者割合を全国・兵庫県と比較すると、各年、国や県の値を上回って推移しており、本市では居宅サービスの受給率が高い状況にあります。

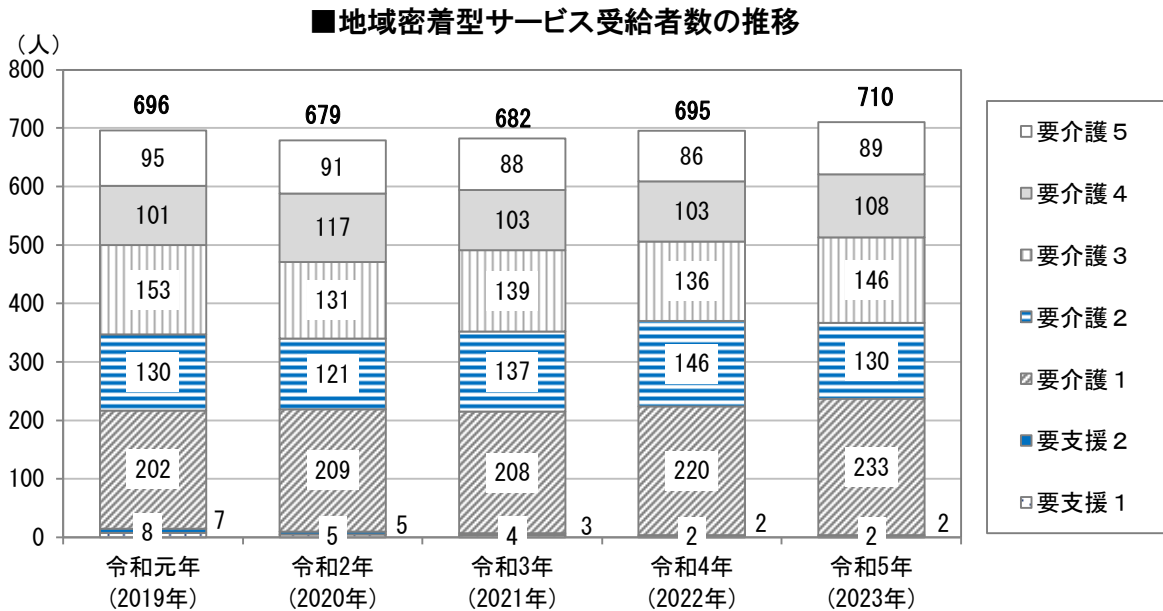
■要支援・要介護認定者数に対する居宅サービス受給者割合の比較【全国・兵庫県】



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、令和5年は5月月報（3月サービス分）

④地域密着型サービス受給者数の推移

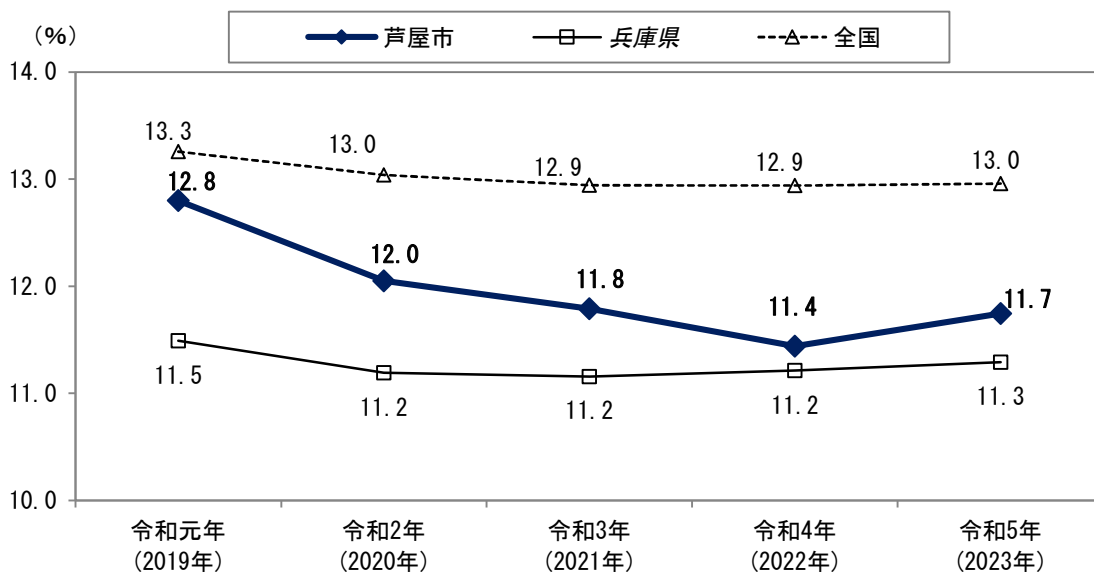
地域密着型サービス受給者数は令和2年より増加傾向にあり、令和5年に710人となっています。要支援・要介護度別にみると各年で要介護1が多く、令和5年には233人となっています。



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、
令和5年は5月月報（3月サービス分）

本市の地域密着型サービス受給者の割合は、近年、全国より低く、兵庫県より高い値で推移しています。

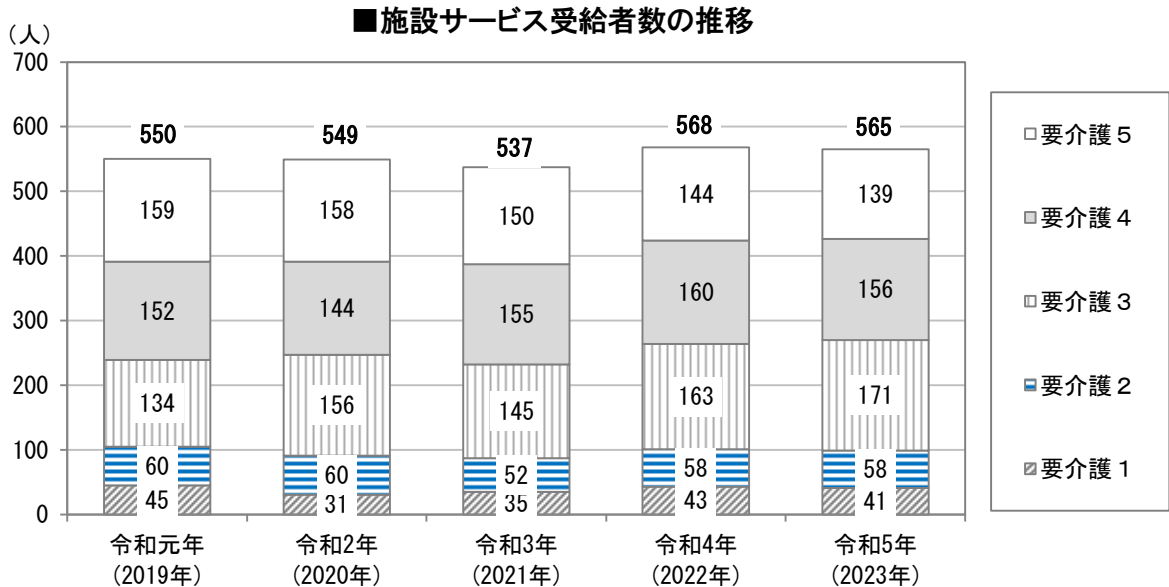
■要支援・要介護認定者数に対する地域密着型サービス受給者割合の比較【全国・兵庫県】



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、
令和5年は5月月報（3月サービス分）

⑤施設サービス受給者数の推移

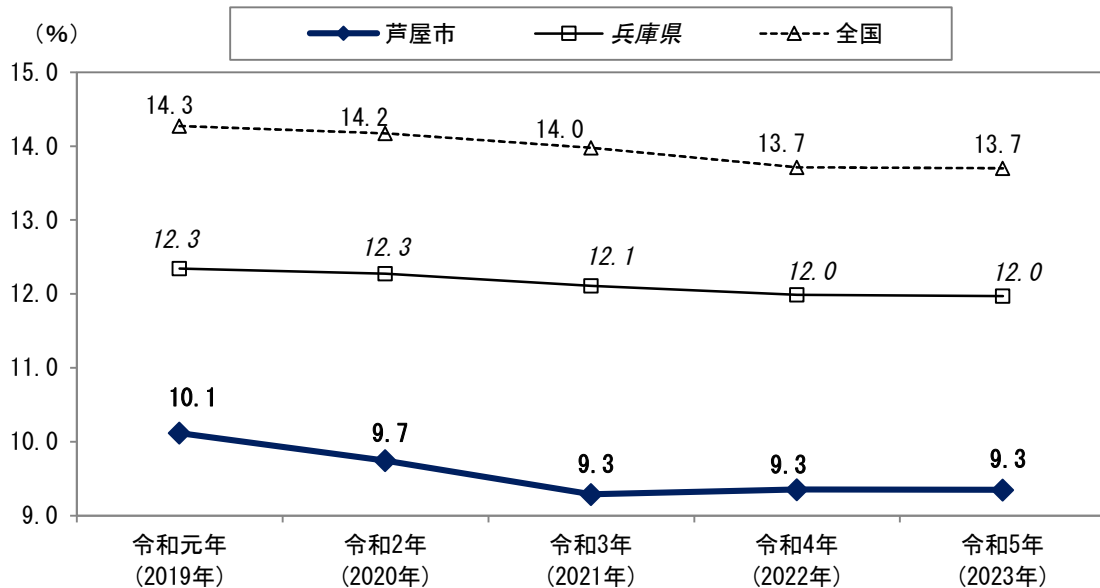
近年の施設サービス受給者数は、概ね横ばい傾向にあります。要支援・要介護度別にみると、要介護3・4・5で人数が変動しており、令和5年では要介護3が最も多く171人となっています。



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、
令和5年は5月月報（3月サービス分）

本市における令和元年以降の施設サービス受給者割合は、全国や兵庫県の値を下回って推移しており、受給率は低い状況です。

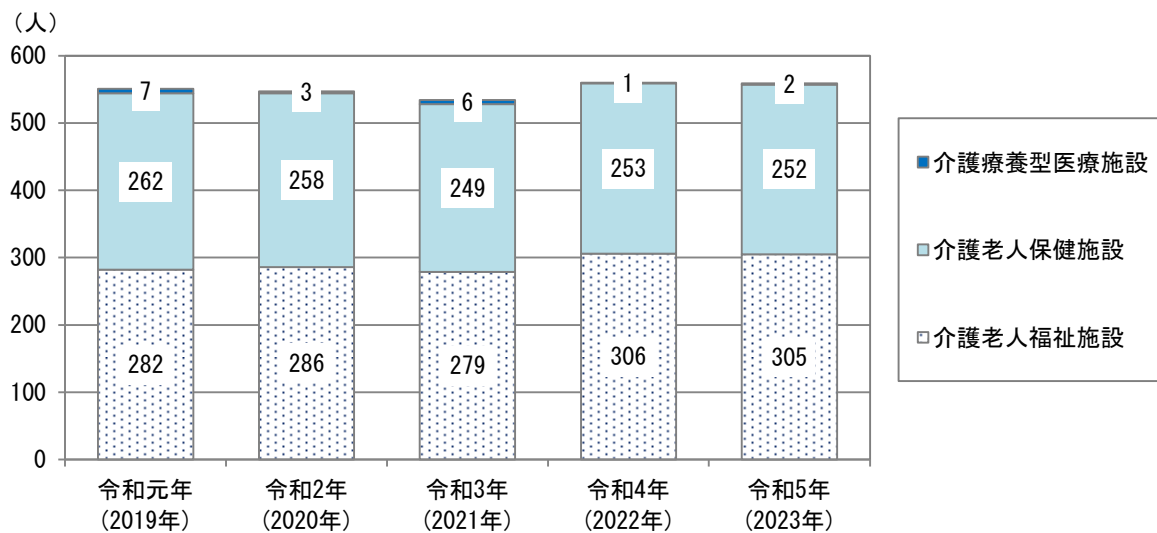
■要支援・要介護認定者数に対する施設サービス受給者割合の比較【全国・兵庫県】



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、
令和5年は5月月報（3月サービス分）

介護保険3施設別に利用状況をみると、令和5年では、介護老人福祉施設が305人、介護老人保健施設が252人、介護療養型医療施設が2人となっています。

■介護保険3施設別のサービス受給者数の推移



資料：介護保険事業状況報告 令和元年～令和4年は11月月報（9月利用分）、
令和5年は5月月報（3月サービス分）

2 高齢者数および要支援・要介護認定者数の将来推計

【第5回策定委員会で掲載予定】

(1) 将来人口の推計

■ 年齢3区分人口の将来推計

(2)高齢者数の推計

■前期・後期高齢者人口の将来推計

(3)要支援・要介護認定者の将来推計

■要支援・要介護認定者数の推計(第1号被保険者)

■要支援・要介護認定者数の推計(総数)

3 アンケート調査結果にみる高齢者等のニーズ

(1)調査目的

本調査は、令和6年度を初年度とする「第10次芦屋市すこやか長寿プラン21（第10次芦屋市高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」の策定にあたり、市民の生活の実態や介護保険に対する考え・意向などを把握するとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したものです。

(2)実施概要

<当事者アンケート調査>

①調査対象

調査区分	調査対象の設定
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和5年1月1日現在で、市内在住の65歳以上の高齢者の中から無作為抽出（要介護認定者を除く）
在宅介護実態調査	令和5年1月1日現在の要支援・要介護認定者の中から無作為抽出（施設入所者を除く）

②調査方法

郵送配布、郵送・WEB回収

③調査期間

令和5年2月1日（水）～2月15日（水）

④配布・回収状況

調査区分	配布数	有効票数			有効回収率
		郵送	WEB	計	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	3,000	1,872	136	2,008	66.9%
在宅介護実態調査	2,000	1,107	69	1,176	58.8%

<介護サービス事業所向け調査（介護人材実態調査）>

①調査対象

市内の介護サービス提供事業者等

②調査方法

Eメールでの配布・回収

③調査期間

令和5年2月10日（金）～2月24日（金）

④配布・回収状況

発送事業所数 112 件、回収事業所数 59 件、回収率 52.7%

(3)報告書の見方

①図表中の「n（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

②回答結果の割合「%」は有効標本数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものであり、単一回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

③図表中に以下の表示がある場合は、複数回答を依頼した質問を示しています。

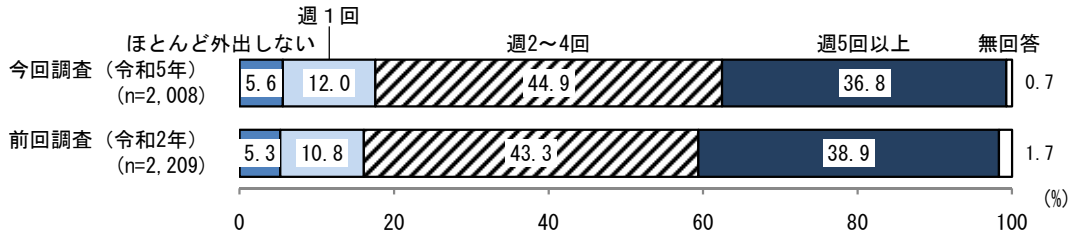
- MA %（Multiple Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものをすべて選択する場合
- 3LA%（3 Limited Answer）：回答選択肢の中からあてはまるものを3つ以内で選択する場合

④比較可能な設問については、前回調査（令和2年度）の結果を掲載しています。

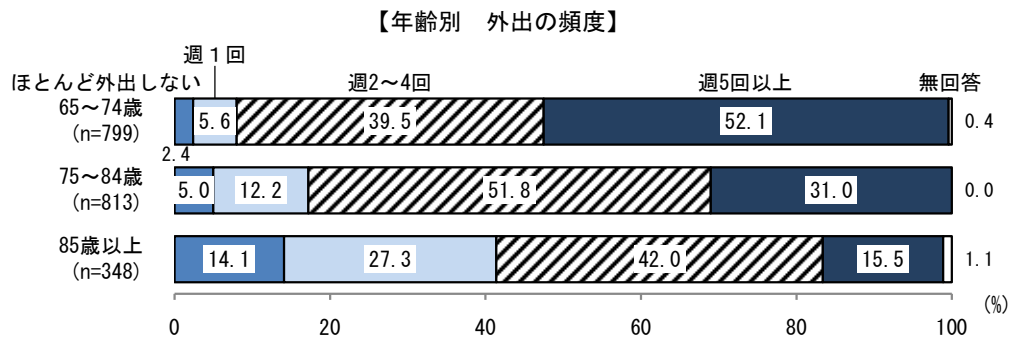
(4)『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』結果

①外出の頻度

「週2～4回」が44.9%と最も多く、「週5回以上」が36.8%で、『週1回以下』（「週1回」、「ほとんど外出しない」）は合計17.6%となっています。

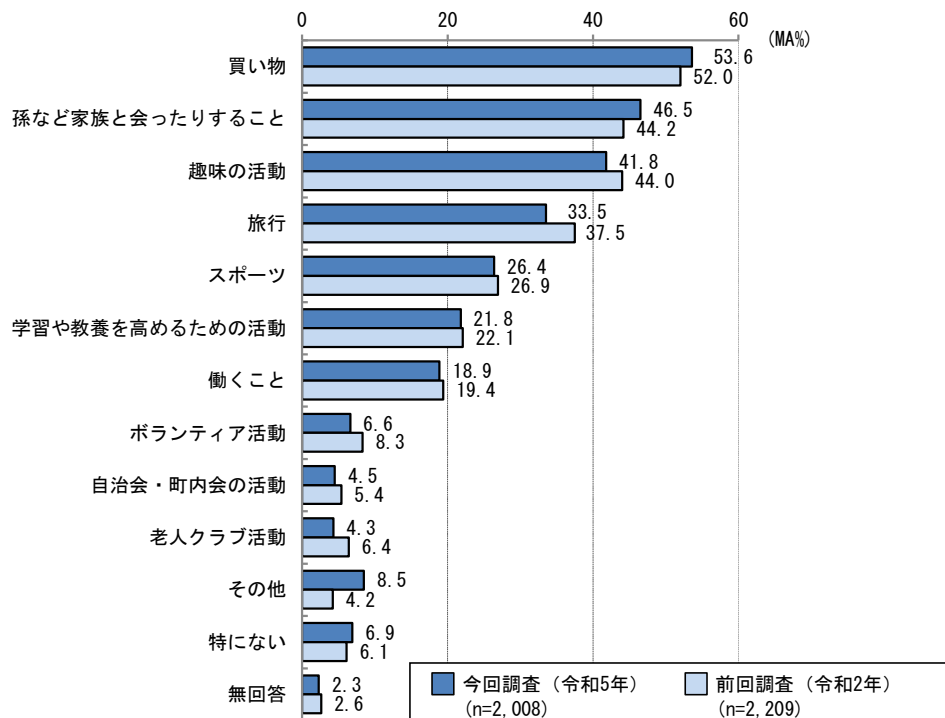


年齢別にみると、85歳以上では『週1回以下』が4割強となっています。



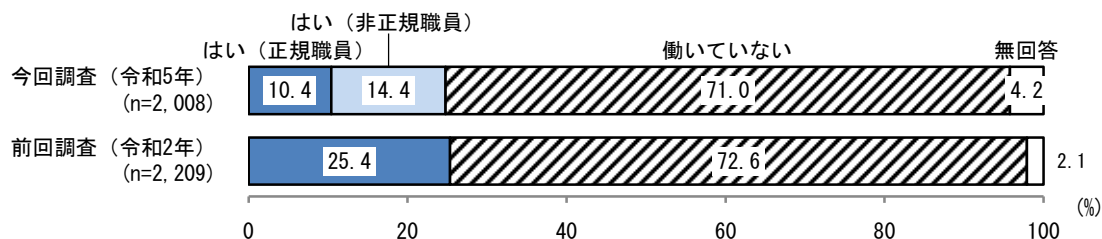
②日常生活の中での楽しみ

「買い物」が53.6%と最も多く、次いで「孫など家族と会ったりすること」が46.5%、「趣味の活動」が41.8%、「旅行」が33.5%となっています。



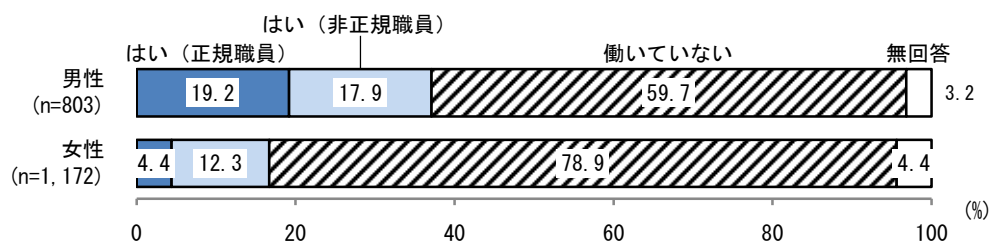
③就労状況

就労している（「はい」）の割合は、正規職員、非正規職員を合わせて24.8%と、前回調査（25.4%）に比べて大きな差はみられません。



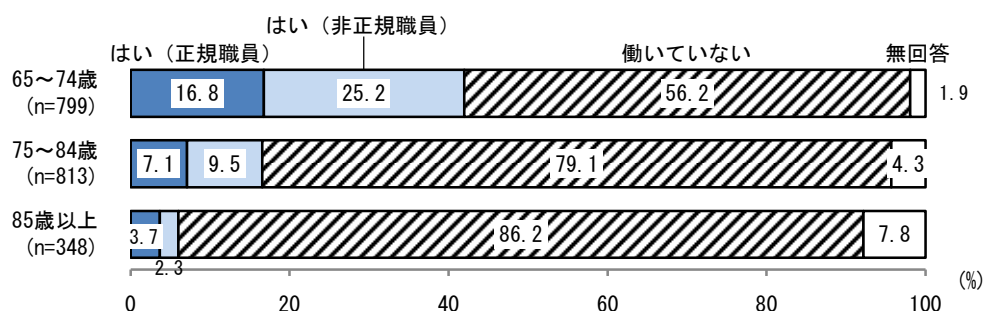
性別にみると、男性では就労している（「はい」）の割合が37.1%と、女性に比べて20.4ポイント多くなっています。

【性別 就労の有無】



年齢別にみると、年齢が上がるにつれて就労している（「はい」）の割合は減少し、65～74歳の「前期高齢者」では42.0%が就労している（「はい」）と回答しています。

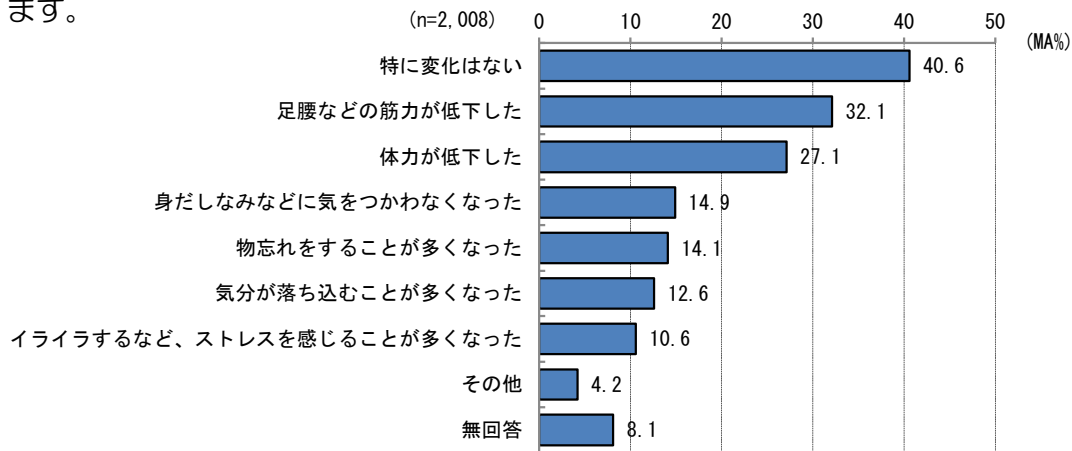
【年齢別 就労の有無】



④新型コロナウイルス感染症の影響について

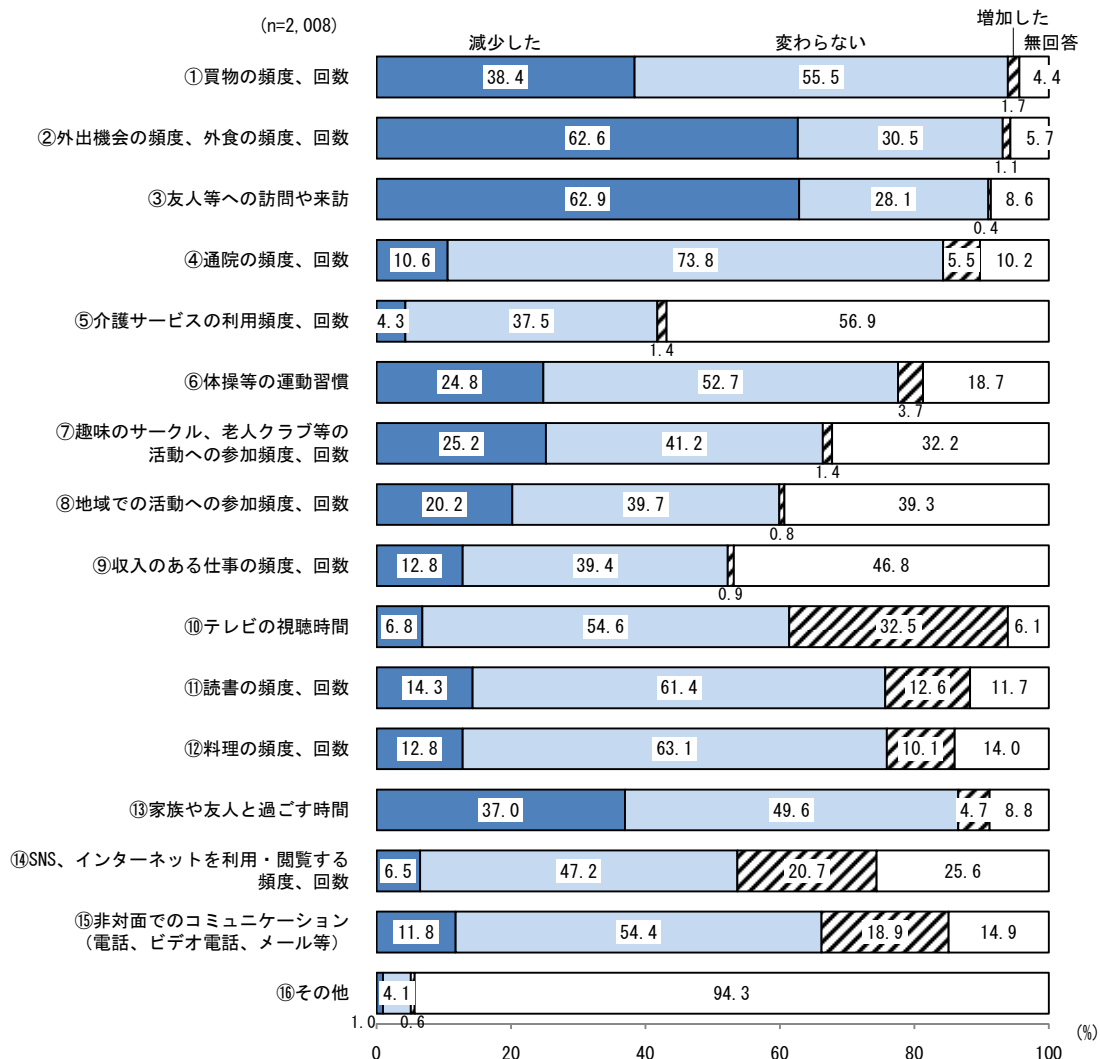
1) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

心身に与えた影響では、「足腰などの筋力が低下した」、「体力が低下した」が3割前後みられます。



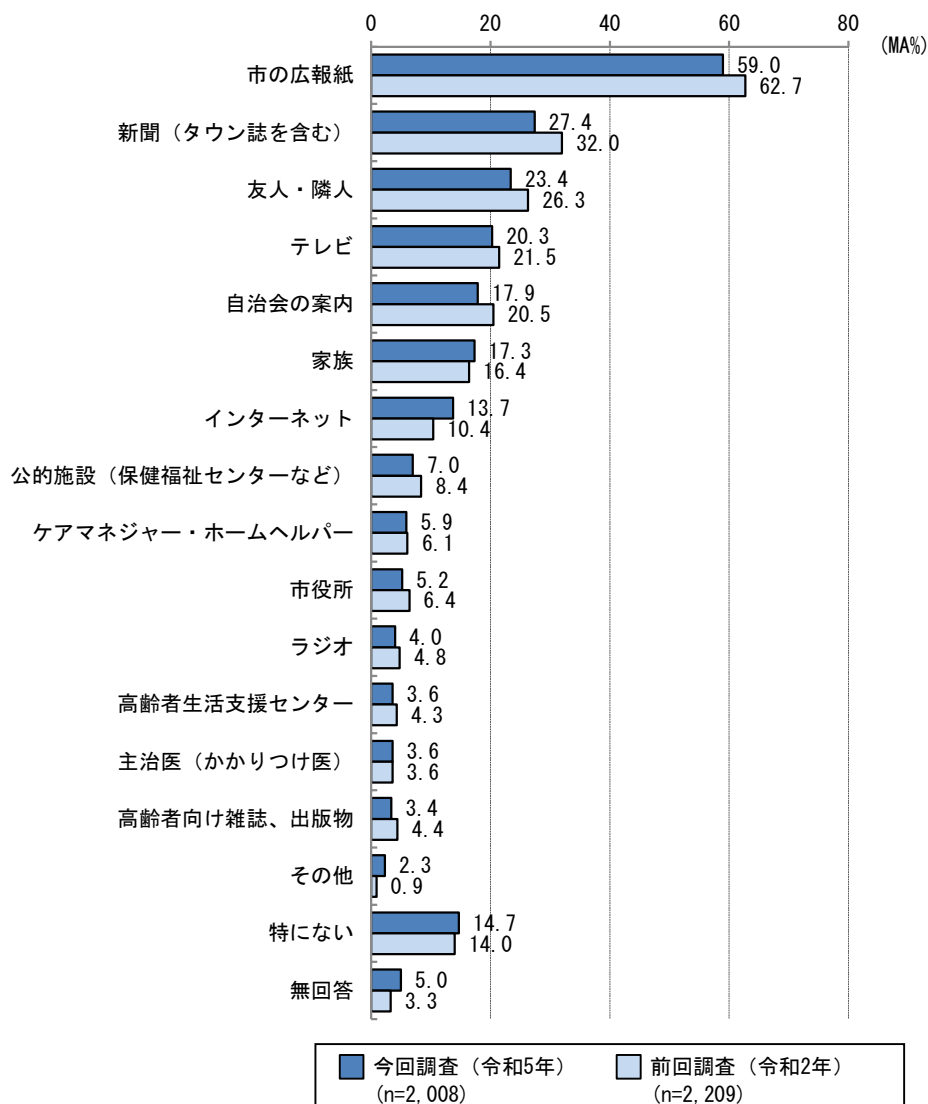
2) コロナ禍前との日常生活の変化

日常生活に与えた影響では、「外出機会の頻度、外食の頻度、回数」、「友人等への訪問や来訪」で「減少した」が6割と多くなっています。



⑤高齢者向けの催し物やサービス提供に関する情報の入手先

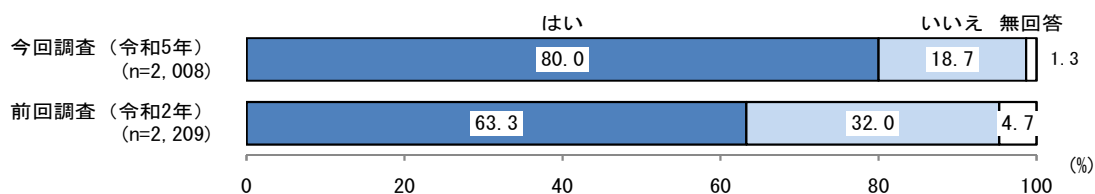
「市の広報紙」が59.0%と最も多く、次いで「新聞（タウン誌含む）」が27.4%、「友人・隣人」が23.4%となっています。前回調査に比べて、「インターネット」が3.3ポイント増加し、「市の広報紙」は3.7ポイント減少しています。



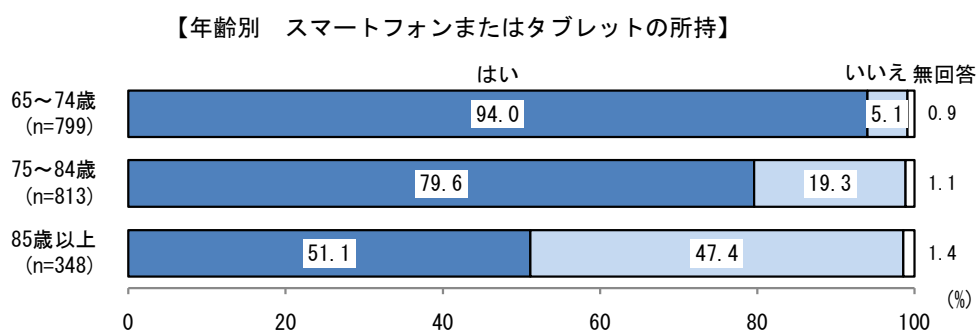
⑥スマートフォンまたはタブレットの所持・利用

1) スマートフォンまたはタブレットの所持

スマートフォンまたはタブレットを持っているかについては、「はい(持っている)」が80.0%、「いいえ(持っていない)」が18.7%となっています。前回調査に比べて、「はい」が16.7ポイント増加しています。

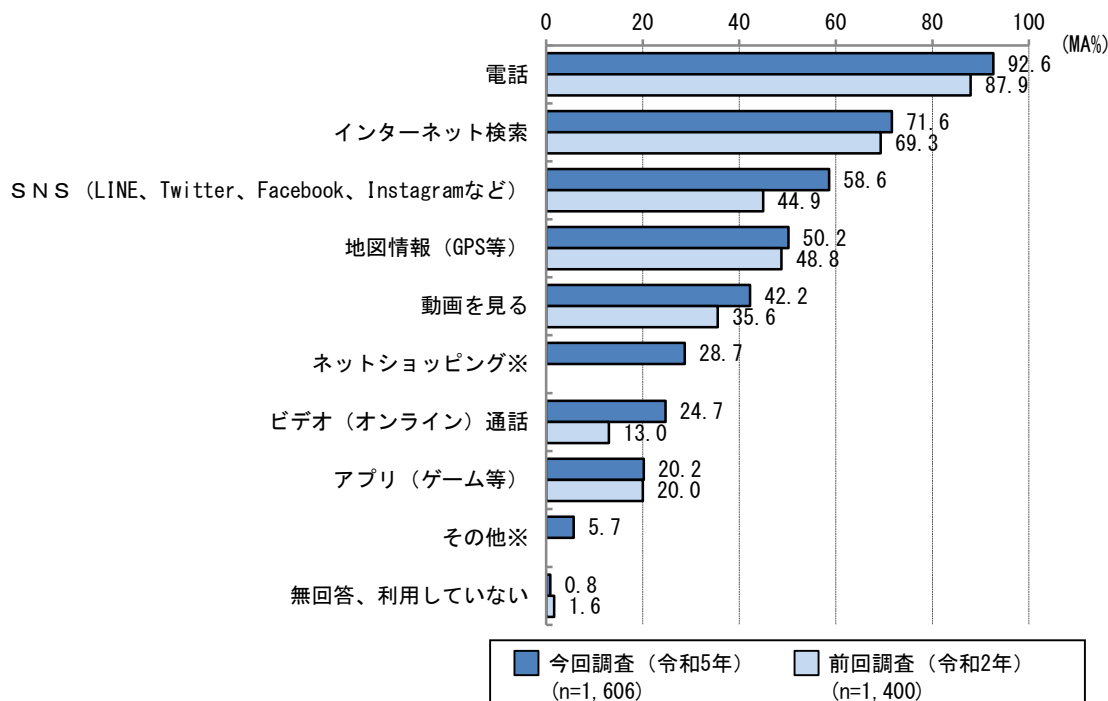


年齢別にみると、「前期高齢者」(65~74歳)の所持率は94.0%、85歳以上でも半数の人が所持していると回答しています。



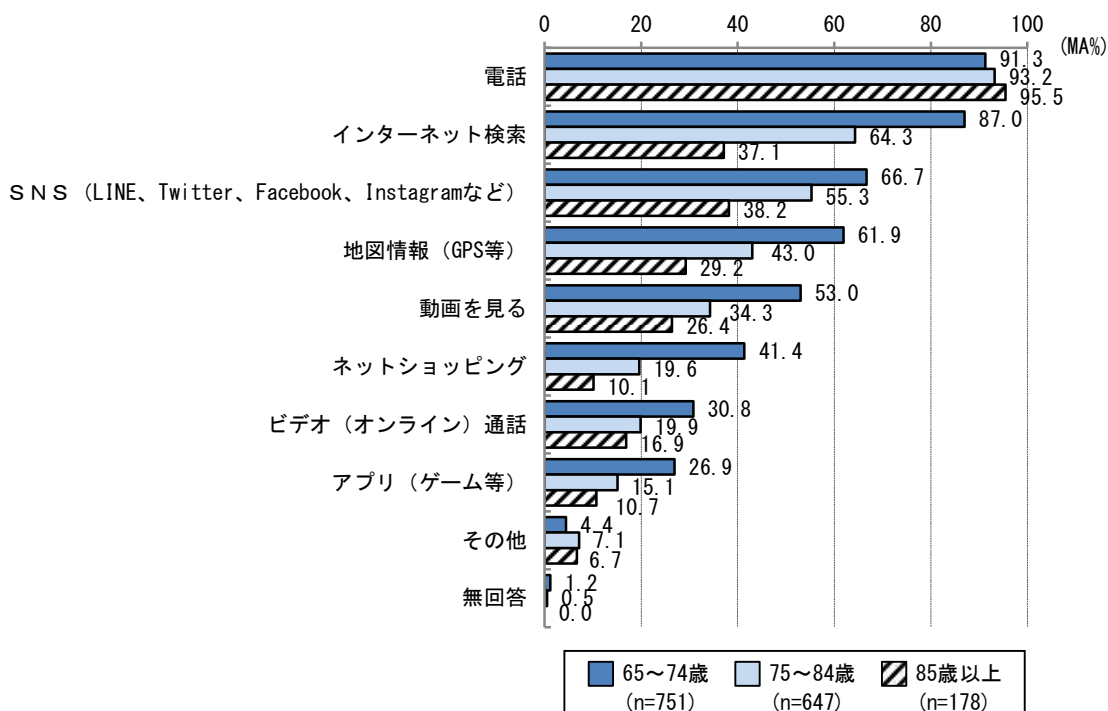
2) スマートフォンまたはタブレットで利用している機能

「電話」が92.6%と最も多く、次いで「インターネット検索」が71.6%、「SNS（LINE、Twitter、Facebook、Instagramなど）」が58.6%となっています。前回調査に比べて、すべての項目で利用が増えていますが、とくに、「SNS」は13.7ポイント増加しています。



年齢別にみると、65～74歳では「ネットショッピング」が41.4%と、他の年齢に比べて少なくなっています。

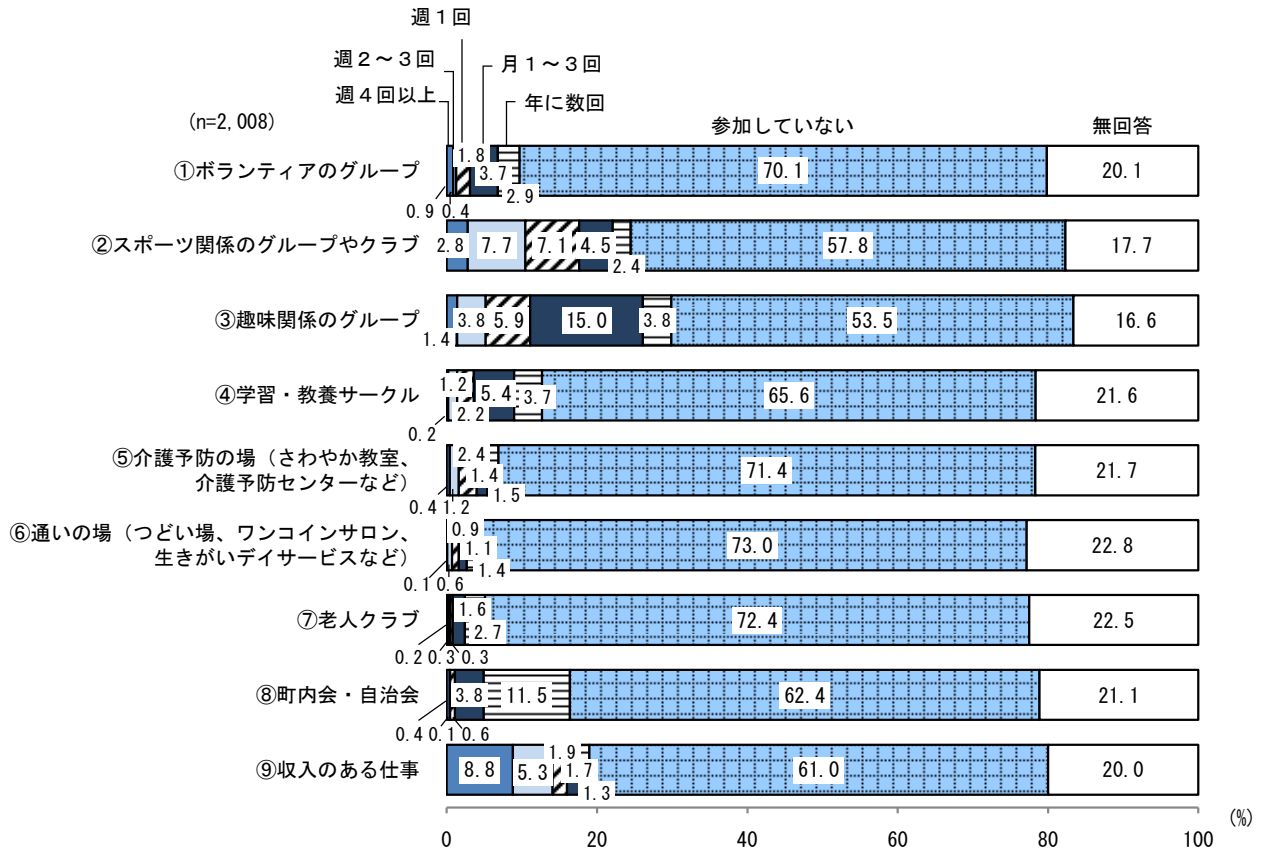
【年齢別 スマートフォンまたはタブレットで利用している機能】



⑦地域での活動状況

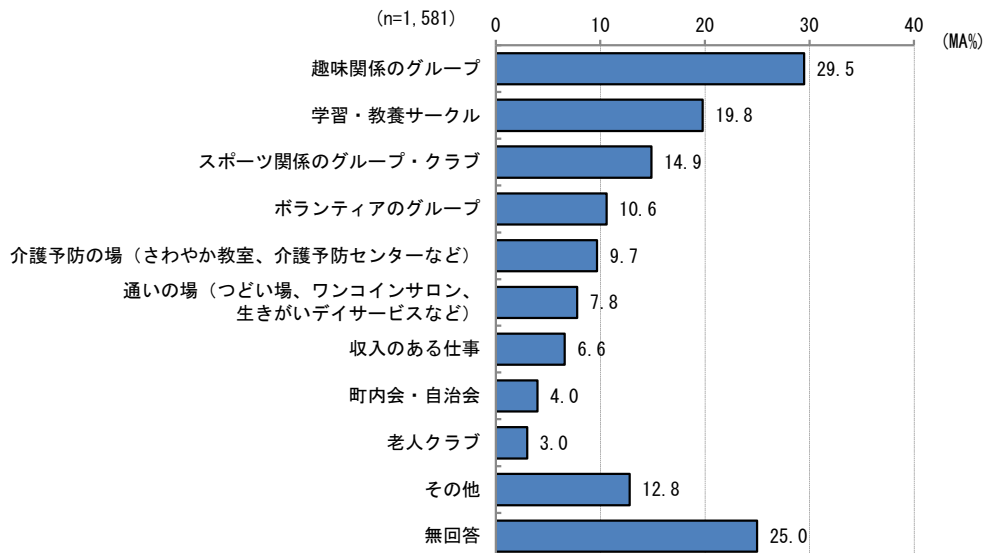
1) 地域の会・グループ等への参加状況

「週4回以上」から「年に数回」までを合わせた『参加している』は、「③趣味関係のグループ」が29.9%と最も多く、次いで、「②スポーツ関係のグループやクラブ」が24.5%、「⑨収入のある仕事」が19.0%となっています。



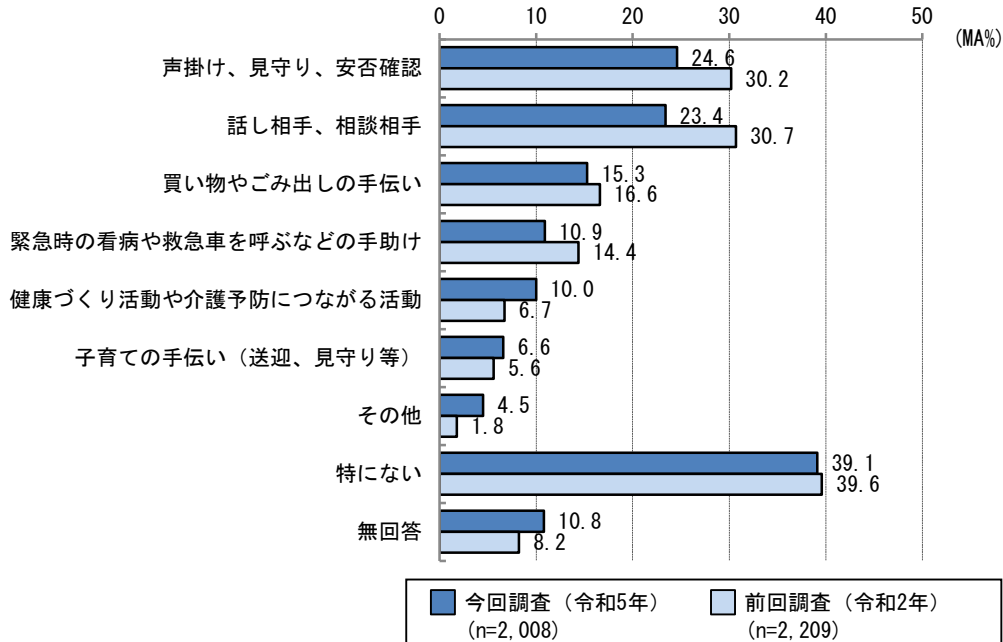
2) 今後参加したい地域の活動

「趣味関係のグループ」が29.5%と最も多く、次いで、「学習・教養サークル」が19.8%、「スポーツ関係のグループ・クラブ」が14.9%となっています。



3) 地域の人に対してできる支援

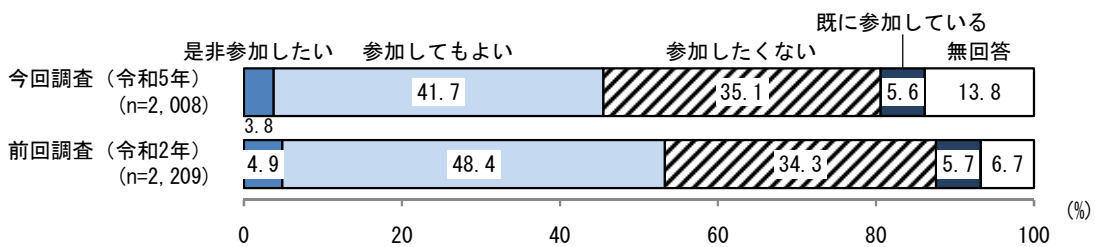
「声掛け、見守り、安否確認」が24.6%と最も多く、次いで、「話し相手、相談相手」が23.4%となっています。一方で、「特にない」が39.1%と4割近くを占めています。



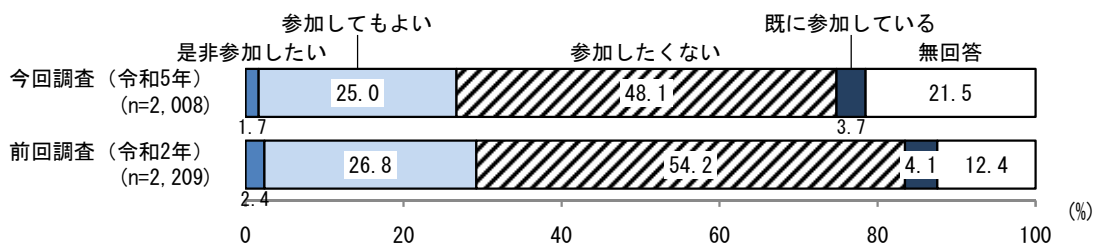
4) 地域づくりの活動への参加意向

参加者としての参加意向がある割合(「既に参加している」「是非参加したい」「参加してもよい」の計)は合計51.1%となっていますが、前回調査に比べて7.9ポイント減少しています。企画・運営(お世話役)としては3割台(30.4%)となっています。

<参加者としての参加>

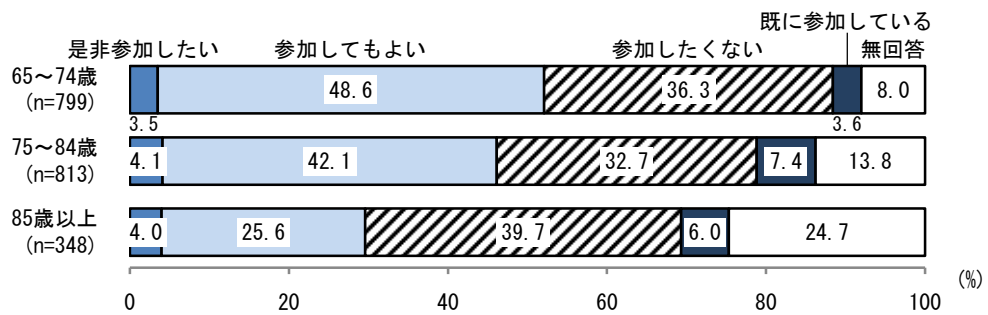


<企画・運営としての参加>

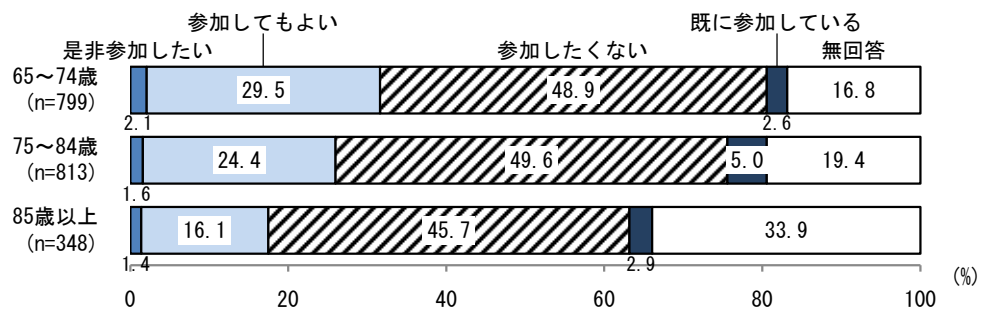


年齢別にみると、参加者としての参加意向がある割合は、65～84歳では5割台を占めるのに対し、85歳以上では3割台となっています。企画・運営としては、75～84歳では「既に参加している」が5.0%と他の年齢に比べて多くなっています。

【年齢別 地域づくりの活動への参加意向『参加者としての参加』】



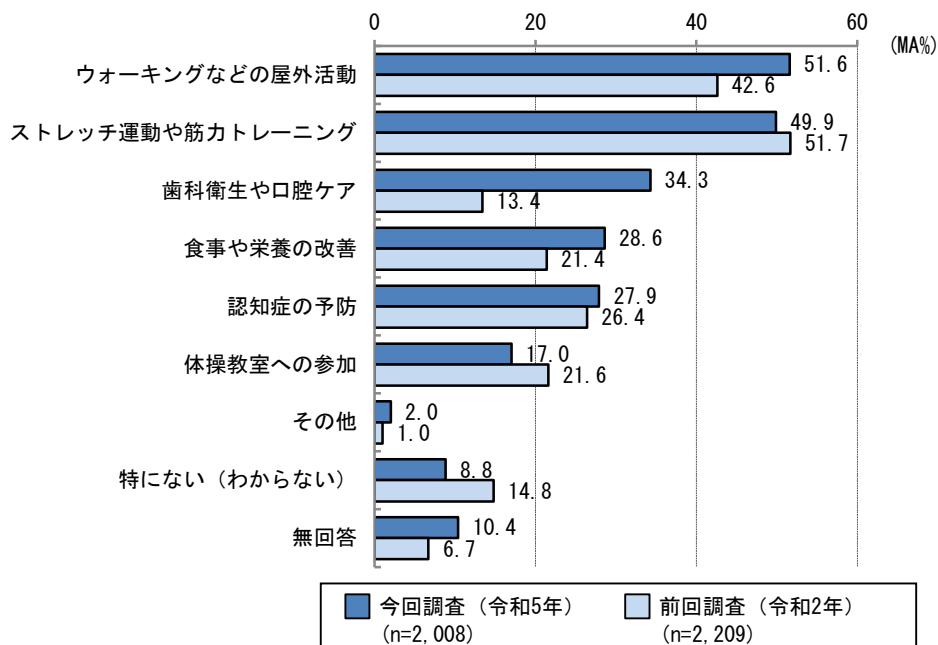
【年齢別 地域づくりの活動への参加意向『企画・運営としての参加』】



⑧介護予防のための取組に対する希望

1) 介護予防のために取り組みたいメニュー

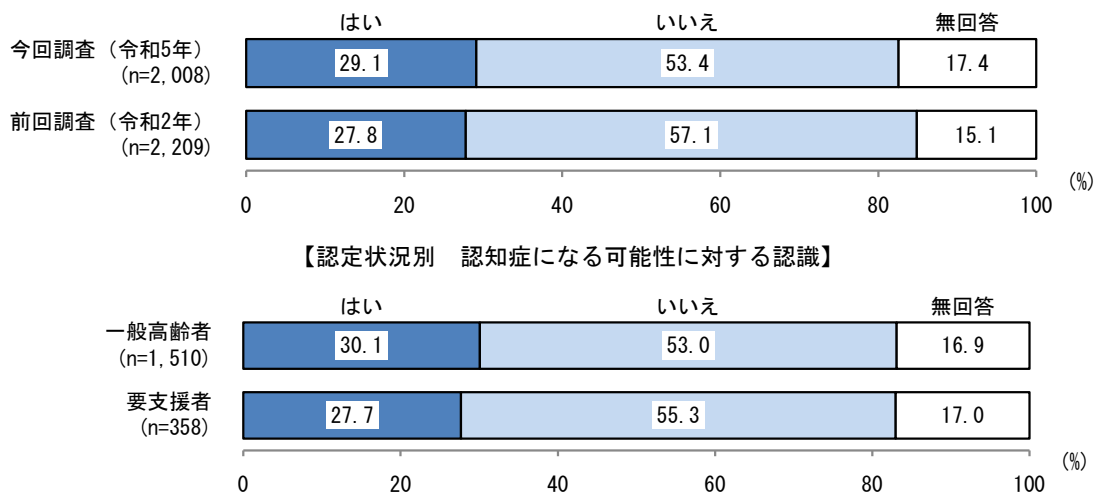
「ウォーキングなどの野外活動」が51.6%と最も多く、次いで、「ストレッチ運動や筋力トレーニング」が49.9%となっています。前回調査に比べて、「歯科衛生や口腔ケア」が20.9ポイント増加しています。



⑨認知症に対する認識

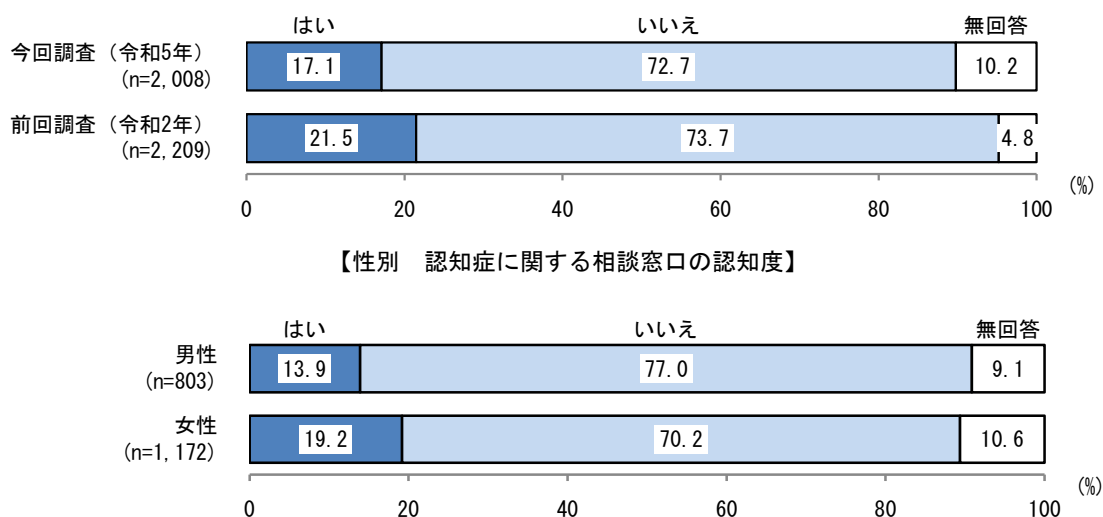
1) 認知症になる可能性に対する認識

自身が認知症になる（患う）と思うという割合（「はい」）は、29.1%となっています。認定状況別にみると、「はい」は一般高齢者でやや多くなっています。



2) 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているという割合（「はい」）は、17.1%となっています。性別にみると、女性で19.2%と男性に比べて多くなっています。

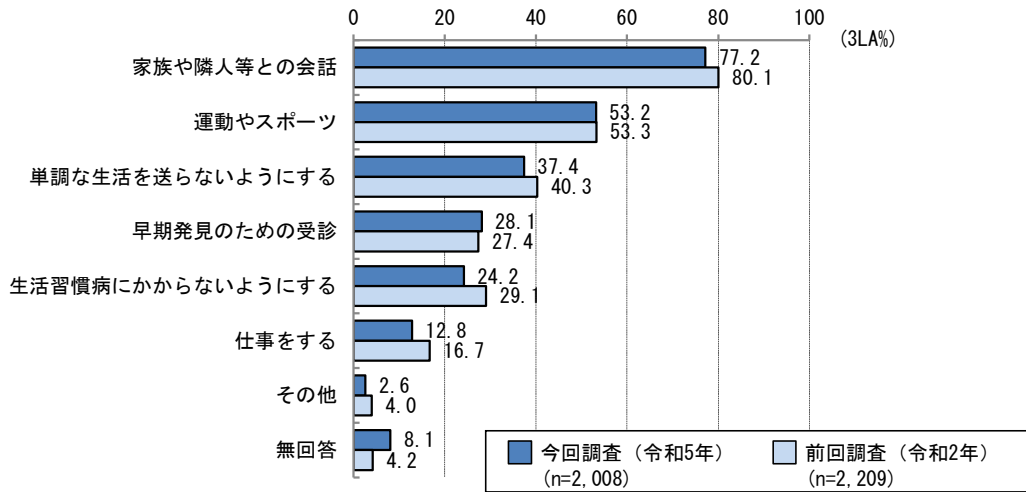


市内の認知症相談センター

名称	住所	電話番号
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘町6-9 (ケアステーションあしや聖徳園内)	32-7552
西山手高齢者生活支援センター	山芦屋町9-18 (アクティブライフ山芦屋内)	25-7681
精道高齢者生活支援センター	呉川町14-9 (保健福祉センター内)	34-6711
潮見高齢者生活支援センター	潮見町31-1 (あしや喜楽苑内)	34-4165

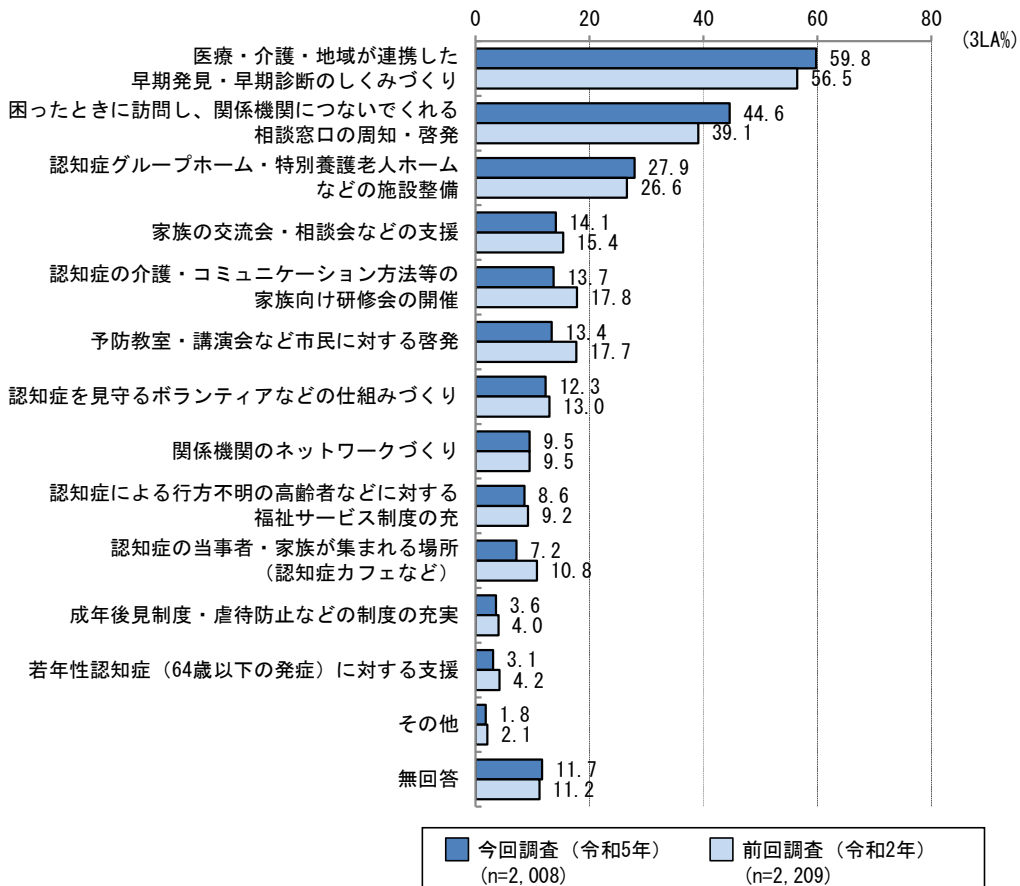
3) 認知症予防に重要だと思うこと

認知症予防に重要だと思うことは、「家族や隣人等との会話」が77.2%と最も多く、次いで、「運動やスポーツ」が53.2%、「単調な生活を送らないようにする」が37.4%となっています。



4) 認知症の人への支援で必要と思うこと

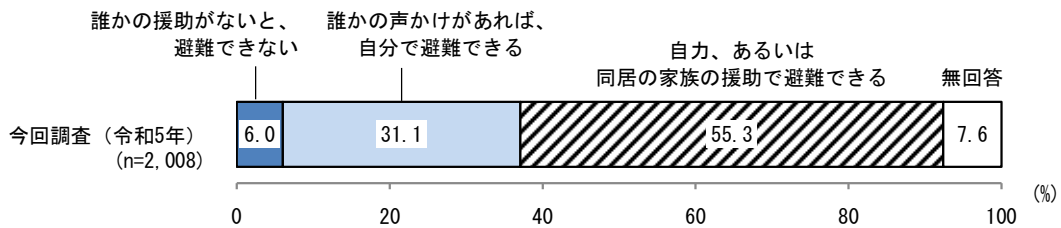
「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期診断のしくみづくり」が59.8%と最も多く、次いで、「困ったときに訪問し、関係機関につないでくれる相談窓口の周知・啓発」が44.6%、「認知症グループホーム・特別養護老人ホームなどの施設整備」が27.9%となっています。前回調査に比べて、「困ったときに訪問し、関係機関につないでくれる相談窓口の周知・啓発」が5.5ポイント増加しています。



⑩災害時の対応

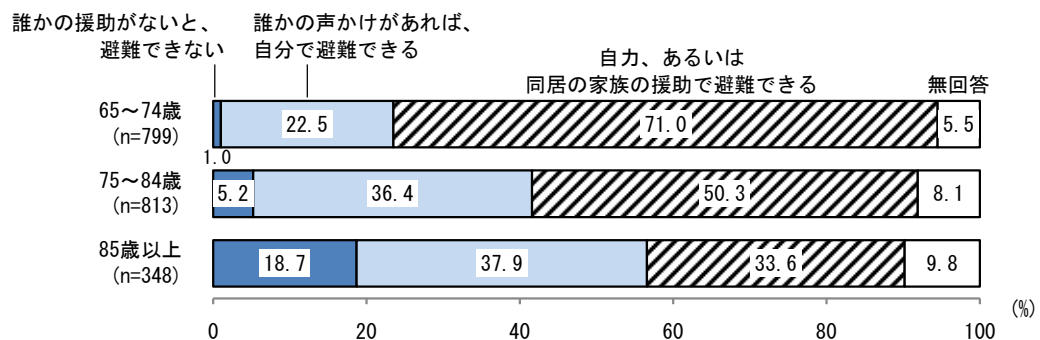
1) 災害などの緊急時の避難の可否

「自力、あるいは同居の家族の援助で避難できる」が55.3%、「誰かの声かけがあれば、自分で避難できる」が31.1%で、計8割以上の方が『避難できる』と回答しています。



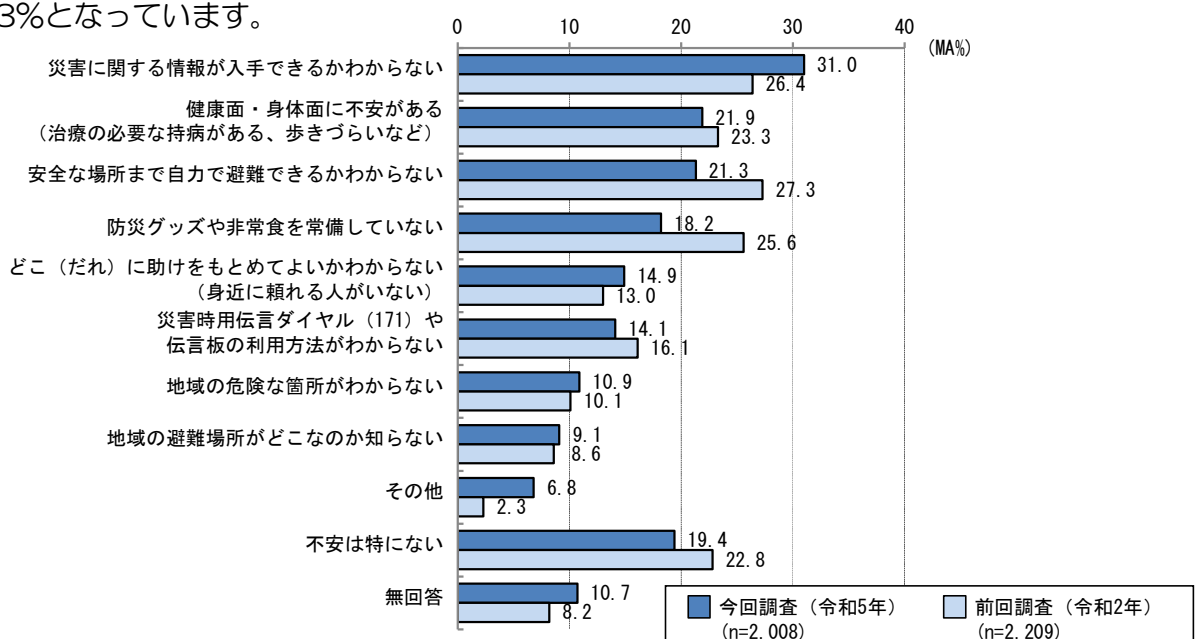
年齢別にみると、「誰かの援助がないと、避難できない」は年齢が上がるにつれて多くなり、85歳以上で18.7%となっています。

【年齢別 災害などの緊急時の避難の可否】



2) 災害時に対し不安に思うこと

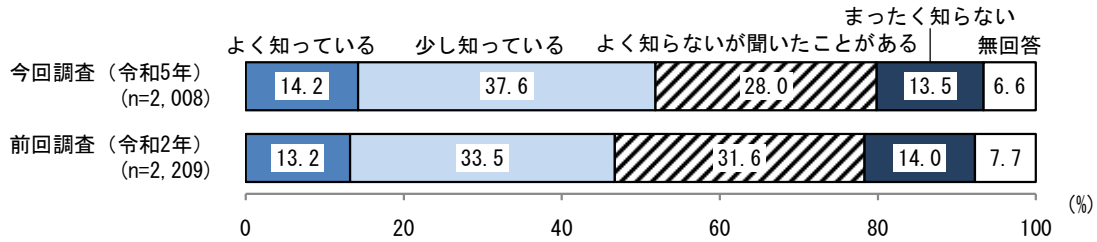
「災害に関する情報が入手できるかわからない」が31.0%と最も多く、前回調査に比べて4.6ポイント増加しています。次いで、「健康面・身体面に不安がある（治療の必要な持病がある、歩きづらいなど）」が21.9%、「安全な場所まで自力で避難できるかわからない」が21.3%となっています。



⑪権利擁護の取り組み

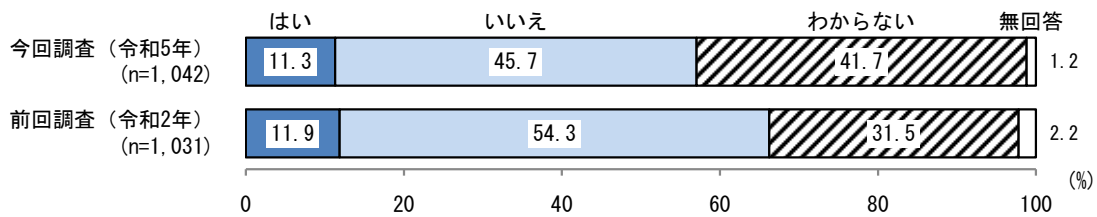
1) 成年後見制度の認知度

「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた『知っている』は合計51.8%で、前回調査に比べて5.1ポイント増加しています。



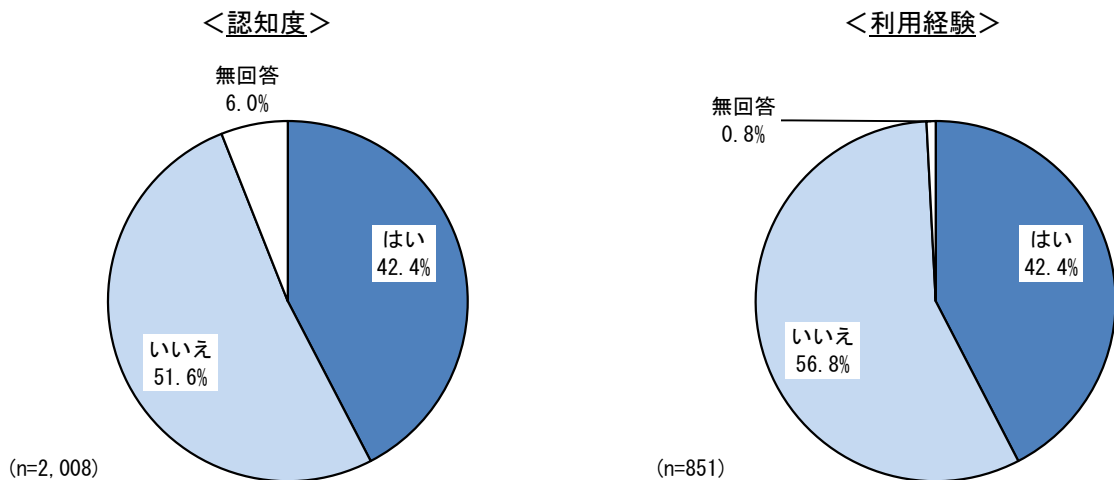
2) 利用意向

成年後見制度を『知っている』と回答した方の今後の利用意向について、「はい」(利用したい)は11.3%と、前回調査と同程度になっています。



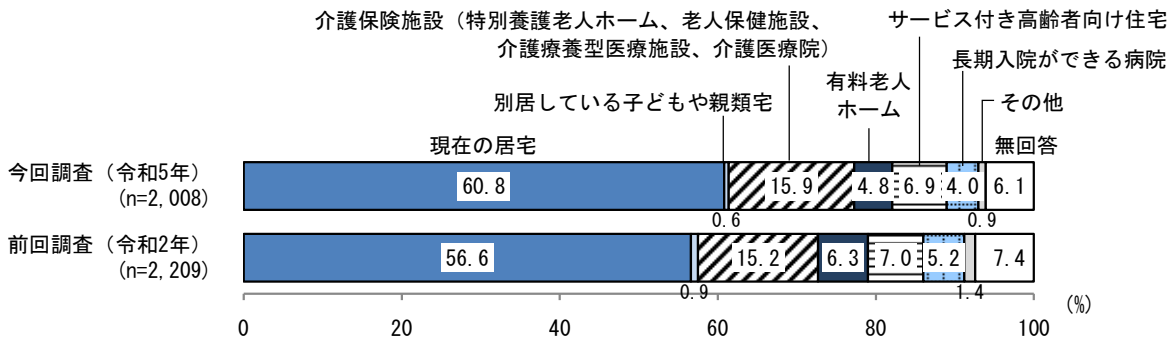
⑫高齢者生活支援センターの認知と利用

高齢者生活支援センターを「知っている」(「はい」)は42.4%、そのうち、「利用したことがある」(「はい」)は42.4%となっています。



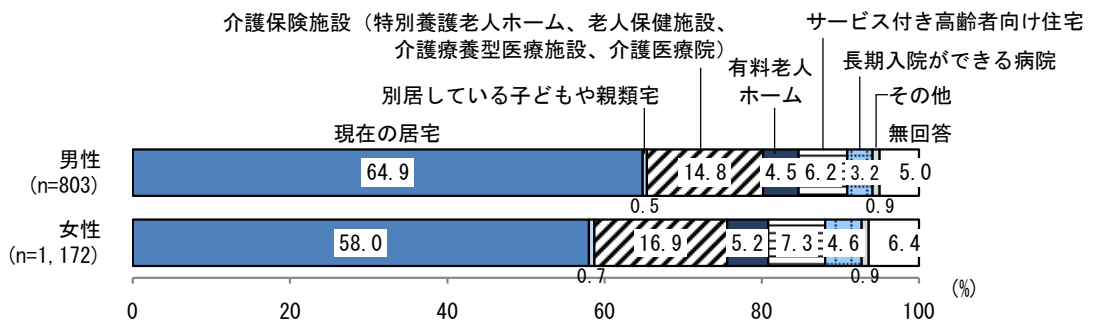
⑬介護が必要になった場合に希望する住まい

「現在の居宅」が60.8%と最も多く、前回調査に比べて4.2ポイント増加しています。次いで、「介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)」が15.9%となっています。



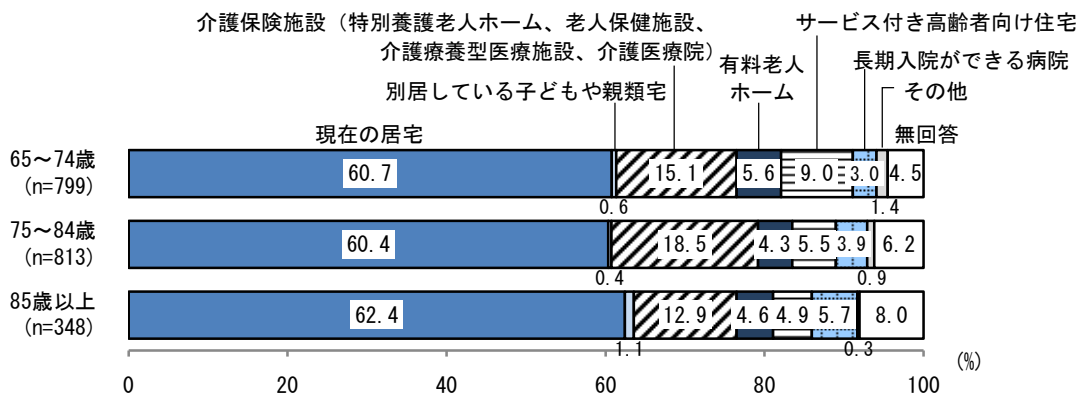
性別にみると、男性は「現在の居宅」が64.9%と、女性に比べて6.9ポイント多くなっています。

【性別 介護が必要になった場合に希望する住まい】



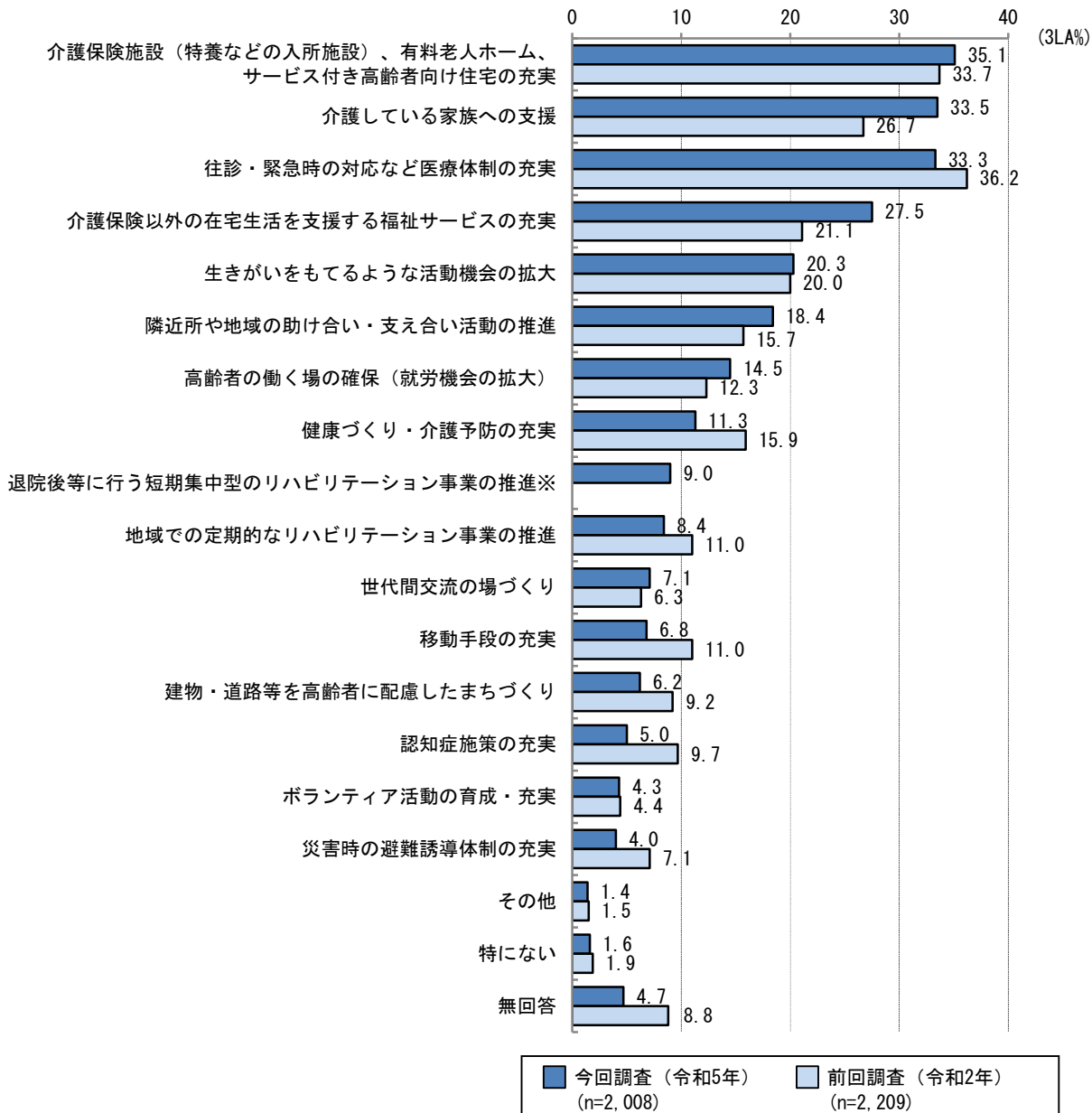
年齢別にみると、65～74歳の「前期高齢者」では、「有料老人ホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」、75～84歳では「介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)」、85歳以上では「現在の居宅」の割合が、それぞれ他の年齢層に比べて多くなっています。

【年齢別 介護が必要になった場合に希望する住まい】



⑭高齢者への支援として必要と思うこと

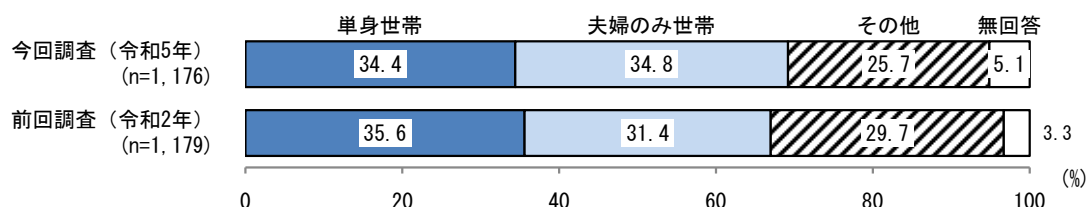
「介護保険施設（特養などの入所施設）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の充実」が35.1%と最も多く、次いで、「介護している家族への支援」が33.5%、「往診・緊急時の対応など医療体制の充実」が33.3%となっています。前回調査に比べて、「介護している家族への支援」が6.8ポイント、「介護保険以外の在宅生活を支援する福祉サービスの充実」が6.4ポイント増加しています。



(5)『在宅介護実態調査』結果

①世帯類型

単身世帯が34.4%、夫婦のみが世帯が34.8%、その他が25.7%となっています。

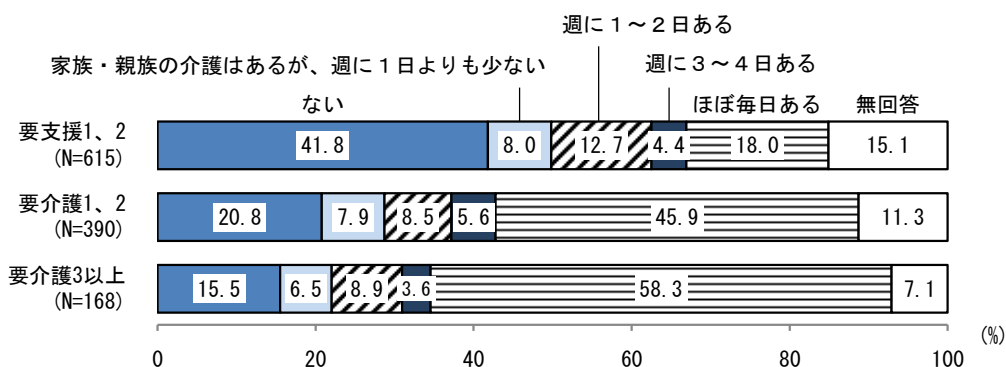


②介護を受ける頻度

家族・親族から介護を『受けている』（「ない」以外の合計）は56.3%となっています。

要介護度別にみると、要支援1、2では「ない」が41.8%で最も多く、要介護1、2では『受けている』が67.9%、要介護3以上では77.3%となっています。

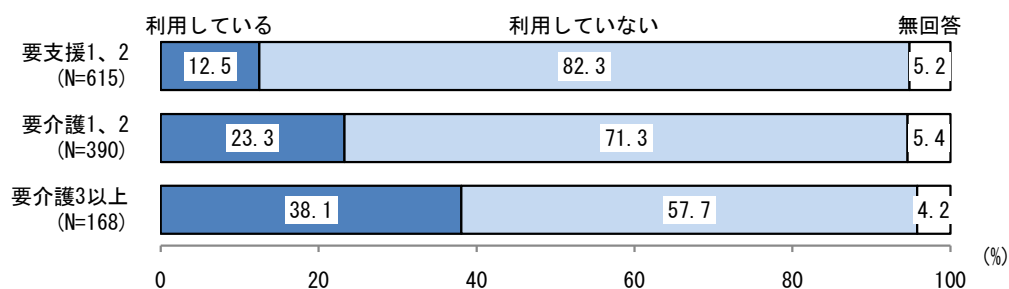
【要介護度別 介護を受ける頻度】



③訪問診療の利用状況

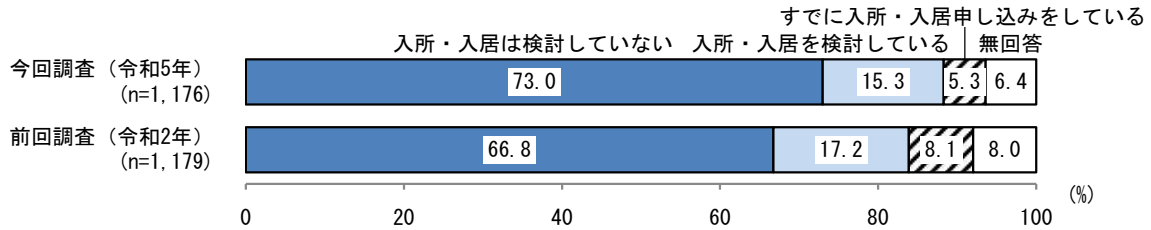
訪問診療を「利用している」は19.7%で、要介護度別にみると、訪問診療を「利用している」は要介護3以上で38.1%と多くなっています。

【要介護度別 訪問診療の利用状況】



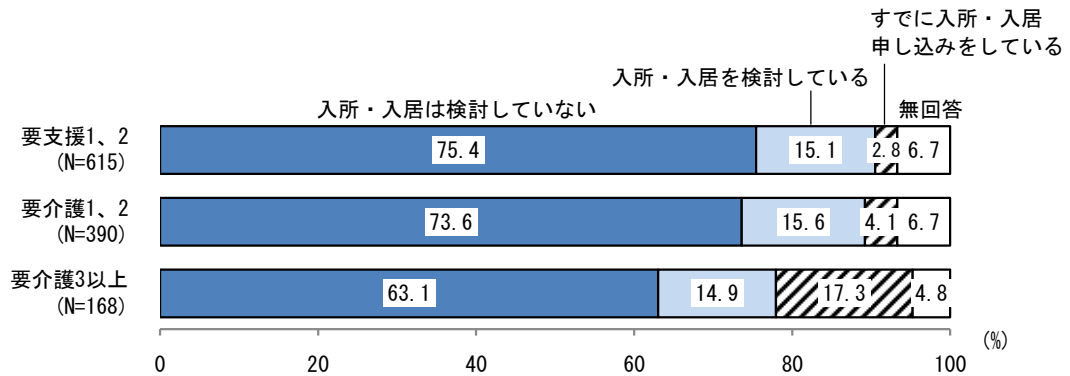
④施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の意向がある人（「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」）は合計 20.6%で、前回調査に比べて 4.7 ポイント減少しています。



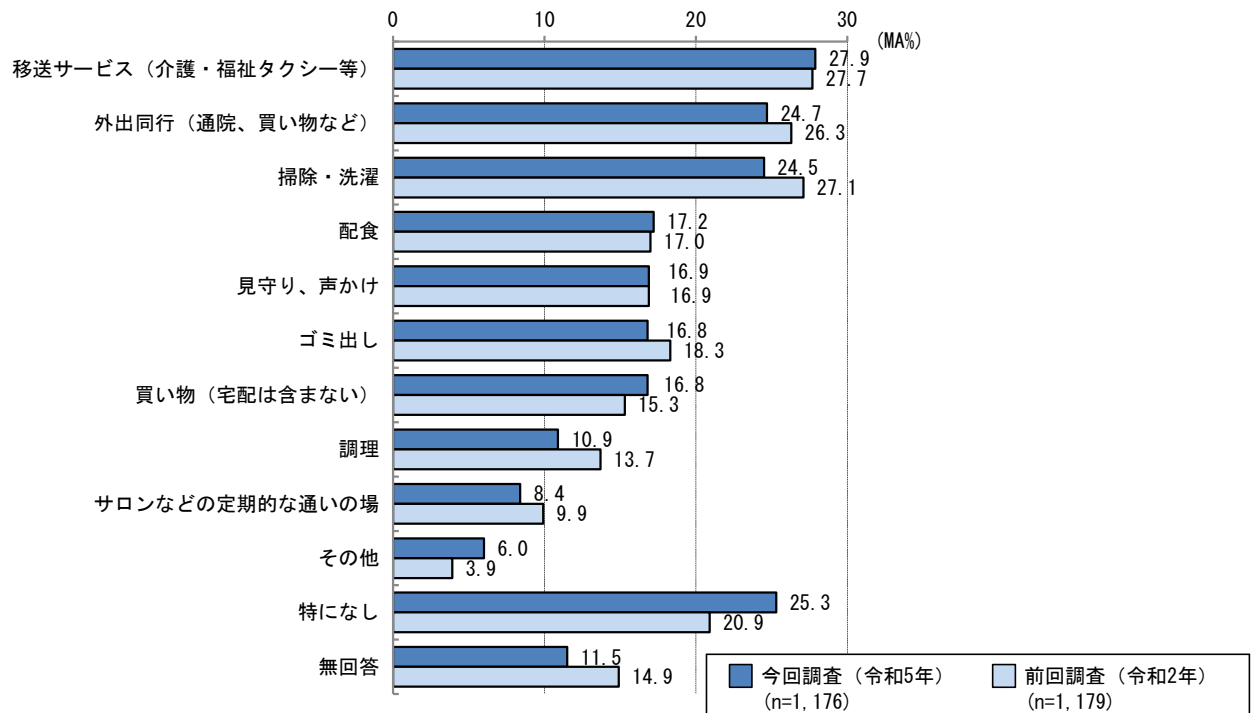
要介護度別にみると、入所・入居の意向がある人は要支援1、2、要介護1、2で2割弱、要介護3以上では3割強となっています。

【要介護度別 施設等への入所・入居の検討状況】



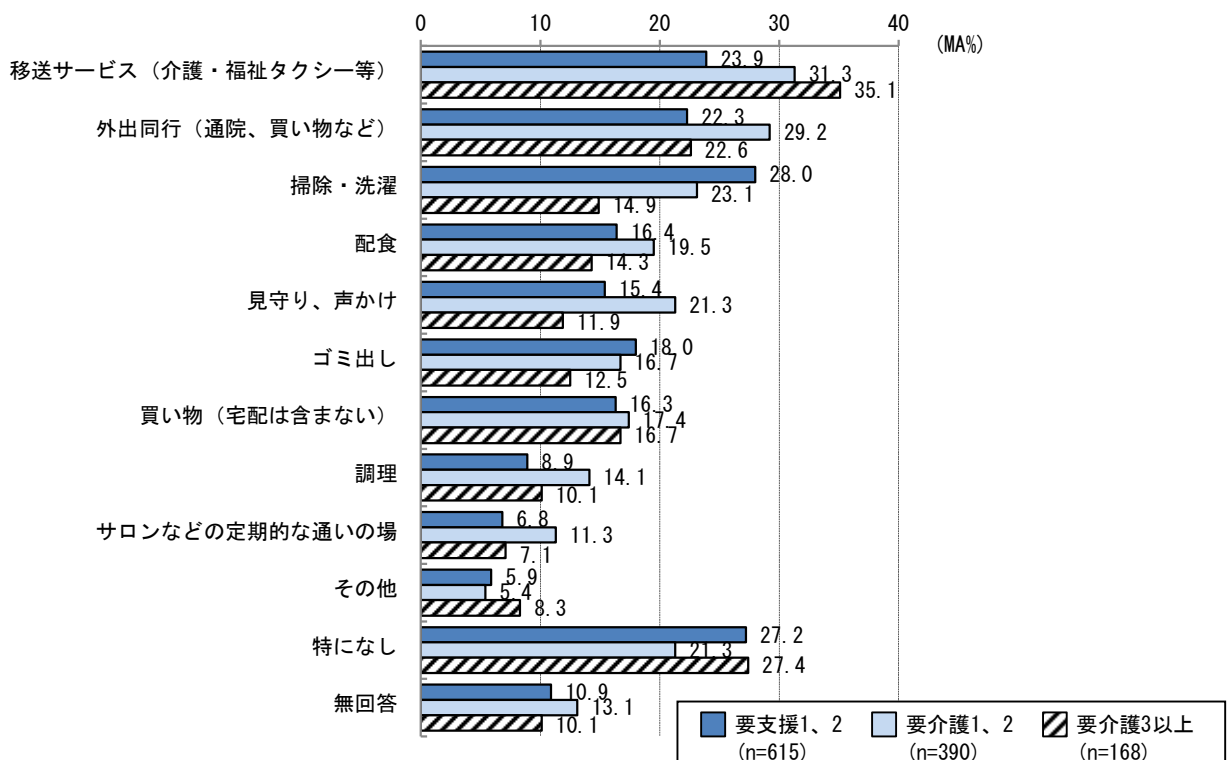
⑤在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が27.9%と最も多く、次いで、「外出同行（通院、買い物など）」が24.7%、「掃除・洗濯」が24.5%となっています。



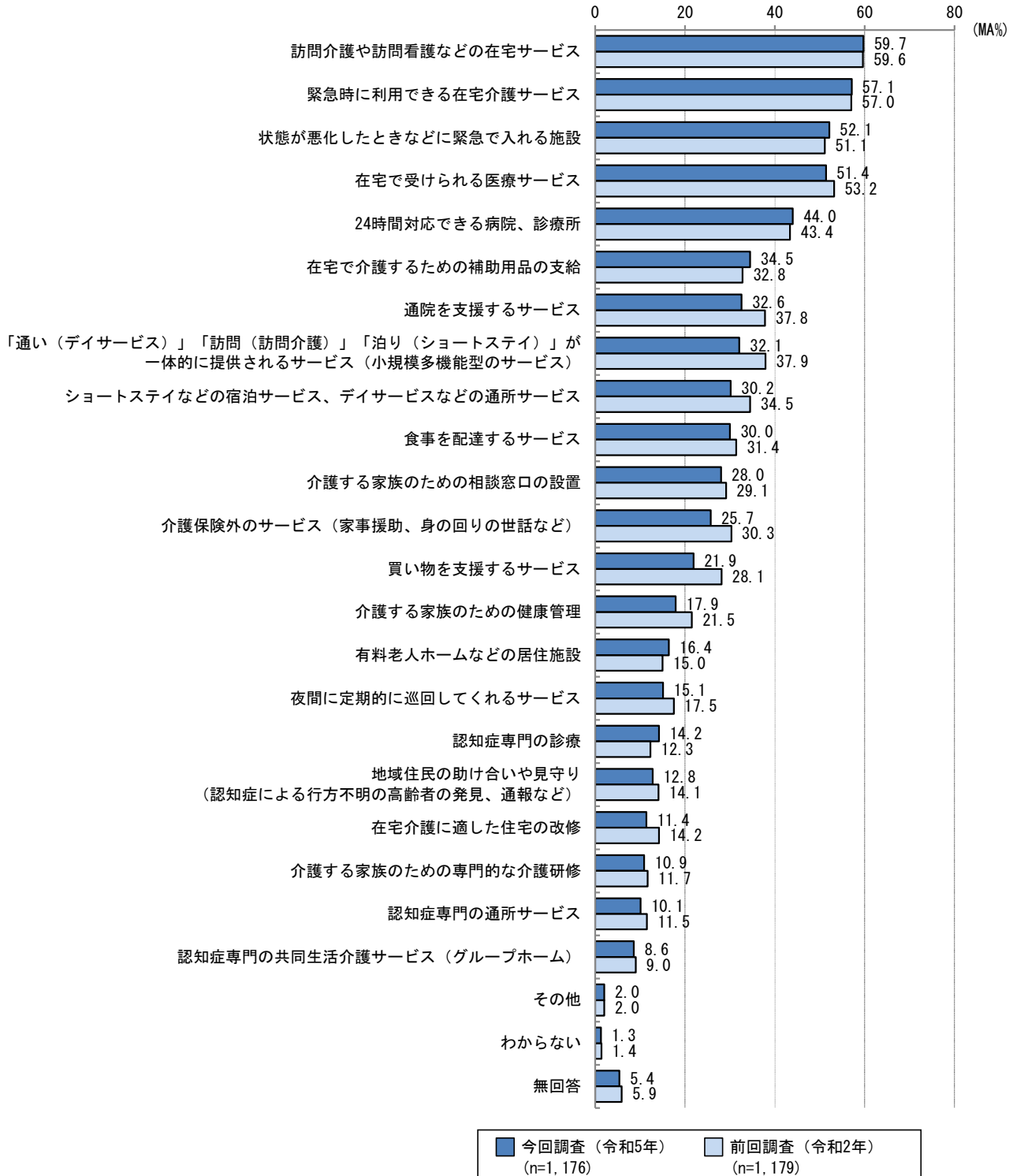
介護度別にみると、要支援1、2では「掃除・洗濯」、要介護認定者では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっています。

【要介護度別 在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス】



⑥身の回りのことができなくなったときに必要なサービス

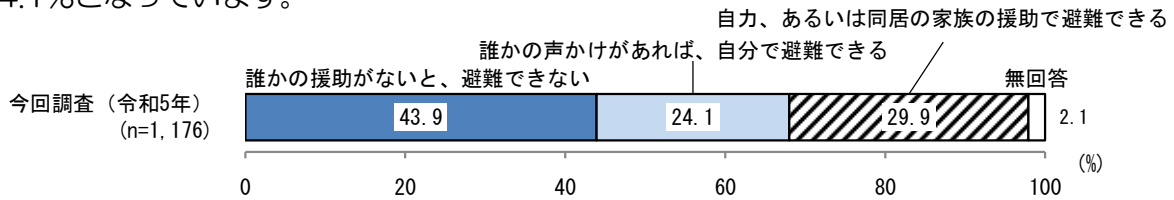
「訪問介護や訪問看護などの在宅サービス」が59.7%と最も多く、次いで、「緊急時に利用できる在宅介護サービス」が57.1%、「状態が悪化したときなどに緊急で入れる施設」が52.1%、「在宅で受けられる医療サービス」が51.4%となっています。



⑦災害時の対応

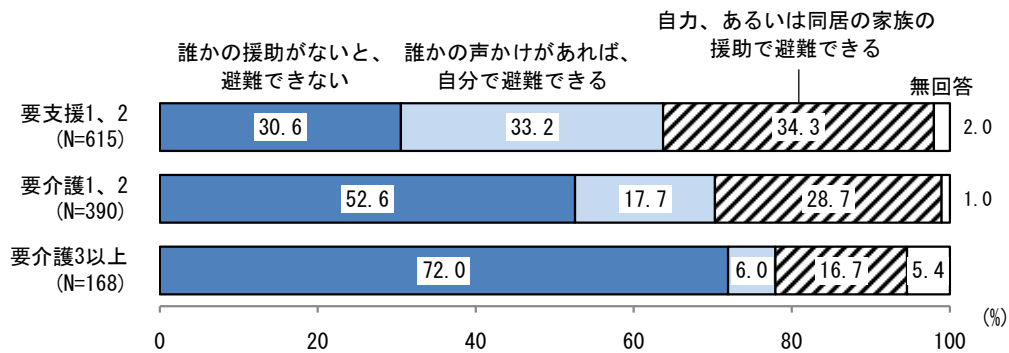
1) 災害などの緊急時の避難の可否

「誰かの援助がないと、避難できない」が43.9%と最も多く、次いで、「自力、あるいは同居の家族の援助で避難できる」が29.9%、「誰かの声かけがあれば、自分で避難できる」が24.1%となっています。



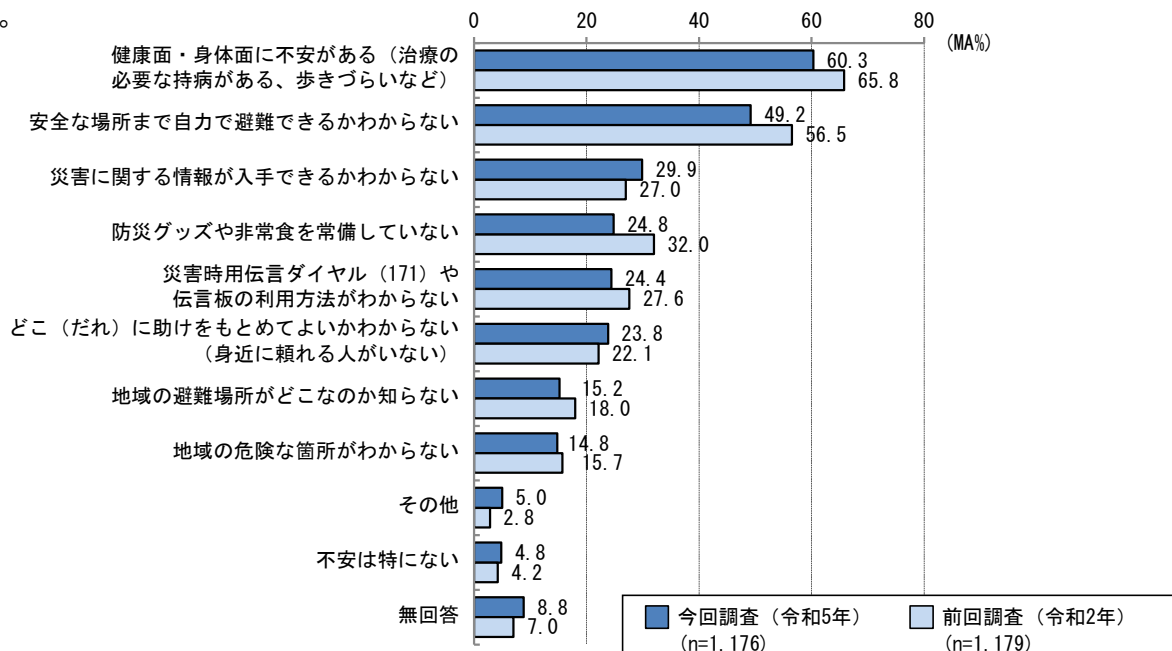
要介護度別にみると、要介護3以上では、「誰かの援助がないと、避難できない」が72.0%と、他の区分に比べて多くなっています。

【要介護度別 災害などの緊急時の避難の可否】



2) 災害時に対し不安に思うこと

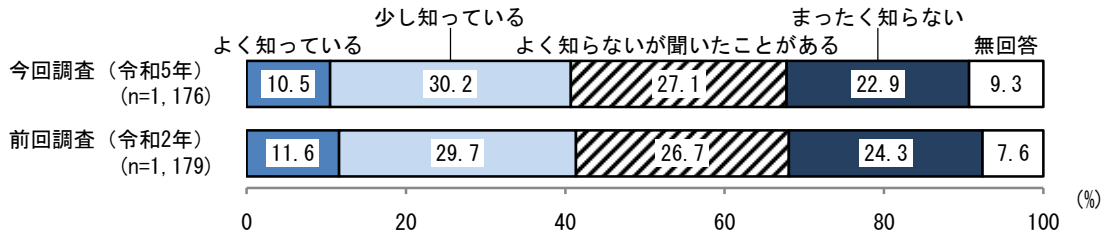
「健康面・身体面に不安がある（治療の必要な持病がある、歩きづらいなど）」が60.3%と最も多く、次いで、「安全な場所まで自力で避難できるかわからない」が49.2%となっています。



⑧権利擁護の取り組み

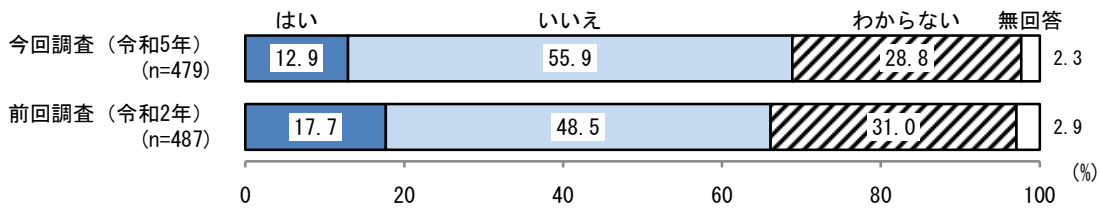
1) 成年後見制度の認知度

成年後見制度について、「少し知っている」が30.2%と最も多く、「よく知っている」と「少し知っている」を合わせた『知っている』は40.7%となっています。



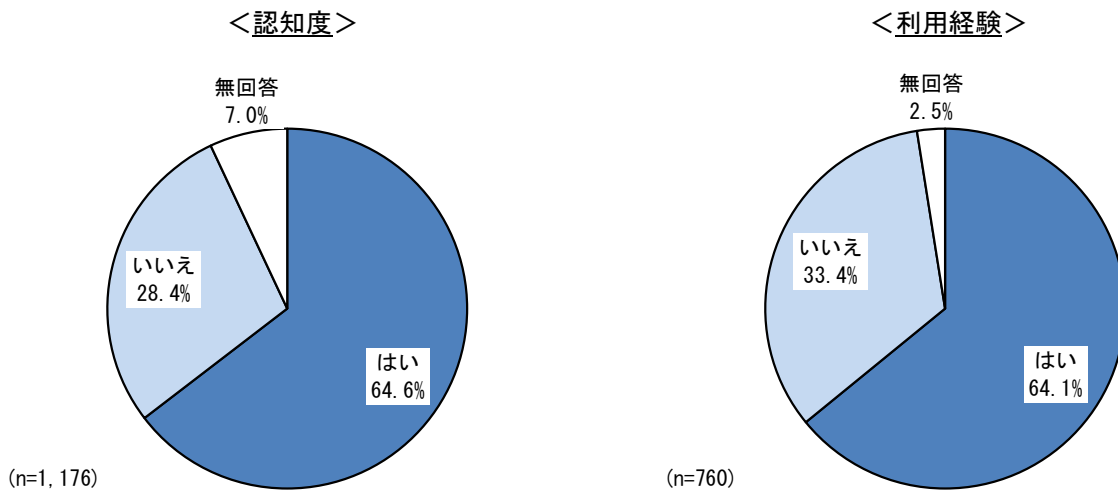
2) 利用意向

成年後見制度について知っている人のうち、今後利用したいという人(「はい」)は12.9%で、前回調査に比べて4.8ポイント減少しています。



⑨高齢者生活支援センターの認知と利用

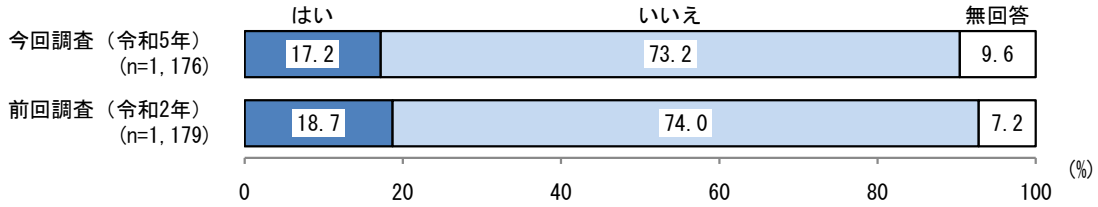
高齢者生活支援センターを「知っている」(「はい」)は64.6%、そのうち、「利用したことがある」(「はい」)は64.1%となっています。



⑩認知症に対する認識

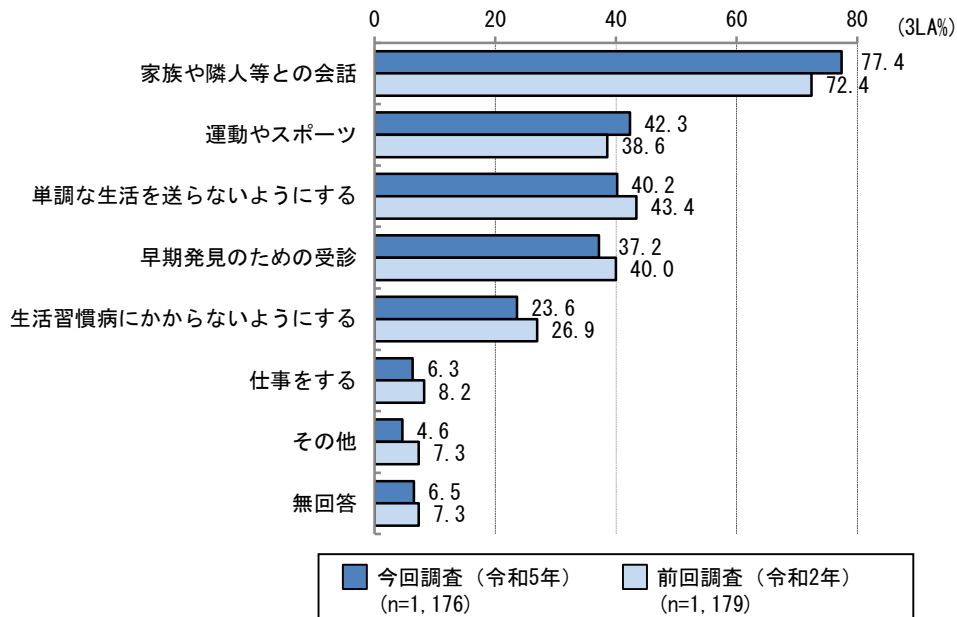
1) 認知症に関する相談窓口の認知度

認知症に関する相談窓口を知っているという割合（「はい」）は17.2%となっています。



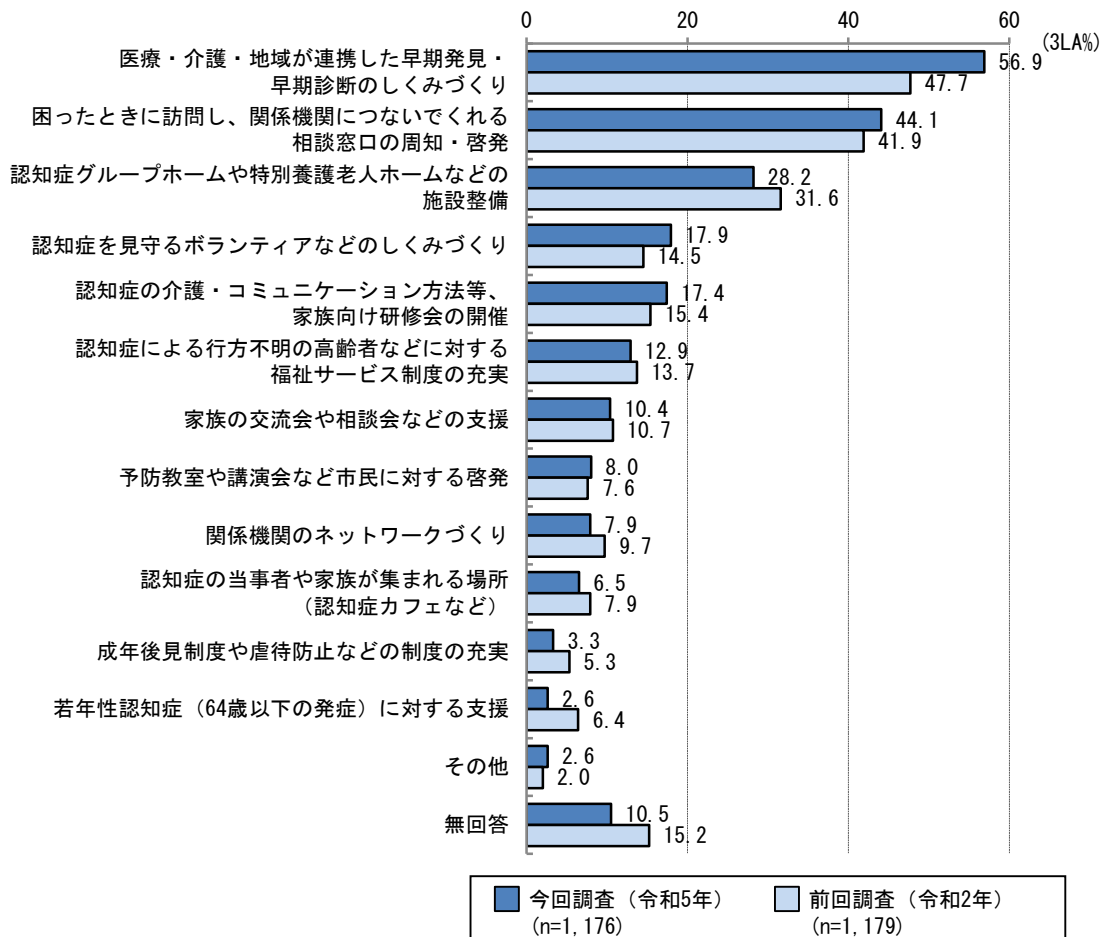
2) 認知症予防に重要だと思うこと

認知症予防に重要だと思うことは、「家族や隣人等との会話」が77.4%と最も多く、次いで、「運動やスポーツ」が42.3%、「単調な生活を送らないようにする」が40.2%となっています。



3) 認知症の人への支援で必要と思うこと

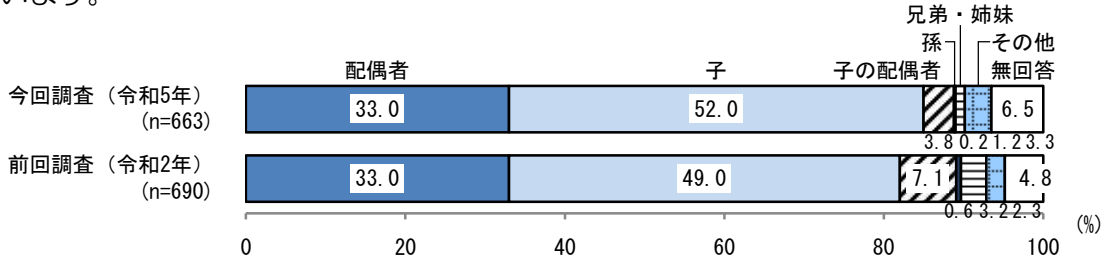
「医療・介護・地域が連携した早期発見・早期診断のしくみづくり」が56.9%と最も多く、次いで「困ったときに訪問し、関係機関につないでくれる相談窓口の周知・啓発」が44.1%、「認知症グループホームや特別養護老人ホームなどの施設整備」が28.2%となっています。



⑪主な介護者の状況（※家族や親族から介護を受けていると回答した人）

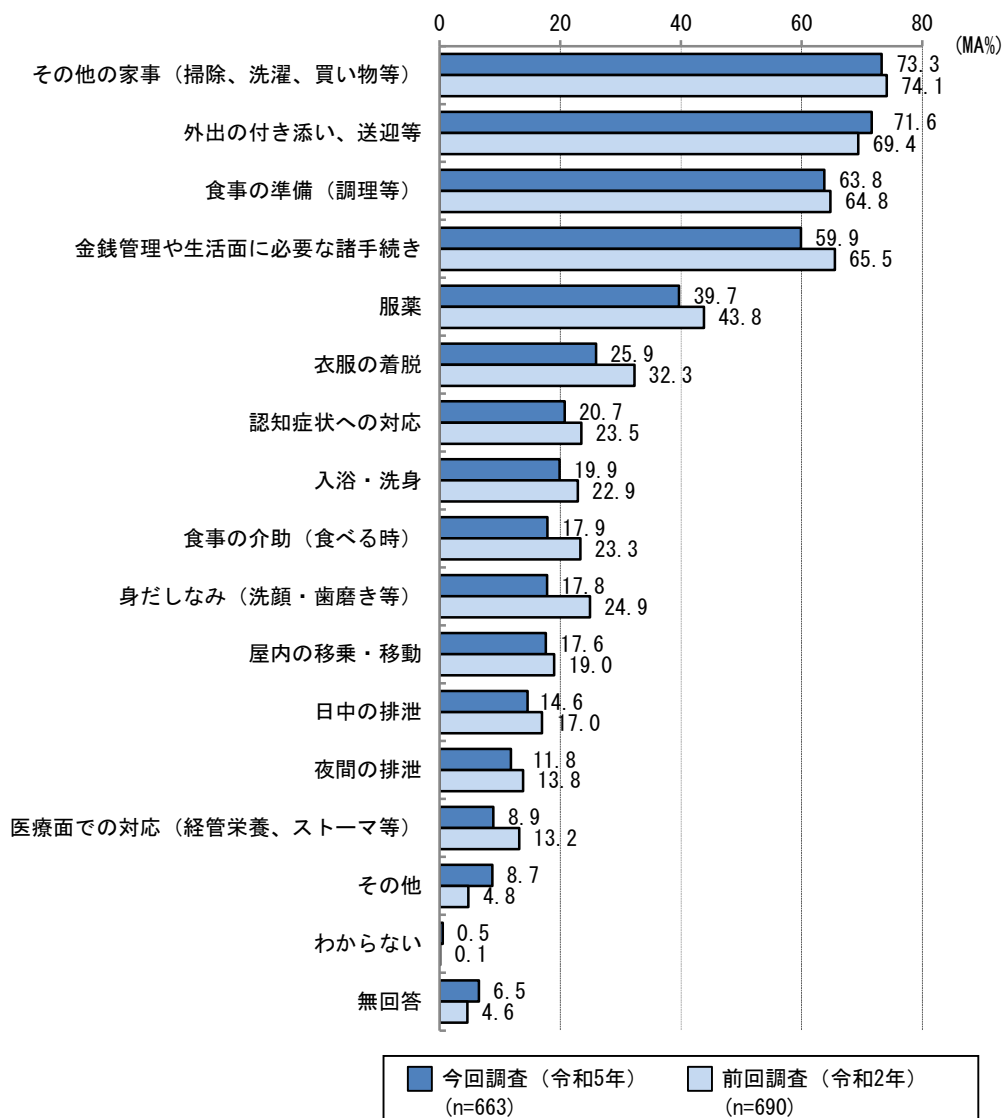
1) 主な介護者の続柄

「子」が52.0%と最も多く、次いで、「配偶者」が33.0%、「子の配偶者」が3.8%となっています。



2) 介護等の内容

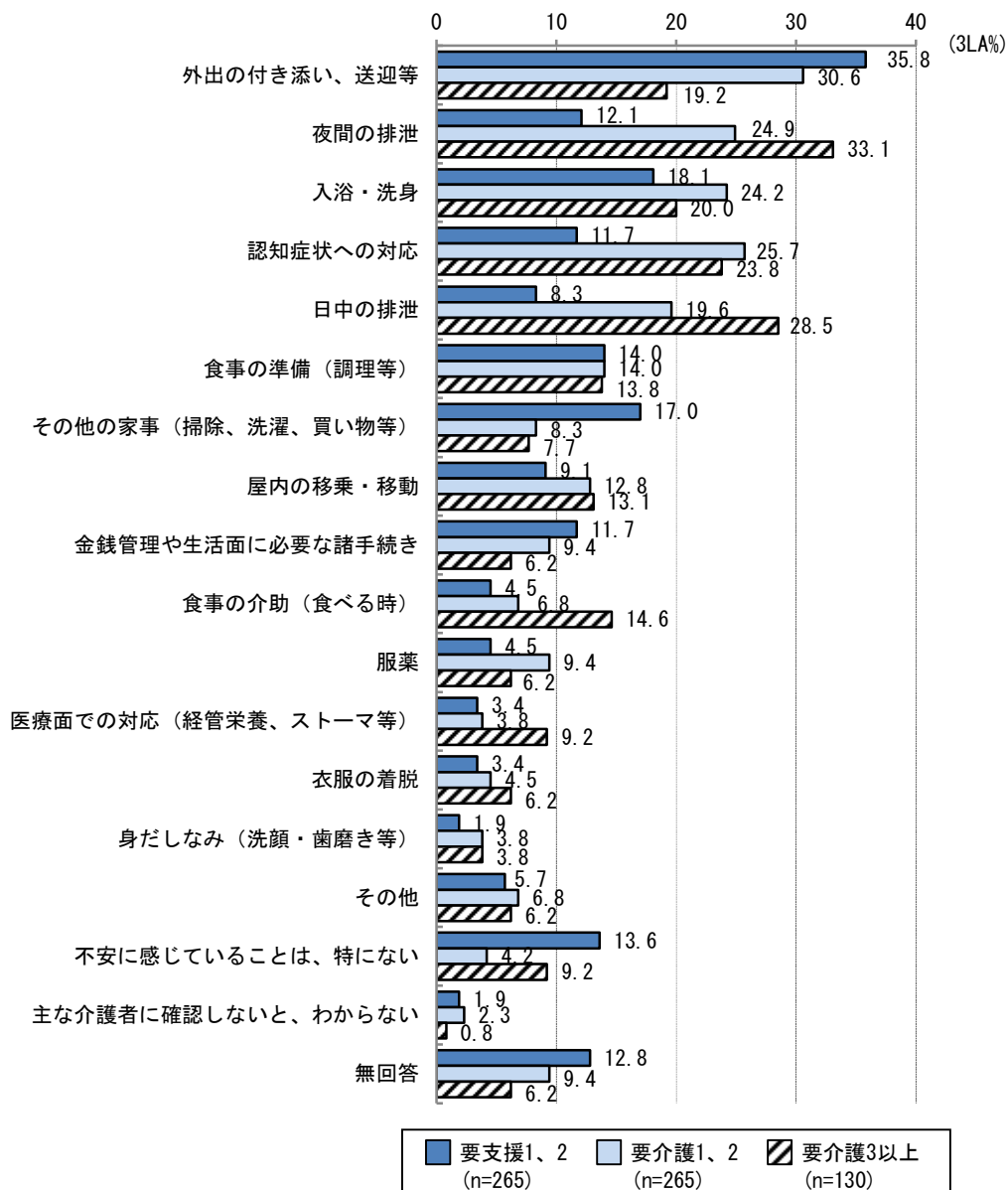
「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が73.3%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が71.6%、「食事の準備（調理等）」が63.8%となっています。



3) 不安を感じる介護等の内容

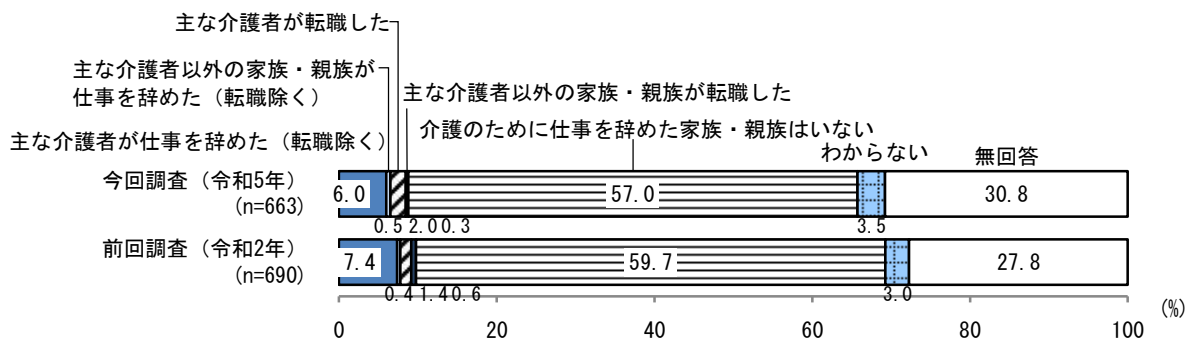
要介護度別にみると、要支援1、2と要介護1、2では「外出の付き添い、送迎等」が最も多く、要介護3以上では「夜間の排泄」が、33.1%と最も多くなっています。

【要介護度別 不安を感じる介護等の内容】



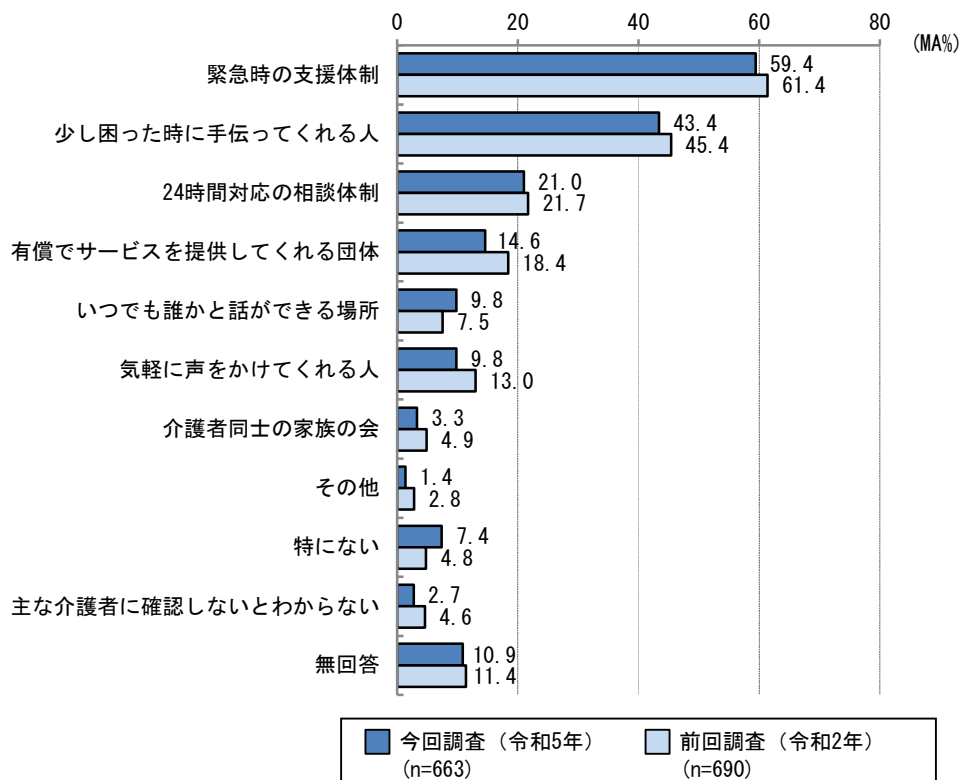
4) 介護離職の状況

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が57.0%と最も多くなっています。



5) 在宅生活の継続のために必要と感じる地域での支援

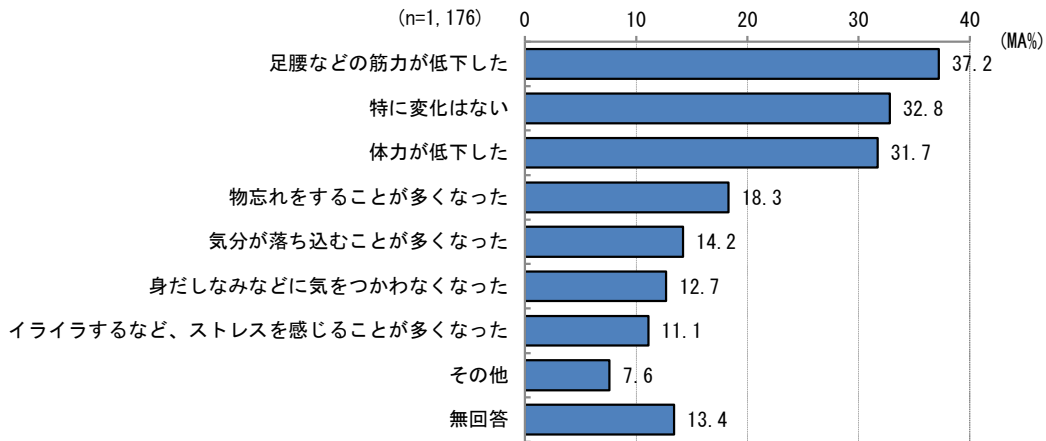
「緊急時の支援体制」が59.4%と最も多く、次いで、「少し困った時に手伝ってくれる人」が43.4%、「24時間対応の相談体制」が21.0%となっています。



⑫新型コロナウイルス感染症の影響について

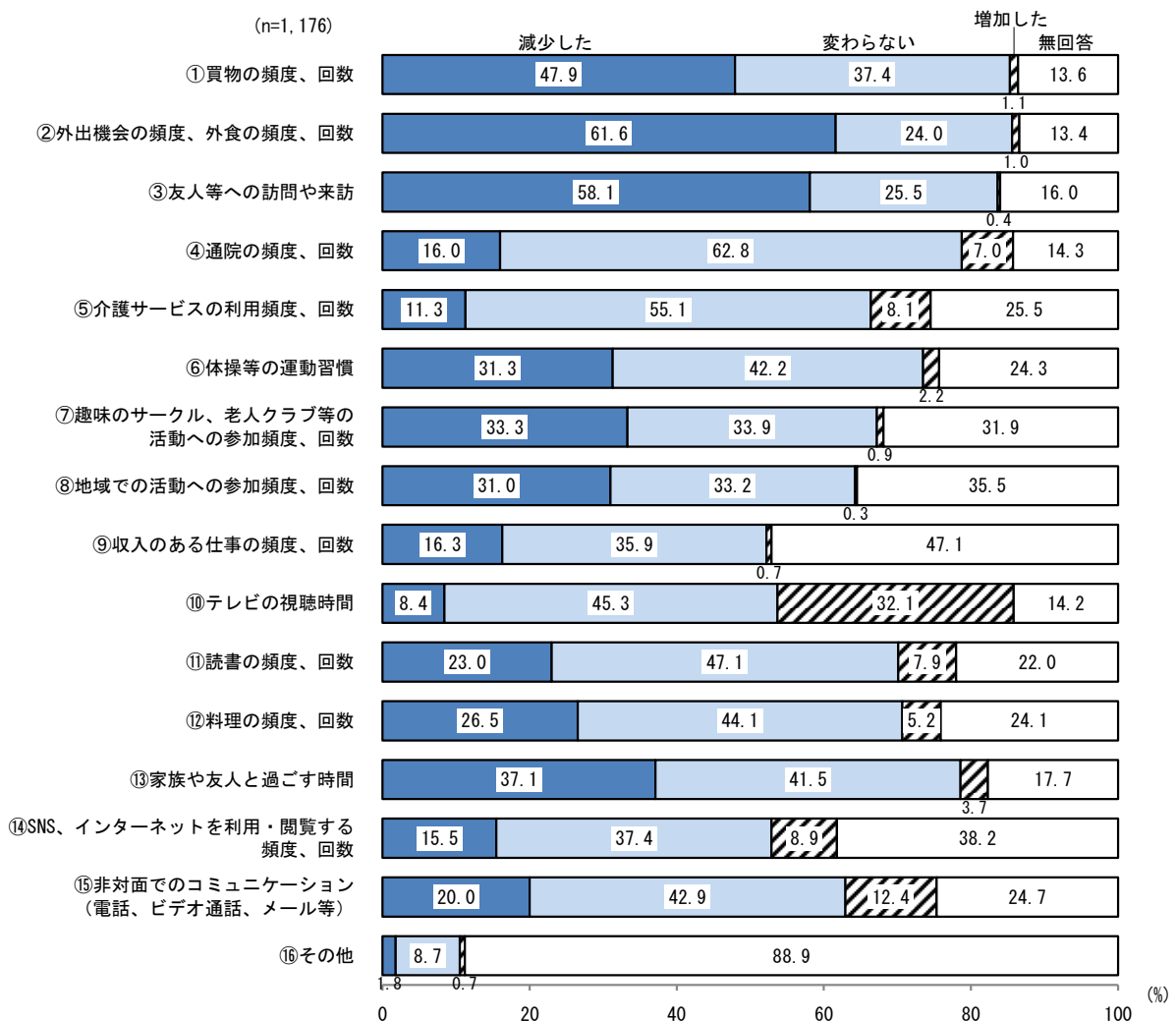
1) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

心身に与えた影響では、「足腰などの筋力が低下した」が37.2%と最も多く、次いで、「体力が低下した」が31.7%となっています。一方、「特に変化はない」も32.8%みられます。



2) コロナ禍前との日常生活の変化

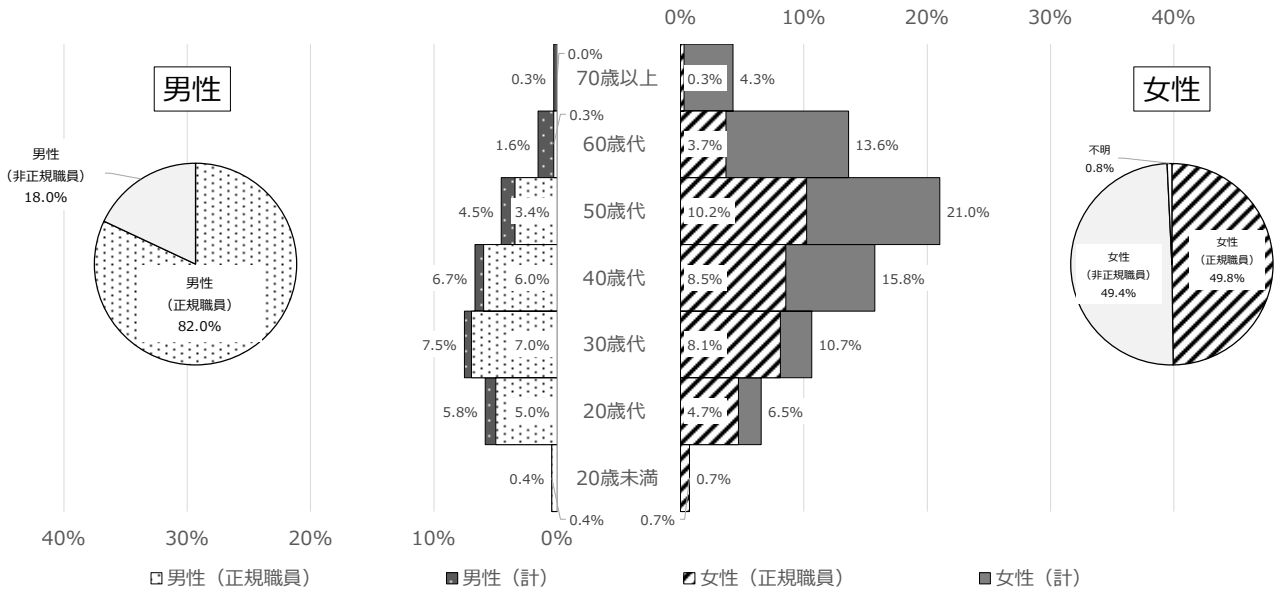
日常生活に与えた影響では、「外出機会の頻度、外食の頻度、回数」、「友人等への訪問や来訪」で「減少した」が6割前後と多くなっています。



(6)『介護人材実態調査』結果

①性別・年齢別の雇用形態の構成比（全サービス系統合計、n=704）

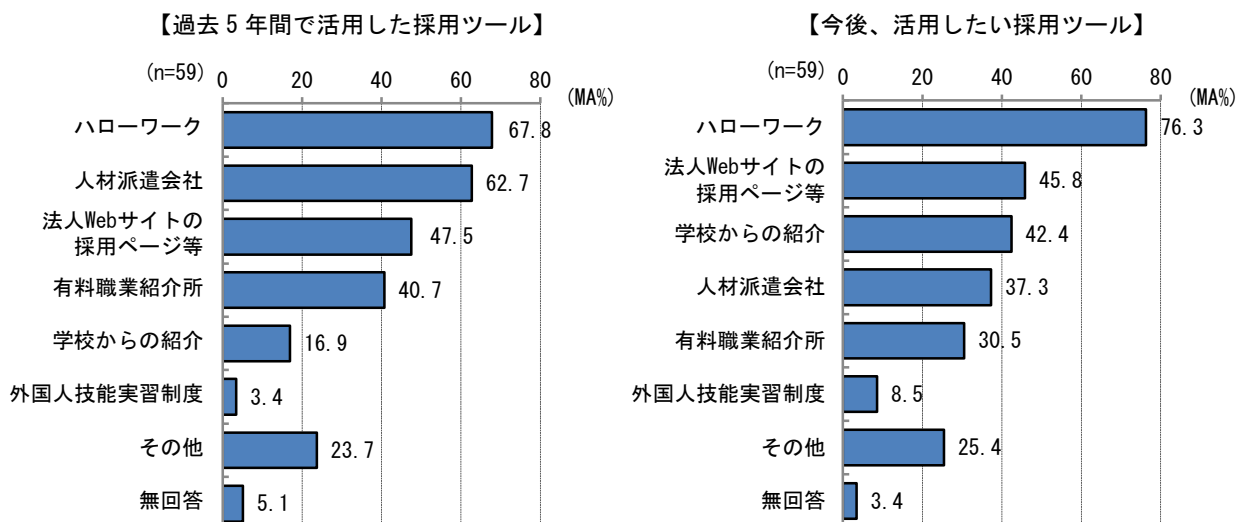
「性別・年齢別の雇用形態の構成比をみると、女性 50 歳代が全体の 21.0%と最も多く、次いで、女性 40 歳代が 15.8%となっています。男性は 30 歳代、40 歳代がやや多くなっていますが、すべての年齢層で 1 割未満となっています。また、男性は正規職員の比率が高いのに対し、女性 40 歳代、50 歳代は正規職員と非正規職員が同程度、60 歳代、70 歳以上では非正規職員のほうが多くなっています。



②事業所の介護人材戦略等（採用ツール）

過去5年間で活用した採用ツールは、「ハローワーク」が 67.8%と最も多く、次いで、「人材派遣会社」が 62.7%、「法人 Web サイトの採用ページ等」が 47.5%となっています。

今後、活用したい採用ツールは、「ハローワーク」が 76.3%と最も多く、次いで、「法人 Web サイトの採用ページ等」が 45.8%、「学校からの紹介」が 42.4%となっています

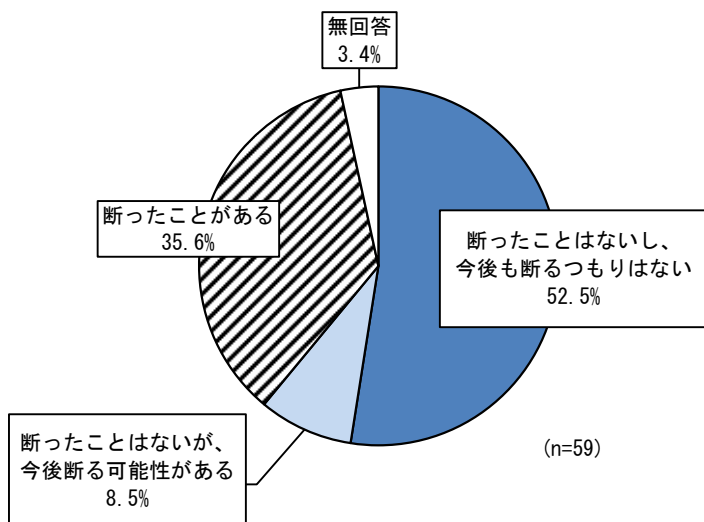


③事業所の介護人材戦略等（サービス提供）

人員不足を理由として、サービス提供を断ったことについては、「断ったことはないし、今後も断るつもりはない」が52.5%と最も多く、「断ったことがある」は35.6%となっています。

また、「断ったことがある」とお答えの事業所に、その理由を伺ったところ、計19件のご意見をいただきました。内訳は以下のとおりです。

【人員不足を理由として、サービス提供を断ったこと】



【サービス提供を断った理由】

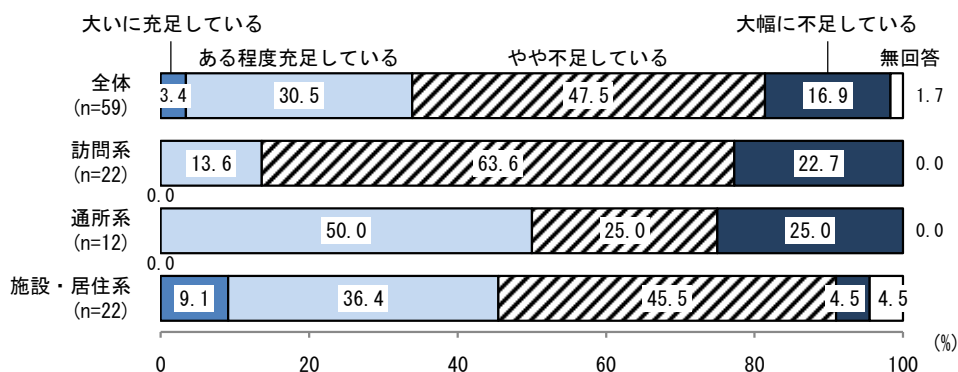
内 容	件 数
希望の日時に適うスタッフがいなかったため	9件
コロナ感染等にて人員不足 受け入れ自体を拒否	4件
・入浴介助が出来ないと判断 ・重度の方で適正なケアが出来ないと判断 ・送迎運転手の不足 ・スタッフの高齢化により身体介護が受けられないため ・早朝と夜間のサービス提供を停止 ・職員の退職が相次いだため	各1件

④事業所の介護人材戦略等（介護職員の充足）

現在の介護専門職の人数の充足具合については、「大いに充足している」と「ある程度充足している」を合わせた『充足している』が合計33.9%、「大幅に不足している」と「やや不足している」を合わせた『不足している』が合計64.4%で、『不足している』と回答した事業所が6割強となっています。

サービス系統別にみると、訪問系サービスで『不足している』が86.3%と多くなっています。

【現在の介護専門職の人数の充足具合】

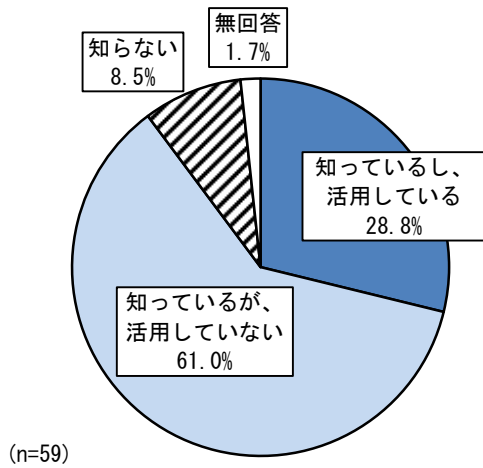


⑤事業所の介護人材戦略等（介護人材養成支援事業補助制度）

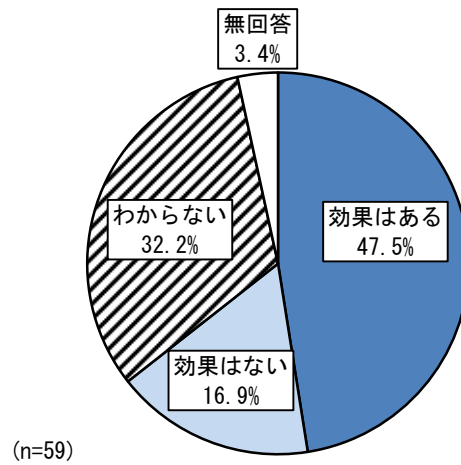
介護人材養成支援事業補助制度の認知については、「知っているし、活用している」が28.8%、「知っているが、活用していない」が61.0%、「知らない」が8.5%となっています。

介護人材養成支援事業補助制度の効果については、「効果はある」が47.5%、「効果はない」が16.9%となっています。

【介護人材養成支援事業補助制度の認知】



【介護人材養成支援事業補助制度の効果】



(7)調査結果からみえてきた課題

<介護予防・日常生活圏域ニーズ調査>

- コロナ禍を経て、外出・外食の頻度や友人等に会う機会が「減った」と回答している人は、全体の6割を超えています。また、心身に与えた影響として、体力・足腰の筋力が「低下した」と回答している人は3割程度みられます。そのため、高齢者の交流や社会参加の機会の創出を支援し、介護予防・フレイル予防への取り組みを促進する必要があります。
- スマートフォンに関する調査項目では、前回調査よりも、スマートフォンの所持率やSNSの利用率が上昇しています。特にスマートフォンの所持率は、全体の8割程度となっており、高齢者への情報提供の手段として、ICTの活用も検討する必要があります。その一方で、年齢別に詳しくみると、85歳以上の高齢者のスマートフォンの所持率は、全体の5割程度であるため、ICTの活用支援の施策についても、併せて検討する必要があります。
- 長引いたコロナ禍のため、地域の人に対する話し相手や声掛けなどの手助けが「できる」人の割合が、前回に比べて7%程度減少しています。地域での交流や顔の見える関係づくりを進めることが重要となります。
- 介護が必要になっても、現在の住まいで暮らしたいと考える人の割合は、前回調査に比べて4%程度増加しています。また、「介護している家族への支援」や「介護保険以外の在宅生活を支援する福祉サービスの充実」などが必要と考える人の割合も増加していることから、在宅生活を支える介護・福祉サービスの更なる基盤整備が求められます。

<在宅介護実態調査>

- 身の回りのことができなくなったときに必要なサービスや必要と感じる地域での支援の調査結果を見ると、「緊急時の支援体制」や「少し困った時に手伝ってくれる人」へのニーズが高まっていることから、地域での在宅生活をサポートする施策の充実が求められています。
- 緊急時・災害時の避難の可否については、「誰かの援助がないと避難できない」と感じている高齢者は全体の3割程度います。そのため、自身の担当ケアマネジャーや地域の人と一緒に緊急時の避難方法等について、話し合う機会づくりを支援する必要があります。

<介護人材実態調査>

- 介護専門職員が「不足している」と感じている事業所が6割強となっており、厳しい実態が確認され事業所の負担軽減及び人材の確保を支援していく必要があります。
- 介護人材養成支援事業補助制度については「効果はある」との回答が半数近くを占めるのに対し、「活用している」は3割ほどにとどまっています。必要とする事業所に利用してもらえるように補助制度のさらなる周知・活用を進めていきます。

4 関係団体等意向調査にみる課題

第10次芦屋すこやか長寿プラン21を策定するにあたり、医療関係者や介護保険事業関係者等からみた課題・問題を把握するため、アンケート調査及びヒアリングを実施しました。

1. 対象団体等

＜アンケート調査＞

- ①居宅介護支援事業所（市内19事業所21名）
- ②芦屋市介護サービス事業者連絡会（5か所）
- ③芦屋市高齢者生活支援センター（4か所）
- ④芦屋市医師会・芦屋市歯科医師会・芦屋市薬剤師会（3か所）
- ⑤医療機関（1か所）

＜ヒアリング調査＞

- ⑥認知症疾患医療センター（仁明会クリニック、兵庫医科大学病院）
- ⑦芦屋市ケアマネジャー友の会
- ⑧認知症関係団体
- ⑨芦屋PTOTST連絡会
- ⑩芦屋市社会福祉協議会
- ⑪施設長会議（特別養護老人ホーム施設長）

2. 実施時期

令和5年7月～8月

3. 調査方法

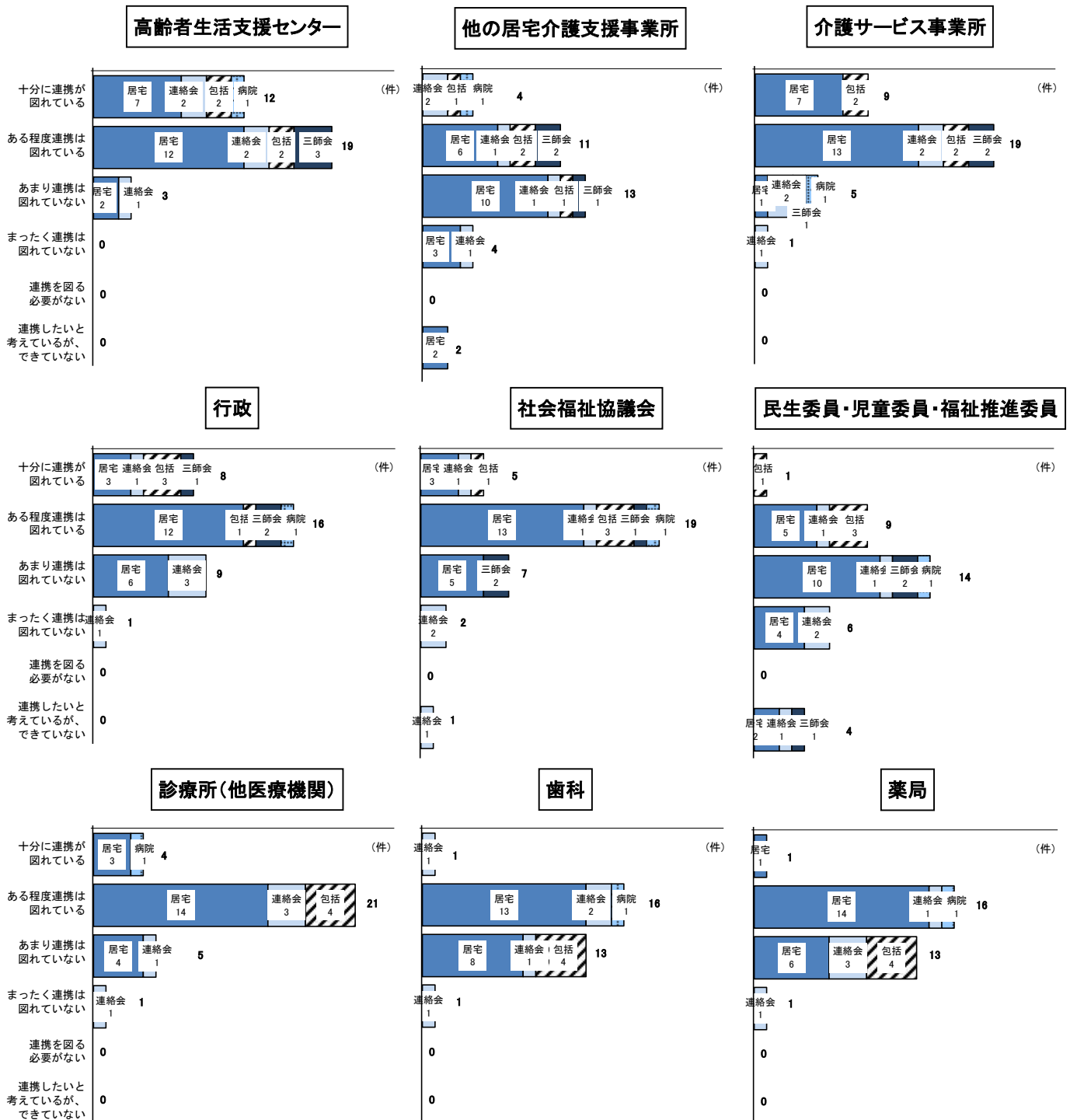
アンケート調査…郵送配布・郵送回収

ヒアリング調査…関係団体等を訪問、対面による聞き取り

4. 主な回答結果まとめ

①多機関連携

他の医療・福祉機関と『連携が図れている』（「十分に」と「ある程度」の合計）の回答は、「高齢者生活支援センター」が最も多く、「民生委員・児童委員・福祉推進委員」、「他の居宅介護支援事業所」では、『連携は図れていない』（「あまり」と「まったく」の合計）が多くなっています。



【関係団体意向調査や各種ヒアリング調査から見えてきた課題等（一部抜粋）】

<関係団体意向調査票より>

- ・民生・児童委員の連絡先が不明な時があり、民生・児童委員と直接関わるきっかけ少ない
- ・民生・児童委員と介護サービス事業所のそれぞれの役割について、相互理解が十分でないと感じる

<認知症疾患医療センター>

- ・地域ささえ合い推進員と密に連携ができていていると思う。介護保険サービスだけでなく、特に地域のインフォーマル資源も含めた支援策を知ることができ、非常に助かっている
- ・認知症に関する正しい知識の普及や啓発には、行政の協力は必要不可欠である。特に人手や金銭的な部分での相互連携は必要だと思うので、役割分担をしながら認知症施策の推進に取り組みたい。

<芦屋PTOTST連絡会>

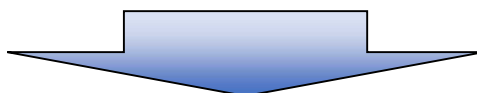
- ・歯科医師会や薬剤師会との連携を引き続き進めたい。
- ・顔が見える関係づくりのためには、医師会とケアマネジャーの間にあるグランドルールのようなものがあれば、より連携が進めやすいと思う。

<ケアマネジャー友の会>

- ・医師会との連携を進めるには、実際に顔を合わせて話をするのが重要である。今後もそのような機会を設けたいと考えている。
- ・服薬管理等を行うことで、利用者の在宅生活を支援する薬局が増えている。

<社会福祉協議会ヒアリングより>

- ・居宅介護支援事業所と民生・児童委員との交流会は大変重要であると考え、具体的な事例検討を交えながら議論等を行うことで、より有意義になると思う。
- ・重層的支援体制整備事業は事業開始から間もないこともあり、事業の内容や具体的な取り組みを理解し、実際に実行することに苦心している。
- ・市と協力しながら、市で保有する施設等を利用することで、多世代交流の機会を作りたい。
- ・地域での防災訓練の実施や個別避難計画の作成等をする際に、社会福祉協議会として協力できる部分もあると思うので、市と連携しながら取り組みを進めたい。



【求められるもの等】

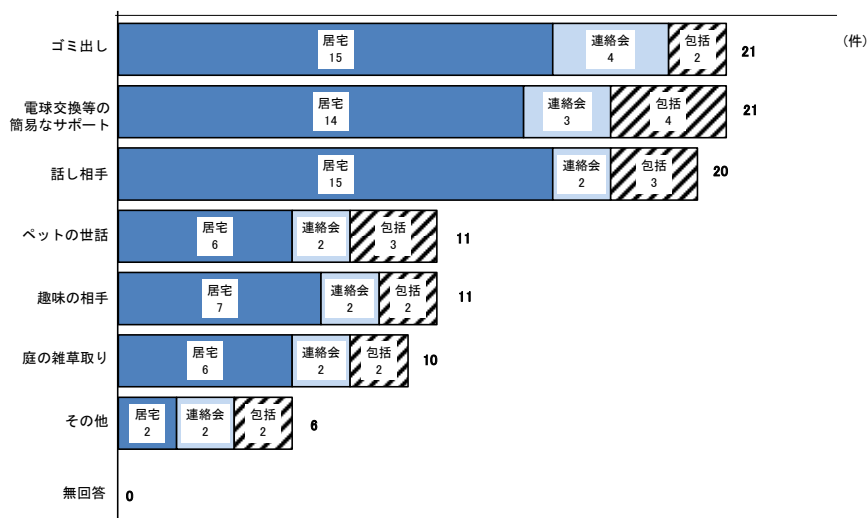
- 医療・介護連携をはじめとした他機関連携を進めるためには、関係者の相互交流や顔が見える関係づくりが必要であり、その際には各機関の役割を相互に理解する必要がある。
- ヤングケアラーや8050問題等の対応には、重層的支援体制整備事業が重要な役割を果たすが、事業内容の理解やその推進が難しい部分がある。
- 介護保険外のインフォーマルサービスが支援に役立つこともある。
- 市の施設等を利用した多世代交流のイベントを企画できるのであれば、イベント開催のハードルが下がる。

②地域支援事業

芦屋市の実施する事業については、下記のようなご意見がありました。ひとり一役などのボランティアではゴミ出しや話し相手といった日常の手助けが求められ、認知症サポーター養成講座では認知症への理解を深めたサポーターが地域に根付くことで認知症の方が安心して暮らせる地域となってほしいとの期待うかがえます。

ひとり一役活動推進事業

【ボランティアに期待する役割】



<社会福祉協議会ヒアリングより>

- ・ひとり一役は、提供メニューも広がり、登録人数も充実していると思う。「幼稚園の芝生水やり」や「集いの場の案内係」等の制度の隙間を埋め合わせるような依頼が多い印象である。一方で、ゴミ出しの手伝いなどのニーズも一定あると考えている。
- ・地域で誰かの役に立ちたいと考えている人は多い印象である。活躍する場を求めて、ボランティアで活動できるような場所を探す人もいる。
- ・ひとり一役活動は、介護予防にもつながるので大切な取り組みである。

<認知症医療センターヒアリングより>

- ・認知機能が低下しても自分の能力を生かすことはできるので、ボランティア活動の依頼をするなどし、何らかの役割を担って活動してもらうことが、その人の認知症予防にもつながる。

介護予防・通いの場づくり補助事業

<関係団体意向調査票より>

- ・通いの場の実施に際しては、「公民館などを安く借りられる」「優先的に借りられる」などし、自主グループの発足や活動促進に繋がるような取り組みが必要である。
- ・事業の利用者から申請手続きの簡素化の要望がある。また、補助金の交付期間を長くしてほしいとの意見もあり、制度利用までのハードルを下げることが求められる。

生活支援体制整備事業

<関係団体意向調査票より>

- ・事業の対象者が高齢者だけでなく、全世代の市民を対象とした事業であることから、当該事業自体が地域に正しく理解してもらい、それを受け入れてもらうためには多くの時間と労力が必要である。
- ・重要な事業だと思うが、取り組みを進めれば進めるほど地域課題やニーズが見つかるので、どこまで事業の推進を図るべきか判断に迷うことがある。

介護サービス相談員派遣事業

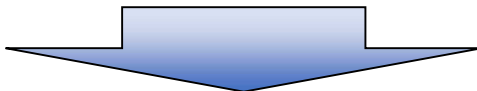
<関係団体意向調査票より>

- ・施設の運営環境に第三者の目が入るので、透明性のある施設運営に繋がると思う。

認知症サポーター養成事業

<関係団体意向調査票より>

- ・認知症に関する正しい理解の普及に必要な事業である。
- ・認知症サポーターの活動内容や地域での役割が、分かりにくい印象がある。
- ・認知症サポーターが、施設や事業所で認知症の人と直接コミュニケーションをとる機会があれば、より内容の濃い事業になると思う。
- ・認知症サポーター養成講座をより簡易的に開催できる環境整備が必要だと思う。



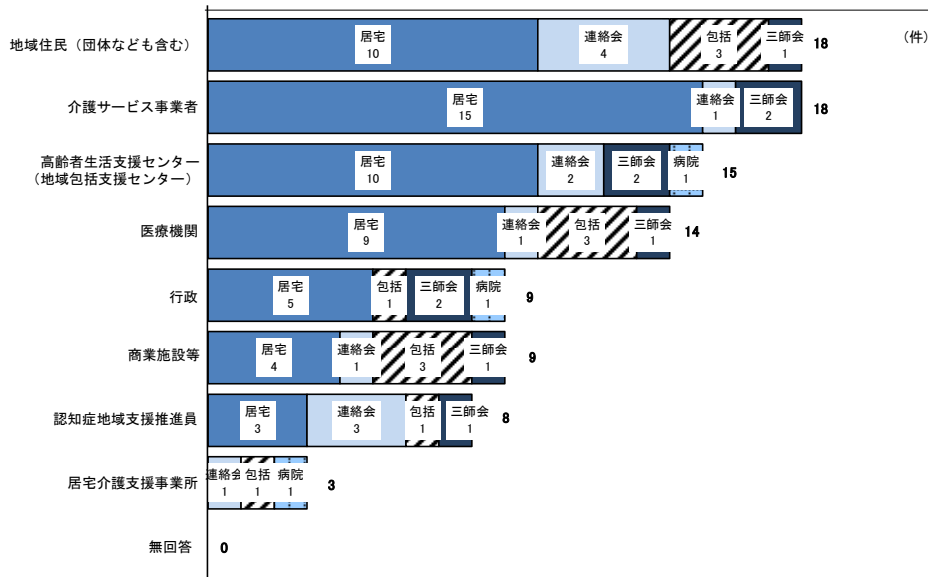
【求められるもの等】

- ひとり一役活動のニーズは依然高く、制度のはざまを埋めるような業務の依頼が多いため、今後もひとり一役活動の登録者を増やすような取り組みが必要である。
- 年齢を重ねても、何らかの役割を地域で果たすことが、認知症予防にもつながるので大切である。
- 認知症サポーター養成講座をより容易に開催できるような仕組みづくりに加えて、認知症サポーターの活動内容や地域での役割を明確化することが課題である。
- 介護予防・通いの場の開催までのハードルを下げること、自主グループの発足や活動の促進につながるため、手続きの簡素化等の内容の見直しが必要である。
- 介護サービス相談員派遣事業のより一層の利用促進が重要である。
- 生活支援体制整備事業をより正しく理解してもらうための取り組みが求められる。

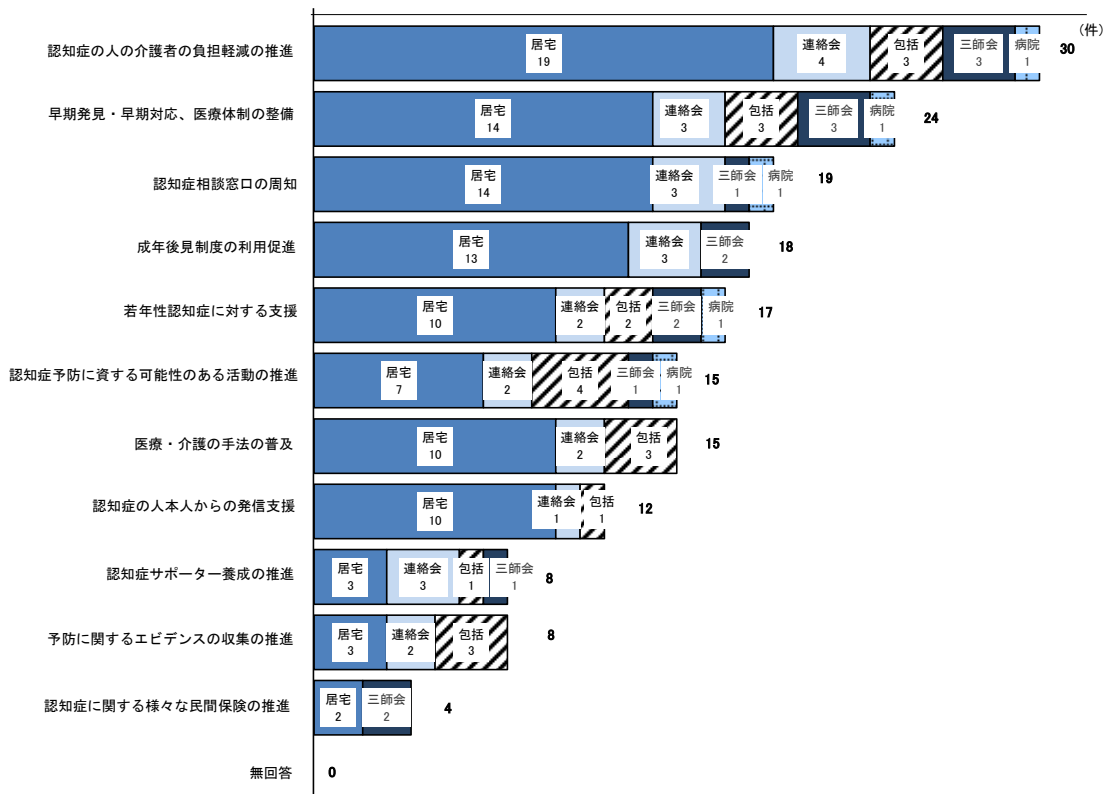
③認知症支援

認知症の方へのケアや支援にあたり連携強化が必要な機関等は、「地域住民（団体なども含む）」、「介護サービス事業者」、「高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）」が多くなっています。また、認知症施策の推進にあたって重要なことは、「認知症の人の介護者の負担軽減の推進」が最も多くなっています。

【連携強化が必要な機関等】



【認知症施策の推進にあたって重要なこと】



<地域住民との連携に必要な取り組み>

- ・地域や近隣で支援対象者を情報共有できる仕組み作りが必要である。
- ・民生・児童委員や福祉推進委員を中心に、見守り状況等の情報共有が重要である。
- ・介護保険サービス事業者だけでは実施できない見守りや声かけ等が必要である。
- ・地域住民に対する認知症サポーター養成講座の実施などを通じて、認知症に関する正しい理解の普及啓発と認知症予防の取り組みが重要である。

<認知症に関する正しい理解の向上を図るために必要な取り組み>

- ・小学校教育等を通じた、認知症に関する正しい理解の普及。
- ・年齢を問わずに認知症サポーターを実施する。
- ・認知症当事者から、直接話を聞けるようなきっかけづくり。
- ・認知症を身近なものとして感じられるような環境を整備する。
- ・認知症には負のイメージがあるため、そのイメージの払拭が重要である。
- ・家族介護者の悩みを共有できる小さなコミュニティの形成が求められていると思う。
- ・認知症になったら、これまでの生活ができなくなるようなイメージを持っている高齢者が多いと思うが、そのようなことはないので、認知症に関する正しい理解を高齢者世代にしてもらう必要がある。

<認知症疾患医療センターヒアリングより>

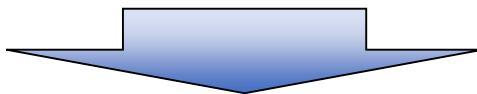
- ・認知症に関しては、早期受診が大変重要であるという情報発信が必要である。
- ・実際に認知症になっても、これまでの生活を継続している人もいるし、認知症に関する負のイメージを払拭することが一番重要だと考える。

<認知症家族会ヒアリングより>

- ・認知症に関する相談を自分で相談できない人を発見し、支援機関につなぐ仕組みが必要である。
- ・認知症についての出張講座を、マンションの集会所等で実施してもらえれば、認知症を身近に感じてもらいきっかけとなり、有意義だと思う。
- ・私たちのような認知症家族会の中で、コミュニケーションをとることで、少しでも気が晴れば良いと思う。そのため、私たちの会の存在をできるだけ多くの市民に知ってもらいたいと思う。
- ・認知症の相談窓口を知らない人が、まだ一定数いることも課題である。

<ケアマネジャー友の会ヒアリングより>

- ・今求められているのは、認知症当事者の居場所づくりだと思う。認知症に関する理解を深めた人がいる場所で、認知症当事者の人を見守ることができるような場の創出が必要だと考える。



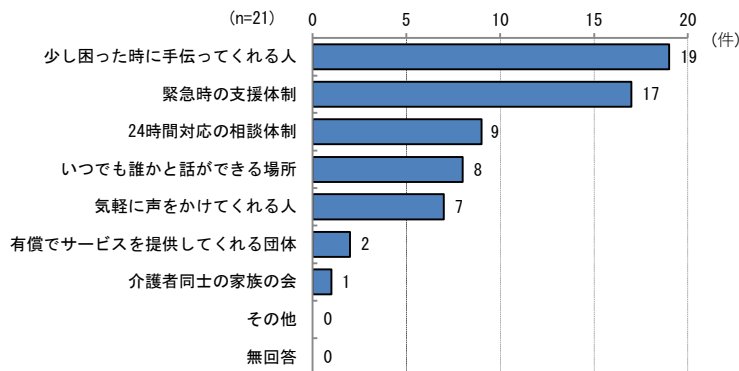
【求められるもの等】

- 認知症に関する正しい理解と啓発を通じて、認知症の持つ負のイメージを払拭することが重要である。
- 認知症当事者との交流等を通じて、地域の中で認知症に関する理解をより一層進めることが求められる。
- 認知症当事者（認知症当事者家族）が気軽に集えるような居場所づくりの推進とその周知啓発が必要である。
- 医療・介護・地域が連携することで、地域で認知症当事者を見守るような仕組みづくり
- 認知症相談窓口を継続して普及啓発することが重要である。

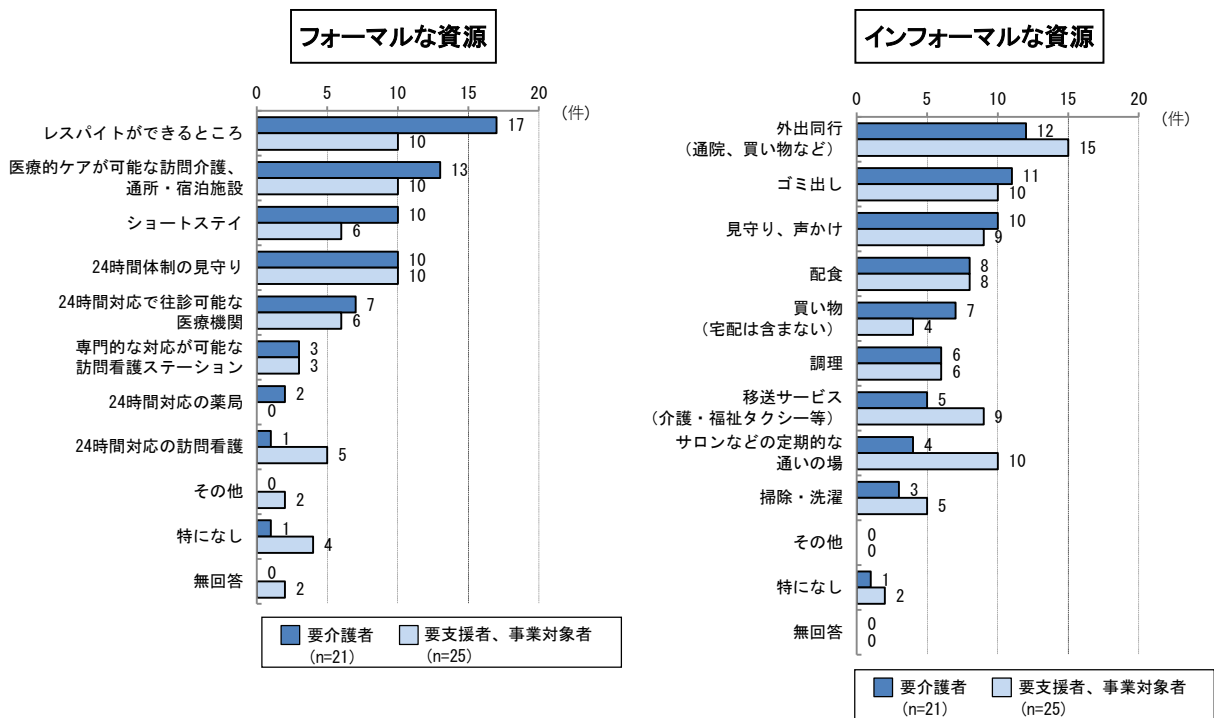
④在宅生活継続のための支援

在宅生活を支えるために必要な地域での支援は、「少し困った時に手伝ってくれる人」が最も多くなっています。また、在宅生活を継続するために不足している資源は、フォーマルな資源では「レスパイトができるところ」、「医療的ケアが可能な訪問介護、通所・宿泊施設」、インフォーマルな資源では「外出同行（通院・買い物など）」、「ゴミ出し」、「見守り・声かけ」が不足しているとの回答が多くなっています。

【要介護者の在宅生活を支えるために必要な地域での支援】



【在宅生活を継続するために不足している資源】



<ケアマネジャー友の会ヒアリングより>

- ・認知症の単身高齢者を見守るようなインフォーマルなサービスが必要である。

<施設長会議ヒアリングより>

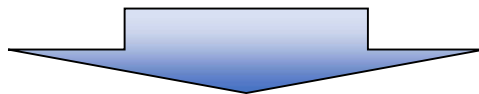
- ・多様な施設の整備が進み、住まいに関する選択肢が増えていることから、特別養護老人ホームの入所待機者数は徐々に減っている。その一方で、在宅での生活を希望する人が増えている印象がある。

<ケアマネジャー友の会ヒアリングより>

- ・ケアプランに訪問や通所でのリハビリテーションを組み入れることが増えている。往診を実施できる医師が増えていることもあり、医療ではなくリハビリに注力する場面が多いと感じている。
- ・リハビリ専門職だけでなく、薬剤師会や栄養士会等との連携も重要である。

<在宅での「看取り」の課題や今後必要と思われる取り組み：関係団体意向調査票より>

- ・訪問介護や定期巡回サービスの充実が必要である。
- ・マンパワー不足で看取りに対応できるサービス事業所が量的・質的に少ない印象がある。
- ・24時間体制で看取りを支える介護人材育成への支援策が求められる。
- ・介護人材不足が叫ばれる昨今の状況を考えると、豊富な知識や技術のある訪問介護員が今後大幅に減少することが想定されるので、そのような職種の職員育成を支援する必要がある。
- ・単身高齢者であっても、金銭的な支援の面では、最後の見取りには家族の協力が必要不可欠である。
- ・医療機関を含む関係機関とのより密な連携が必要である。



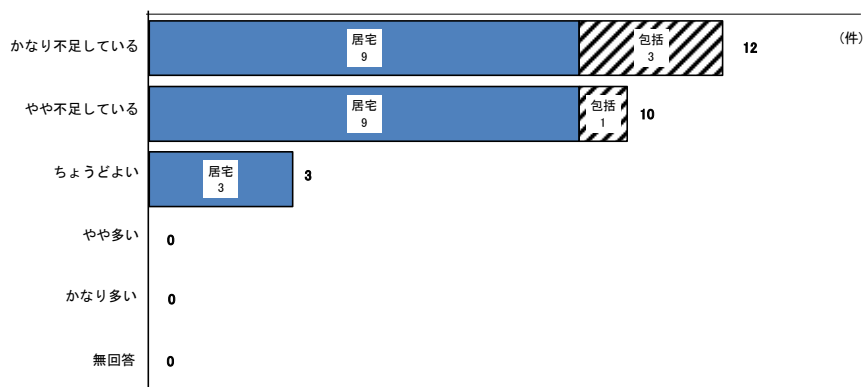
【求められるもの等】

- 今後もより一層の介護人材の不足が予想される中、看取りの場合に限らず、マンパワー不足を解消するための各種支援策の検討が必要である。
- 介護者を支える地域の体制や介護サービス等の充実が求められる。
- 医療・介護・地域が連携することで、高齢者が地域で孤独・孤立しないような取り組みをより進めることが重要である。

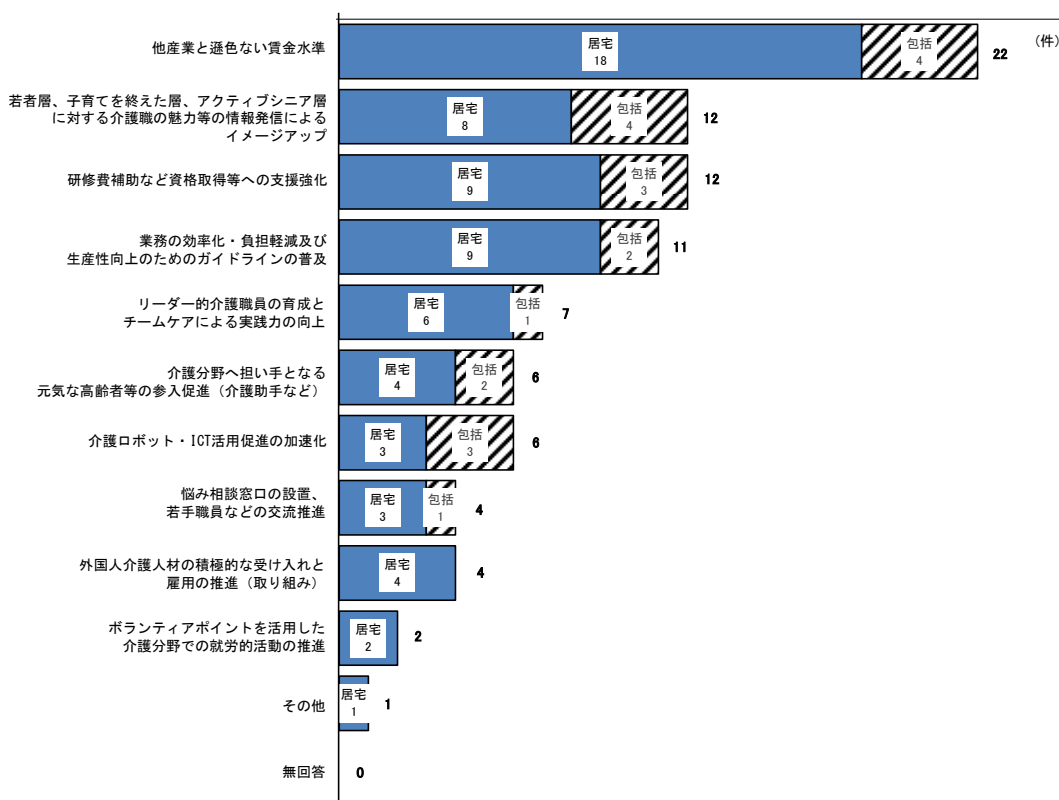
⑤介護人材の確保

職員の過不足状況については、居宅介護支援事業所の8割以上、高齢者生活支援センターの全数が「かなり不足している」、「やや不足している」と回答しています。また、介護人材の確保にあたり必要なこととしては、「他産業と遜色ない賃金水準」が最も多く、居宅介護支援事業所の8割強、高齢者生活支援センターの全数が回答しています。

【職員の過不足状況】



【介護人材確保にあたり必要なこと】



<地域包括センターで負担を感じる業務：関係団体意向調査票より>

- ・相談件数が、年々増加しており、常に業務過多の状態なので、マンパワー不足を感じている。
- ・複合的な課題を抱える方への支援に、特に負担を感じている。様々な機関との連携に手間や時間がかかるし、それに伴って様々なスキルも必要になっている。
- ・介護予防プランを担当するケアマネジャーの業務負担も増加している。また、介護予防プランの作成について、居宅介護支援事業所に委託しようとしても断られることが多く、対応に苦慮している。

<ケアマネジャー友の会ヒアリングより>

- ・ケアマネジャーへの応募が少なく、採用活動が円滑に進まない。そのため、ケアマネジャーの高齢化が進んでしまい、ケアプラン作成業務に支障がでることがある。
- ・ケアマネジャーの仕事に魅力を感じる人が少なくなり、ケアマネジャーのなり手不足が、非常に深刻である。そのため、ケアマネジャー業務の楽しさややりがいを伝えることも重要だと思う。

<PTOTST連絡会ヒアリングより>

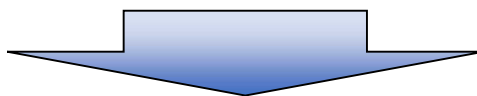
- ・理学療法士（PT）になる人は増えている印象があるが、言語聴覚士（ST）が圧倒的に足りていないと思う。STに関しては、その母数が少ないので、募集しても応募が無いことが多く、そもそも常勤の募集自体が少ないと思う
- ・病院や介護サービス事業所が、作業療法士（OT）やSTのニーズや役割を十分に理解していない可能性もあるので、その理解促進も課題であると思う。

<アンケート回答より 人材確保の取り組み>

- ・資格はあったとしても、金銭的な問題からケアマネジャーとして働きたいと思う人が少ない。
- ・介護人材の離職を防ぐため、OJTや研修等を充実している。
- ・今いる職員が働き続けたいと思う職場づくりを意識している。
- ・ケアマネジャーの高齢化は大きな問題であり、ケアマネジャー業務自体に魅力を感じない現状は改善が必要である。

<施設長会議ヒアリングより>

- ・業務のICT化により一定の効率化が図られ、職員の負担軽減につながったが、人員削減が行えるほどの効果までは出ていない。
- ・タブレットの導入により、記録の読み返しや事故報告作成に関する作業効率が良くなり残業が減った。
- ・技能実習生の受け入れや外国人の採用、ハローワークとの連携など行っている。
- ・メンター制度の導入や職員の相互交流の機会を設け、職員の定着支援に努めている。



【求められるもの等】

- 年々増加する高齢者生活支援センターにおける業務負担の解消が必要である。
- 複合多問題等の課題解決に取り組む高齢者生活支援センター職員のスキルアップを図るような取り組みが求められる。
- 今後も不足が予想されるケアマネジャー業務の魅力発信と人材確保が急務である。
- ICTの活用による業務の効率化と業務負担の軽減を継続することが重要である。
- 様々な機関と連携を行うことで、介護人材を確保することが求められる。

⑥新型コロナウイルス感染症の影響、今後の課題

新型コロナウイルス感染症の流行は、高齢者のADLの低下やフレイル、認知症の進行を引き起こし、介護者の心身の負担にもつながったという声が聞かれました。また、ケアマネジャーやサービス事業所の業務においても、利用者との面談ができない、関係機関との連携が十分できないなど影響を及ぼすこととなりました。今後の課題としては、再び流行した場合に備え、対応できる事業所や医療体制の整備などが挙げられています。

<関係団体意向調査票より 高齢者への影響>

- ・外出自粛による身体機能が低下やフレイル状態の高齢者が増えた印象がある。
- ・外出自粛により、認知症の進行が見られたこともあった。

<関係団体意向調査票より 家族や介護者への影響>

- ・施設利用者のコロナ感染により突然デイサービスやショートステイの利用が中止になったことがあった。その際、代替手段となる介護保険サービスの利用が難しく、介護者が対応に困ったことがあった。
- ・コロナ禍で家族介護者のストレスが増大し、コミュニケーションが図りにくい状況となった。

<関係団体意向調査票より 事業所業務、ケアマネジャー業務への影響>

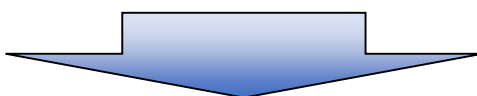
- ・コロナ感染等により、人員確保にエネルギーを費やすこととなった。
- ・定期的な面談が難しくなり、利用者の状態悪化等の変化に気づきにくくなった。
- ・サービス担当者会議を開く際、会議で集まることを避ける人が多くなり、その開催に大きな業務負担を感じるがあった。

<関係団体意向調査票より 今後の流行に備えた対応>

- ・本人の居場所の確保・見守りと声かけの仕組みづくりを行うことが重要である。
- ・対応方法等に関する事前のシミュレーションの実施が、各事業所に求められる。

<認知症疾患医療センターへのヒアリングより>

- ・コロナ禍で外出控えをしていた人が、最近認知症の受診のために来院している印象がある。
- ・緊急事態宣言が明けた後、久しぶりに帰省すると家族が認知症になっていたという相談が多かった。



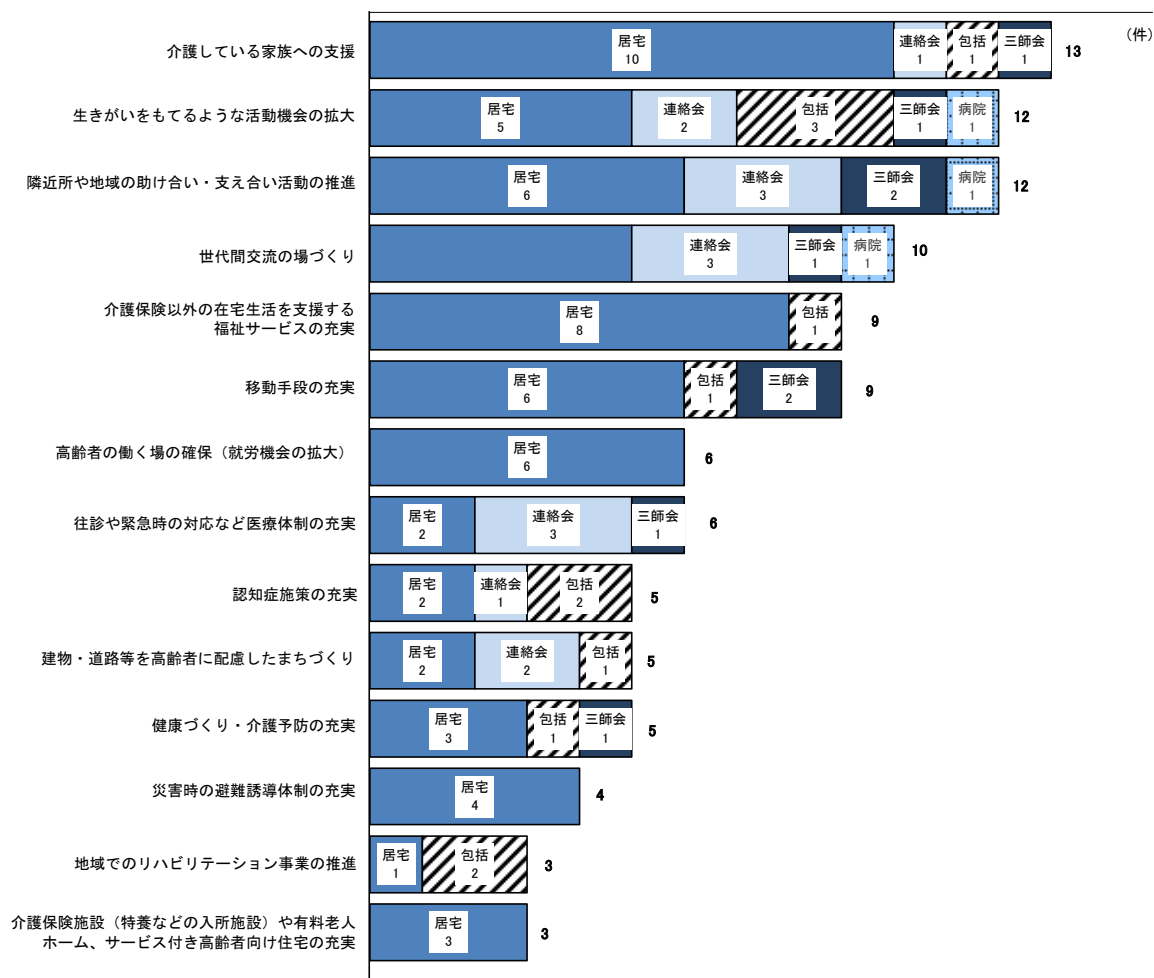
【求められるもの等】

- 新たな感染症流行に備えた事前のシミュレーションの実施が重要である。
- コロナ禍を経験し、介護予防やフレイル予防の重要性がより高まっている。
- ADLの低下や認知症の進行等がみられる高齢者の発見とその支援が必要である。

⑦高齢者施策

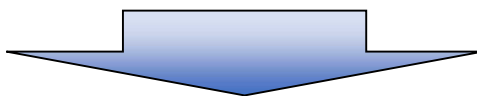
高齢者への支援として力を入れて取り組むべきことは、「介護している家族への支援」が最も多く、次いで、「生きがいをもてるような活動機会の拡大」、「隣近所や地域の助け合い・支え合い活動の推進」となっています。

【高齢者への支援として力を入れて取り組むべきこと】



<社会福祉協議会へのヒアリングより>

- ・市が実施する事業の中でも、多世代交流が可能な事業もあると思うので、地域から孤立させないためにも、よりよい方向に向けて協力してもらいたい。
- ・地域見まもりネットでは、地域の店舗等の登録もあり、実際に認知症の方をサポートしてくれているところもある。今後は好事例を紹介するなどしてさらに活動を広げていきたい。



- 多世代交流の機会を支援し、地域と高齢者をつなぐような取り組みが求められる。
- 認知症の人を地域で見守るような取り組みの継続が必要である。

5 第9次芦屋すこやか長寿プラン21の取組状況(一部抜粋)

【次の素案作成時点で掲載予定】

6 本計画策定にかかる主な課題

【課題1】 包括的な相談支援体制の整備

近年、50歳代の中高年の引きこもりの子の生活を80歳代の高齢者である親が支える「8050問題」、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や大人が担うような家事や家族の世話などを担う「ヤングケアラー」など、市民が抱える支援ニーズは複雑化・複合化してきています。

本市では、地域の高齢者総合相談窓口として適切なサービス提供や支援を行うため、高齢者生活支援センターを市内4か所に設置し、地域や様々な専門職との連携等により地域包括ケアの推進に取り組んでいます。さらに、保健福祉センターに福祉に関する様々な相談に対応するための「総合相談窓口」を設置するとともに、高齢・障がい・子ども・生活困窮者自立支援・権利擁護支援等の各相談支援機関を整備し、互いに連携しながら包括的な支援体制の整備を行ってきました。

しかしながら、複雑化・複合化した課題を抱える市民を、取りこぼすことなく支援していくためにも、重層的支援体制整備事業を通じて、各分野の支援機関が相互に理解を深め、さらなる連携強化やそれらの連携を通じて家族介護者を含めた支援を行うとともに、各相談支援窓口の周知・啓発をあわせて実施していくことが重要です。

【課題2】 医療・介護の連携

芦屋多職種医療介護 ONE チーム連絡会を通じて、これまで医療・介護を含めた多職種連携を進めてきました。関係団体等意向調査結果によると、介護保険事業の関係機関と医療機関との連携は「十分に連携が図れている」「ある程度連携は図れている」という意見が8割以上あり、これまでの取組の成果がみられます。しかしながら、高齢化率の上昇とともに、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ高齢者が増加する中で、医療・介護連携の重要性は一層高まっていくと考えられます。高齢者を支援する体制を一層充実させていくためにも、医療機関と介護保険事業の関係機関との更なる連携やより効果的・効率的な連携のための介護情報基盤の整備についても検討していく必要があります。

【課題3】 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症施策の推進は重要な課題となっています。

これまで本市では、警察、民生委員や地域見守りネットワークに登録する商店等からの情報提供による支援対象者の早期発見や認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェや当事者・家族の交流会の開催等、様々な取組を進めてきましたが、関係団体のヒアリングでは、「認知症の人の居場所が不足している」「認知症の自覚がなく、自分で相談できない人がいる」との意見もあり、取組をさらに充実していくことが求められています。

令和4年度の「認知症施策推進大綱」中間評価や令和5年通常国会で成立した「認知症基本法」の理念等を踏まえ、認知症の方が地域で安心して暮らし続けることができる共生社会の実現を目

指し、認知症の正しい理解の促進、地域における支援体制の充実、認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備、認知症の発症リスクを低減させるための介護予防の取組等、様々な側面から進めていく必要があります。

【課題4】 権利擁護支援の充実

高齢者虐待等の権利侵害への対応や社会的に支援が必要な高齢者に対し、相談から支援までを総合的に行うための権利擁護支援センターを設置しており、令和4年度の高齢者に関する相談件数は年間3,626件、高齢者虐待の通報件数は年間86件と、増加傾向にあります。特に養護者による高齢者虐待は近年、警察からの通報割合が高くなっているとともに、養護者支援においては、生活困窮者自立相談支援機関や障がい者相談支援事業の関りが必要な事案も多く、相談、支援において様々な機関との連携が必要となっています。

また、成年後見制度に関して、アンケート調査結果からみる認知度は約4割で、前回調査からは微減、認知している人のうち、利用意向のある人も前回調査より4.8ポイント減少しています。一方、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴う、成年後見制度に関する相談支援は増加している現状から、制度の周知啓発とともに、本人の意思決定を尊重した成年後見制度の運用を進めていくことが必要です。

【課題5】 生きがいつくりの推進

老人クラブやシルバー人材センターも含めて、今後も活発な活動を継続できるよう新たな会員の獲得に向けて、活動の紹介や魅力の発信について支援する必要があります。

日常生活での楽しみは、社会参加や外出を促進し、結果として、日々の充実感や介護予防・健康長寿につながります。日常生活での楽しみについて、アンケート調査では、「買い物」、「孫など家族と会ったりすること」、「趣味の活動」が上位を占めています。その他にも地域社会活動、生涯学習、スポーツ、ボランティアなど、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できる自己実現の機会の創出を多方面から推進していく必要があります。

また、アンケート調査では、新型コロナウイルス等の感染症の影響により「体力が低下した」、「足腰などの筋力が低下した」と答えた方が3割前後みられます。閉じこもりとまらないよう新しい生活様式を取り入れた生きがい・社会参加への取り組みが必要です。

今後も、身近な地域で気軽に介護予防に参加できる環境を整えるため、住民主体の介護予防教室やつどい場を各地域に整備する取組みやその継続的な運営を支援する施策が求められています。また、コロナ禍で活動量の低下した高齢者に向け、外出や社会参加が介護予防に効果的であることの周知・啓発を重点的に行うとともに、無関心層へのアプローチも実施し、各種統計データを用いた介護予防や社会参加への動機付けを行う必要があります。

【課題6】 災害時支援にかかる体制の整備

緊急時・災害時の避難の可否について、アンケート調査（在宅介護実態調査）では、「誰かの援助がないと、避難できない」が43.9%となっており、さらに、要介護度別にみると、要介護3以上では、「誰かの援助がないと、避難できない」が72.0%となっています。

これまで本市では、災害時の避難について、自主防災会・自治会・民生委員・福祉推進委員など地域における支援体制の構築に取り組んできましたが、在宅で生活する要介護3以上などの重度要介護者等については、さらにケアマネジャー等の福祉専門職と連携した地域の支援体制を構築することで、支援体制を強化していくことが求められています。

また、災害時に介助や見守りを必要とする要配慮者が、安心して避難所生活を過ごせるよう、引き続き福祉避難所の開設・運営訓練等に取り組み、感染症予防対策を含めた適切な運営を図る必要があります。

【課題7】 介護人材確保に向けた事業者支援の充実

介護人材の不足は喫緊の課題であり、介護専門職の充足具合について、介護人材実態調査では、64.4%が「不足している」と答えています。中でも訪問系サービスでは、86.3%が「不足している」と回答しています。また、訪問系サービスの従事者の年齢構成は、50歳代、60歳代の女性が半数以上を占めている一方で、20歳代、30歳代の従事者を合わせても10%に満たないことが明らかになっています。

介護人材実態調査の結果からは、現在、介護人材不足により介護サービスの利用ができないという状況にはないものの、現在の従事者の年齢構成、2040年までの人口動態やサービス需要の見込を踏まえると、介護人材の確保は、本市においても大きな課題となっています。

介護人材不足は少子高齢化が最大の要因であり、全国的な課題でもあることから、国・県・市・事業者が連携し、介護職員の更なる処遇改善、介護職の魅力発信、外国人材の受入環境整備、ICT活用による業務の効率化や退職後の高齢者や子育てが一段落した女性など、多様な人材が介護の仕事に携わることができる仕組みづくり等に取り組んで行くことが求められています。

本市では、介護人材確保の取組として、令和元年度から開始した介護人材養成支援事業を継続実施することに加え、介護人材確保に資する新たな補助制度の創設等、事業者支援の取組の更なる推進が必要です。

【課題8】 介護サービスの充実

居宅サービスでは、要介護者等の自立支援・重度化防止のため、リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供体制の構築が求められています。

また、アンケート調査結果では、身の回りのことができなくなった時に必要なサービスとして、在宅で受けるサービスでは訪問介護や訪問看護が59.7%を占め、関係団体等意向調査では「医療依存度の高い方を担当するケースが増えている」「医療的ケアが可能な訪問介護、通所・施設が必要」という意見が挙がっており、医療的ケアの対応可能な事業所の充実が求められています。

こうした課題の解消に加え、家族介護者の負担軽減や離職防止、独居高齢者の在宅生活の継続を可能とする定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などの周知により、利用促進に取り組む必要があります。

施設サービスにおいては、アンケート調査結果によると、施設入所への意向が減り、今後も在宅での生活を希望する方が増えています。在宅生活への意向の高まりや、市内に有料老人ホームをはじめとする多様な施設が充実してきたこともあり、特別養護老人ホームの待機者は減少傾向であるとの意見も挙がっています。

そのため、本市においては、本計画期間中は入所者数の動向を見ながら、居宅サービス及び地域密着型サービスとの一体的なサービス提供体制の構築に取り組む必要があります。

【課題9】感染症に対する備え

近年の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、ポストコロナ時代に対応した基本的な感染症対策に取り組みつつ、高齢者福祉や介護保険制度に係るサービスや事業については、感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築することが求められています。

高齢者のフレイル予防や介護予防、社会的孤立への対応、介護保険事業者への支援等について、市独自の支援策の実施に加え、介護保険事業者に義務付けられている感染症対策の取組が適切に実施されるよう必要な助言や情報提供等による援助を行い、市内事業者の感染症対応力を強化する取組を進める必要があります。

1 基本理念

我が国において、高齢化はますます進行し、本計画期間中の令和7年（2025年）に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上の前期高齢者となります。

こうした超高齢社会の中、本市では、「介護や支援が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して住み続けたい」という市民の願いをかなえるため、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進と、誰もが支え合う「地域共生社会」の実現に向けた包括的・継続的な支援体制の充実を目指していきます。

また、高齢になっても、市民一人ひとりが個人の尊厳と生きる喜びを享受しながら、活力ある人生を全うできるように、生涯学習や就労、生きがいづくりや趣味の活動を通じた社会参加、交流活動や健康づくり活動などを通じて、安心して暮らせる地域づくりを目指します。

さらに、要支援・要介護の状態の有無に関わらず、あらゆる市民が、互いを尊重して支え合い、地域社会の一員として知識・経験・能力を発揮し、日頃の見守り活動から防犯・防災の活動まで、安全な生活ができるまちづくりを進めます。

また、前計画期間に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを踏まえ、ポストコロナ時代に対応した基本的な感染症対策の視点を盛り込みつつ、高齢者のフレイル予防や介護予防、社会的孤立への対応、介護保険事業者への支援等について、市独自の支援策の実施に加え、市民・事業者全体で意識の共有を図るとともに、本計画における新しい視点での事業の見直しや取組を進めます。

以上の考え方に基づき、前計画の基本理念を継承し、目指すべき将来像の実現に向け、取り組んでまいります。

高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち

2 基本目標

基本理念「高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、本計画では次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 高齢者を地域で支える環境づくり

介護や支援が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るために、地域の高齢者への総合的な支援を行う高齢者生活支援センターの機能強化や医療・介護の連携の推進促進に取り組みます。

また、地域共生社会の実現に向けのため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的にすすめ、「8050問題」や「ダブルケア」、「社会的孤立」など市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、相談支援・参加支援・地域づくりを一体的にすすめ、包括的な支援体制の整備を推進します。

さらに、国の認知症施策推進大綱の中間評価結果及び今後策定予定の認知症施策推進基本計画に基づき、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点と個人の尊厳を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進します。認知症施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

人生100年時代において、生涯現役社会を実現し、活力ある長寿社会とするためには、価値観が多様化する中で、高齢者自身が地域社会と関わり、楽しみや役割を見出し、自らの経験や知識、技能を生かし、活躍できる場の整備が必要です。

そのため、地域社会活動、生涯学習、就労など、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう自己実現の機会の創出に多方面から取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の流行により活動量の低下した高齢者の社会参加を促進するため一層の周知啓発に取り組みます。

また、長寿社会に対応した多様な住環境を整備するとともに、高齢者を犯罪や災害、感染症から守り、安心・安全に生活できるよう、関係機関や地域団体等の連携・協力による生活環境の整備や地域づくりを強化します。

基本目標3 総合的な介護予防の推進

高齢者ができる限り要介護状態または要支援状態となることへの予防と健康長寿をめざし、自主的に介護予防活動に取り組めるよう、身近な地域で、気軽に参加できる住民主体の介護予防教室やつどい場の更なる整備に努めます。

また、自立支援、介護予防・重度化防止の取り組みについては、リハビリテーション専門職等との幅広い医療専門職の関与も得ながら、効果的・効率的な介護予防施策を推進します。

さらに、運動、口腔、栄養、社会参加などの視点から、KDBシステム^{*}などのデータも活用し、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施を推進することで、高齢者の生活習慣病などの疾病予防や重度化防止に取り組めます。

※KDB システム（国保データベースシステム）：「健診・保健指導」、「医療」及び「介護の各種データ」を活用し、「統計情報」や「個人の健康に関する情報」を作成するシステム。地域の現状把握や健康課題を明確にすることが容易になります。

基本目標4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

介護が必要な状態になっても必要な介護サービスを受けることにより、できる限り住み慣れた地域や家庭で日常生活が送れるようにするため、在宅サービスの充実を図るとともに、施設サービス・居住系サービスについては、令和22（2040）年に向けた適切な需要用を見極めつつ、中長期的な視点での整備を進めます。

また、介護人材の確保は、喫緊の課題となっていることから、国・県の取組を踏まえつつ、市内の介護保険事業所とともに、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

さらに、今後の超高齢社会において、持続可能な介護保険制度となるように、介護給付費適正化計画に基づき、給付の適正化に取り組むとともに、監査体制の充実、事業運営の透明性の確保など介護サービスの質の向上に取り組み、安心できる基盤づくりを進めます。

3 施策体系

本計画では、基本理念の実現に向けて、以下の体系で施策を進めていきます。

基本理念	基本目標	施策の展開方向
高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち	1. 高齢者を地域で支える環境づくり	1) 包括的な相談支援体制の充実
		2) 支えあいの地域づくり
		3) 在宅医療・介護連携の推進
		4) 認知症施策の推進
		5) 権利擁護支援の充実
		6) 在宅生活を支えるサービスの充実
	2. 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり	1) 生きがいづくりの推進
		2) 就労支援の充実
		3) 高齢者の住まいの確保と住環境の整備
		4) 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備
	3. 総合的な介護予防の推進	1) 地域における介護予防の推進
		2) 多職種・他分野との協働による介護予防の推進
		3) 適切な総合事業の取組の推進
	4. 介護サービスの充実による安心基盤づくり	1) 介護給付及び要介護認定の適正化の推進
		2) 介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援
		3) 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実
		4) 低所得者への配慮
		5) 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実
		6) 利用者への情報提供
		7) 特別給付の実施

1 高齢者を地域で支える環境づくり

1-1 包括的な相談支援体制の充実

【取組について】

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域の高齢者の総合相談窓口であり、地域包括ケアシステムの中核を担う高齢者生活支援センター（地域包括支援センター：西山手、東山手、精道、潮見の4か所）の機能強化や周知を図り、相談体制を充実させていきます。

また、地域共生社会の実現に向け、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「重層的支援体制整備事業」による属性を問わない相談支援や多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援に取り組み、包括的な相談支援体制を整備します。

【新規】：新たに実施していく取組

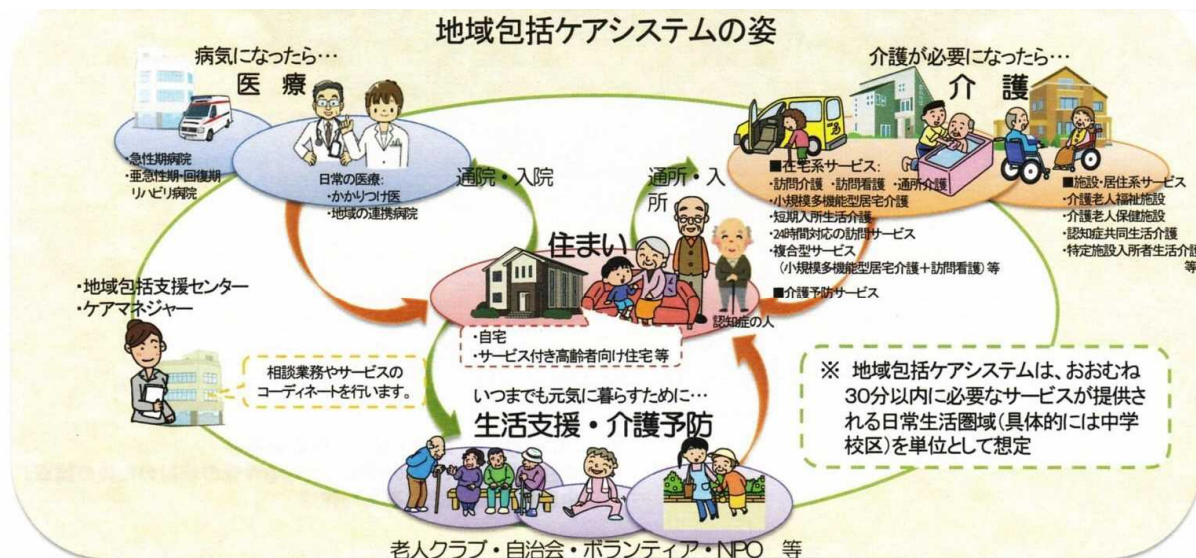
【充実】：特に質や規模を高める取組

【施策の方向】

<p>高齢者生活支援センターの適切な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者生活支援センターの事業内容等の計画や国が示す評価指標に基づいて年度ごとに適正な評価を行い、地域包括支援センター運営協議会において議論し、課題改善に向けて取り組みます。 ・ 地域の身近な相談窓口としての機能が果たせるよう、引き続き適正な人員配置等による体制整備を行うとともに、年代や世代等に関係なく、その役割に関する認知度の向上に取り組みます。 ・ 今後も高齢者人口及び業務量の増加が見込まれる地域包括支援センターの業務負担の軽減及びセンターの機能の確保の観点から、引き続きその在り方について検討します。【新規】 ・ 多職種が連携した地域ケア会議の機能向上を図り、地域との連携強化及び地域で見守る体制を維持するとともに、当該会議を通じて見出された地域課題の解決に取り組みます。
<p>包括的相談支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、第4次地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画の推進と一体的に取り組みます。【充実】 ・ 地域共生社会の実現に向け、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。【充実】
<p>相談支援窓口の周知・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体や活動の場などを活用し、高齢者生活支援センターをはじめとした相談支援窓口の周知・啓発に継続して取り組みます。 ・ 地域の身近な相談者、支援者である民生委員・児童委員及び福祉推進委員の活動の理解、周知に継続して取り組みます

市内の高齢者生活支援センター

名称	住所	電話番号
東山手高齢者生活支援センター	朝日ヶ丘町6-9 (ケアステーションあしや聖徳園内)	32-7552
西山手高齢者生活支援センター	山芦屋町9-18 (アクティブライフ山芦屋内)	25-7681
精道高齢者生活支援センター	呉川町14-9 (保健福祉センター内)	34-6711
潮見高齢者生活支援センター	潮見町31-1 (あしや喜楽苑内)	34-4165



出典：厚生労働省ホームページ

1-2 支えあいの地域づくり

【取組について】

地域共生社会の実現に向けて、多機関協働による支援や地域づくり、参加支援を意識しながら、課題解決や地域活動の活性化のため、地域住民や地域で活動する人、専門職等のネットワークづくりの再編に取り組みます。

また、高齢化に加えて、ひとり暮らし高齢者の増加や社会的孤立、暮らしていく上での課題が複雑化・複合化する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域の多様な主体による日常の見守り活動や、地域の居場所づくり等、地域住民と専門職等による地域でともに支え合う体制を充実していきます。

さらに、家族介護者が地域の中で孤立することなく、また介護をしながら働き続けることができる社会を目指し、介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう支援に取り組みます。

【施策の方向】

地域づくりのためのネットワークの充実

- 各圏域に地域支え合い推進員を配置し、地域資源や地域住民のニーズを把握・分析するとともに、地区福祉委員会への参画や、社会福祉協議会や高齢者生活支援センターと情報共有等連携しながら、住民活動をサポートしていきます。
- 重層的支援体制整備事業の地域づくり支援を中心に、地域の課題解決や地域活動の活性化のため、地域住民や地域で活動する人、専門職等のネットワークづくりの再編に取り組みます。

地域で支え合う
仕組みの充実

- 民生委員・児童委員や福祉推進委員をはじめ、自治会や老人クラブ等、住民主体の見守り活動を支援していきます。
- 地域見まもりネットワーク事業など、協力事業者による見守り活動を支援し、地域全体で高齢者を見守る仕組みづくりを充実させます。
- 住民の地域活動への参加や多様なつながりづくりに向け、「ひとり一役活動推進事業」をはじめとした活動機会の充実や地域の居場所づくりに取り組み、地域で支え合う体制へつなげます。

●目標値【ひとり一役活動登録者数（人）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
100	115	130

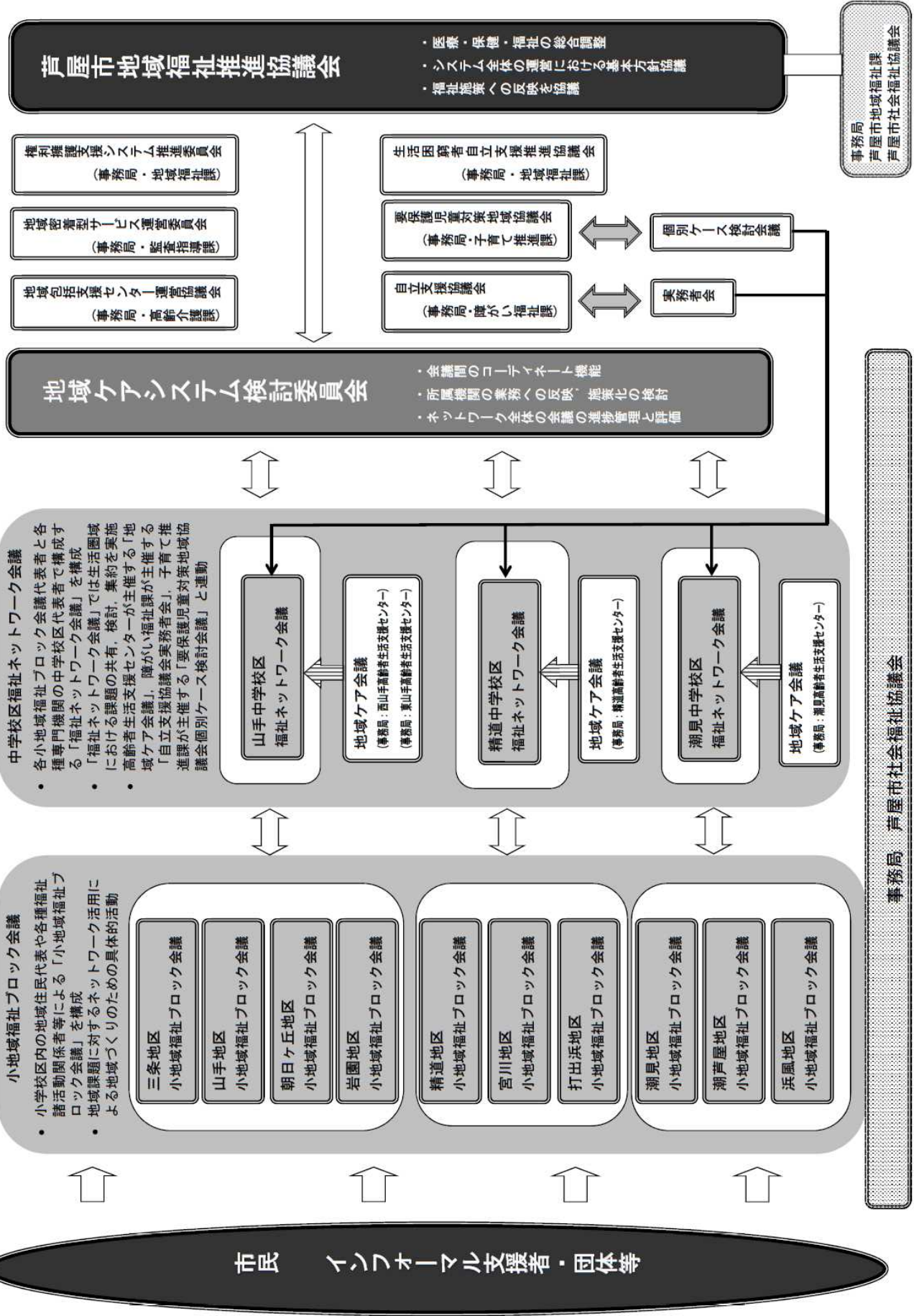
- 身近な地域で気軽に立ち寄り、つながりづくりや活動ができる居場所づくりを支援します。

高齢者セーフティ
ネットの整備

- 高齢者の緊急時の安全確保と不安解消を目的とした「救急医療情報キット」の配布に関しては、高齢者を対象としたイベント等の際に、集中的に取り組むことで、できるだけ多くのかたに届けることができるよう取り組みます。
- 民生委員・児童委員の活動により作成した緊急・災害時要援護者台帳を関係機関との連携により定期的に更新し、消防、高齢者生活支援センター、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会等での活用や共有を図ります。

芦屋市地域発信型ネットワーク 2020. 4～

(理念) だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



1-3 在宅医療の推進

【取組について】

高齢化に伴い、医療・介護双方のニーズを有する高齢者が増加する中で、医療・介護の連携は不可欠です。

在宅医療・介護連携支援センターを拠点とし、多職種・他機関連携のもと、切れ目のない在宅医療・在宅介護の提供体制の構築を目指します。

あわせて、健康の維持・増進のためにも、普段からかかりつけ医をもち、高齢者自身が医療や介護を受ける段階になったときに、本人が適切な意思表示ができるよう、またそれが適切な医療・介護へ結びつくよう、市民へのかかりつけ医の必要性の周知や関係機関との連携強化に努めます。

【施策の方向】

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none">在宅医療・介護連携支援センターを継続設置し、医療・介護連携に関する相談支援や情報共有支援等により、連携を推進します。
多職種・他機関連携体制の充実	<ul style="list-style-type: none">「退院調整ルール」の継続的な活用により、医療機関やケアマネジャーなどの支援者が連携し、病院から在宅等へのスムーズな移行を目指します。芦屋多職種医療介護 ONE チーム連絡会の機会などを通じた、看取りや終末期を含む在宅医療・介護の連携に関する課題の抽出や対応の検討等により、医療・介護の連携体制の充実を図ります。医療現場と福祉・介護現場の課題や対応策を協議・共有するため、市内3病院等関係機関との定期的な情報交換を行います。
在宅医療と介護の理解の促進	<ul style="list-style-type: none">在宅医療や介護の理解を深めるため、フォーラムの開催やリーフレットの配布など、多様な媒体を活用し、周知・啓発を行います。

1-4 認知症施策の推進

【取組について】

認知症があっても、本人及び家族がいつまでも地域で暮らすことができる「認知症にやさしいまち」を目指し、認知症施策推進大綱 の中間評価の結果及び今後策定予定の認知症施策推進基本計画に基づいた施策に取り組むことが必要です。

そのため、認知症高齢者や家族への支援、地域で認知症や若年性認知症の人を見守ることができる体制の整備、正しい知識の普及・啓発、誰もが相談しやすく相談を受けられる体制の充実を図ります。

また、認知症があってもなくても、誰もが安心して利用できる社会環境の整備に向けて、民間企業等とも連携した取り組みを推進します。

【施策の方向】

<p>認知症への理解を深めるための正しい知識の普及・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化します。【充実】 小・中学生や企業への認知症サポーター養成講座の受講を推進し、多様な世代の受講による年間受講者数の増加を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> ●目標値【認知症サポーター養成講座年間受講者数（人）】 <table border="1" data-bbox="518 519 1279 658"> <thead> <tr> <th>R6年度 (2024年度)</th> <th>R7年度 (2025年度)</th> <th>R8年度 (2026年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>400</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 中学生対象のトライやる・ウィークで、学校教育でも福祉に関する関心を高めるよう推進します。 	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	400	500	600
R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)					
400	500	600					
<p>相談・支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域のイベント等と連携し、年代や世代を問わず高齢者生活支援センターには、認知症相談センターとしての役割があるということを知ってもらえるよう継続して取り組みます。【充実】 <ul style="list-style-type: none"> ●目標値【認知症に関する相談窓口の認知度】 <table border="1" data-bbox="518 965 1287 1070"> <thead> <tr> <th>介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次期計画策定時 28%以上（今期 17.1%）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="518 1106 1287 1211"> <thead> <tr> <th>在宅介護実態調査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次期計画策定時 28%以上（今期 17.2%）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 「認知症ほっとナビ」（認知症ケアパス）の定期的な見直しや内容の充実により、認知症に関する相談・支援に関する情報提供を継続します。 早期発見・早期受診の体制づくりに向け、認知症地域支援推進員と医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関等との連携を強化します。 認知症疾患医療センター等との事例検討や医療機関との意見交換会により、認知症の人への対応力向上や医療機関との連携を推進します。【新規】 早期の医療や介護につなぐ「認知症初期集中支援チーム」の効果的及び積極的な活用に取り組みます。 認知症の人が消費生活トラブル等の被害にあわないよう、啓発活動や早期発見に取り組みます。 	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	次期計画策定時 28%以上（今期 17.1%）	在宅介護実態調査	次期計画策定時 28%以上（今期 17.2%）		
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査							
次期計画策定時 28%以上（今期 17.1%）							
在宅介護実態調査							
次期計画策定時 28%以上（今期 17.2%）							
<p>地域で支える体制づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業の周知を図るとともに、行方不明者の早期発見や支援につながる仕組みづくりを引き続き検討します。 						

●目標値【見守り・SOSネットワーク登録者数（人）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
30	40	50

- 認知症の人やその家族が安心して地域での生活が継続できるよう、認知症高齢者個人賠償責任保険事業の普及・啓発に取り組みます。

【新規】

- 認知症の人や介護者の居場所となる認知症カフェの周知啓発や活動の支援に取り組むとともに、活動を通じて見えてきた課題やニーズの把握に努めます。
- 認知症の人やその家族だけでなく、地域の人にも気軽に集える居場所づくりを認知症サポーターとともに、継続して進めます。

若年性認知症の人への支援

- 若年性認知症の人の支援に際しては、状態に応じた適切な支援を実施できるよう芦屋市若年性認知症ネットワーク会議を活用することで、支援の充実を図ります。
- 認知症疾患医療センター、医療機関等との連携により若年性認知症の人の支援を継続して行います。

認知症の人を地域で見守る事業

事業名	サービス内容
認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業	認知症により行方不明になる可能性のある方などを、警察や高齢者生活支援センターと情報共有を行ない、行方不明となった場合にネットワーク協力員にメールを配信し、早期に発見できるよう取り組むもの。

1-5 権利擁護支援の充実

【取組について】

高齢者の権利擁護支援には、家族の支援をはじめ、関係機関や行政等との連携・協働や地域の協力が必要です。今後も高齢者が安心して「自分らしく」暮らし続けることができるよう、本人の意思決定を尊重するため、権利擁護支援体制の充実に向け、各種の取組を推進します。

また、養護者及び養介護施設従事者のみならず、養護者に該当しない者からの虐待を含め、家庭や施設等において高齢者への虐待が起こらないよう、未然の取組を行うほか、虐待防止対策を推進していきます。

あわせて、成年後見制度の利用促進に向け、制度の周知・啓発及び制度を利用する人の支援のため、関係機関との地域連携ネットワークの強化に取り組んでいきます。

【施策の方向】

権利擁護支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">• 権利擁護支援システム推進委員会において、支援体制を継続的に検討し、権利擁護支援センターを中心とした、関連機関との連携による、権利擁護支援の充実を図ります。• 成年後見制度を利用する人の適切な支援を目的とした、支援者会議等を実施し、地域連携のネットワークの強化に取り組めます。
高齢者の虐待防止・権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	<ul style="list-style-type: none">• 多様な媒体の活用により、権利擁護相談窓口の周知・啓発を行います。• 養介護施設従事者等や関係機関等に対する研修を実施し、意思決定支援や高齢者虐待の防止、権利擁護支援に必要な知識等の習得を促進します。• 講演会の開催等により、本人や家族、地域住民へ虐待の早期発見・防止及び権利擁護に関する知識の普及・啓発、意識の醸成に取り組めます。• 高齢者虐待対応マニュアルに基づいた本人及び養護者への対応と再発防止に向けた支援を行います。【新規】

成年後見制度の
利用促進

- 出前講座や啓発チラシの作成等により、成年後見制度の周知・啓発を行います。**【充実】**

●目標値【成年後見制度の認知度】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
次期計画策定時 60%以上（今期 51.8%）

在宅介護実態調査
次期計画策定時 50%以上（今期 40.7%）

- 自らが希望する自立した日常生活を営むために、成年後見制度を必要とする人が誰でも利用できるように、成年後見制度利用支援事業を継続実施します。

●利用推計【成年後見制度利用支援事業（件）】

R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
25	27	29

1-6 在宅生活を支えるサービスの充実

【取組について】

地域支援事業の任意事業及び介護保険サービスを補完する市の一般施策として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度の要介護状態や認知症の人を対象とした生活支援と併せて、家族介護者への支援に関する各種サービスや事業を実施します。特に、介護の負担軽減のための取組や、高齢者生活支援センターによる総合相談支援機能の活用などを通じて、家族介護者を含めて支えていくための支援を進めていきます。

また、高齢者の自立生活や家族介護を支援する観点から、今後も利用ニーズを踏まえ、サービス内容の見直し、介護保険の地域支援事業との調整も行いながら事業を実施します。

【施策の方向】

高齢者の在宅生活への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の在宅生活の支援に向けた各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施します。
重度の要介護状態や認知症の人への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 重度の要介護状態や認知症の人の支援等を目的とした各種サービスや事業等を必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施します。
高齢者を介護する家族への支援等を目的としたサービス・事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者を介護する家族が就労しながら介護することができるように、家族を支援する各種サービスや事業等について、利用実績や関係機関から寄せられる利用ニーズ等を踏まえ、必要な見直しや検討を行いながら、継続して実施します。

在宅生活を支援するサービスや事業

事業名	サービス内容
生活支援ショートステイ	概ね自立した生活をしているものの、家族不在時でひとりでの生活に不安がある高齢者、在宅生活を継続するための指導や支援が必要な高齢者を対象に、養護老人ホームで食事の提供や入浴サービスを行います。
日常生活用具給付	要援護高齢者の在宅生活の継続を図り、自立を支援するため、電磁調理器・火災報知器・一点杖・リハビリシューズ等の日常生活用具を給付します。
高齢者住宅等安心確保事業	高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)に居住する高齢者の生活面または健康面の不安に対応するため、生活援助員を派遣し、安全で快適な生活を送れるように在宅生活を支援します。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等で日常生活を営む上で注意を要する人に、緊急事態において緊急通報体制の確保や日々の不安の解消を図るため、緊急通報システムを貸与します。
さわやか収集	自ら家庭ごみステーションに家庭ごみを排出することが困難であり、親族等による協力を得ることができない高齢者または障がいのある人に対し、玄関先等で家庭ごみを週に一度決められた曜日に収集します。また、希望する人には、同時に安否確認も行います。

重度の要介護状態や認知症の人を支援するサービスや事業

事業名	サービス内容
理美容サービス	保健衛生向上のため、理美容師が訪問して理美容サービスを行います。
寝具洗濯・乾燥・消毒サービス	保健衛生向上を図るとともに、介護者の負担軽減を行うため、寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスを実施します。
要援護高齢者外出支援サービス事業	要援護高齢者で、交通機関の利用困難な在宅の重度の要介護状態や認知症の人の生活行動範囲の拡大、通院や通所の利便性を高めるため、移送用車両を利用する際の費用の一部を助成します。
成年後見制度利用支援事業	精神上的の障がいによって、判断能力が十分でない認知症の人等を保護する成年後見制度の申立てができない場合、市が代わって成年後見審判の申立てを行います。また、申立て費用や後見人等の業務に対する報酬を負担することが困難な人へは助成を行います。

家族の介護を支援する事業

事業名	サービス内容
家族介護用品支給事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者を、在宅で介護している家族を対象に、紙おむつ等の家族介護用品を支給します。
家族介護慰労事業	要介護認定の要介護4または5に該当する高齢者が、過去1年間に介護保険サービスを利用しなかった場合、家族介護者に対して助成金を支給します。
認知症等高齢者GPS機器貸与事業	認知症等の高齢者が行方不明になった場合に、早期に発見できるGPS（全地球測位システム）を利用して居場所を検索する機器を介護している家族に貸与します。
認知症高齢者見守りシステム利用助成事業	認知症の人や若年性認知症の人が行方不明になった際にICT（情報通信技術）を活用し、早期に発見できるシステムを利用する人に導入費用を助成します。
認知症高齢者見守り支援事業	家族等が介護疲れで休息が必要な時、冠婚葬祭、医療機関の受診等で日常の見守りができない場合、介護福祉士の資格を持つ者又は介護保険法施行令第3条で定める者が訪問して高齢者の話し相手や見守りをを行います。
認知症賠償保険	認知症の人が、日常生活における偶発の事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどによって、ご本人・ご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、これを保険で補償するものです。

2 社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

2-1 生きがいづくりの推進

人生 100 年時代において、生涯現役社会を実現し活力ある長寿社会とするためには、価値観が多様化する中で、高齢者自身が地域社会と関わり、楽しみや役割を見出し、自らの経験や知識・技能を生かして活躍できる場の整備が必要です。

そのため、地域社会活動、生涯学習、就労など、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう自己実現の機会の創出に多方面から取り組みます。

また、長期に渡る新型コロナウイルス感染症等の影響により、地域における社会参加の機会や老人クラブの会員数等が減少したことから、一層の社会参加活動を支援します。また、高齢者のみの夫婦世帯や一人暮らしの高齢者世帯等が増加していることから、多世代交流が可能となるような機会の創出に向けた取組みを支援します。

(1) 自主的な活動の促進

【取組について】

地域では、高齢者の様々な自主的な活動が行われており、日常生活の楽しみや生きがいとなっています。アンケート調査では、老人クラブ活動、ボランティア活動や地域における趣味活動などが、日常生活の楽しみとの回答があります。

また、老人クラブは、地域貢献を念頭に「仲間づくり」等を行う老人福祉の増進に寄与する団体として、地域で生きがい活動や見守り活動等を行っており、高齢者の身近な地域での社会参加の機会の創出に重要な役割を担っているため、老人クラブ活動の活性化の支援に取り組みます。

老人クラブの状況

(単位: 団体、人)

年度(4月1日時点)		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
老人クラブ	団体数	46	45	45
	会員数	2,926	2,731	2,652

【施策の方向】

老人クラブ、あしや YO 倶楽部への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 活動支援を継続するとともに、活動に役立つ情報提供に取り組みます。 継続的な活動を行うために、次世代を担う若い世代のリーダー育成や会員確保の取組みを支援します。 新規会員の確保や地域に親しんでもらえるように「はびねすクラブ芦屋」を愛称としサークル活動などの活動内容を広報紙やケーブルテレビにて周知します。【充実】
ボランティア活動等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域で活動するボランティアに対し必要経費や活動費の助成を行い、自主的な社会参加の促進を図ります。

	<ul style="list-style-type: none"> • ボランティア活動センター等と連携し効果的なボランティア活動の推進を図ります。 • ひとり一役活動推進事業等の主体的な活動を支援し、社会参加を促進します。
コミュニティ・スクールの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> • 小学校区内の住民相互の連帯感や市民意識・自治意識を養い、学校を地域社会の核としたコミュニティの創造、生涯学習の場として、コミュニティ・スクールの活動推進及び運用に関する費用の助成を行います。
市民活動団体の支援とあしや市民活動センター（リードあしや）の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> • NPO 及びボランティア活動など市民活動の自立的な活動を支援します。 • 市民活動団体の相互の交流とネットワーク支援を行い、生きがいづくりを推進します。 • 市民活動に関する情報の提供及び高齢者が参画しやすい環境づくりを行います。

（２） 生涯学習の推進

【取組について】

学習や教養を高める活動は、人生を豊かにすることにつながり、高齢者の生きがいの重要な要素の一つとなっています。アンケート調査の結果においても、「学習や教養を高めるための活動」を日常生活の楽しみとしている人は2割以上となっています。高齢者が地域で生涯学習を行う機会を関係機関と連携して、引き続き支援していきます。

【施策の方向】

生涯学習に関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 幅広い市民層における学習意欲向上のために、イベントや広報紙・ホームページを活用し情報を提供します。
芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者のニーズにあった学習内容となるように企画の調整等を行います。 • 受講者における終了後の自主的な活動を支援するために必要な情報の提供や他の関係機関との連携を強化します。
公民館講座や講演会などの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 定期的に高齢者のニーズを把握することで、企画内容を充実し、参加者の増加を図ります。
多様な学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> • 芦屋市生涯学習出前講座、市民版出前講座「あしや学びあいセミナー」及び地域団体と協力して事業を開催するなど、気軽に参加できる学習機会を充実していきます。 • 文化財関連の展示、普及啓発イベント及び美術博物館や谷崎潤一郎記念館での多様な方法による学習機会を創出します。

(3) 生きがい活動支援の充実

【取組について】

認知症対策、介護予防など高齢者の心と体に大きく影響する生きがいづくりの推進については、多方面からの取組が必要であり、健康づくり、社会教育、スポーツなど全庁的な取組に加え、多様な関係機関や団体等と連携して取り組むことが重要です。

特に、高齢者生きがい活動支援通所事業については、福祉推進委員などが中心となって、身近な地域での趣味・創作活動・体操などを実施しています。その中で、身近な地域で参加できる生きがい活動も重要な取組の一つとなるため、そのような取組を継続的・積極的に進めることができるように今後も支援します。

また、そのような取組は地域における交流の機会でもあるため、事業の内容に応じて、高齢者以外の世代も参加できるような企画の検討も行います。

生きがいづくりを支援する各種事業の実施状況

(単位:件、人、回)

		R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)
高齢者生きがい活動支援通所事業	実施回数	208	390	406
	参加者数	1,813	3,298	4,349
老人福社会館	利用者数	11,284	12,765	17,823

【施策の方向】

生きがいづくり
の支援強化

- 庁内関係部署や多様な関係団体との連携による生きがい推進体制の充実を図ります。
- 広報紙及びホームページ等で生きがいづくりに関する情報の提供や相談体制の強化を図ります。
- 高齢者生きがい活動支援通所事業について高齢者のニーズを分析し、対象や内容を検討することで、高齢者の社会参加及び地域での交流を支援します。【充実】

●目標値【高齢者生きがい活動支援通所事業(人)】

R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
4,500	5,000	5,500

活動場所の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動の拠点として、引き続き各地区にある集会所を利用しやすいように改修を進め、交流の場や生きがいづくりの活動場所として充実を図ります。 老人福祉会館での民間事業者を含む関係団体等と連携したイベントの実施や貸室の利用促進などに取り組み、高齢者の居場所としての機能を強化します。【充実】 <p>●目標値【老人福祉会館貸室利用回数（回）】</p> <table border="1" data-bbox="539 521 1299 658"> <thead> <tr> <th>R6年度 (2024年度)</th> <th>R7年度 (2025年度)</th> <th>R8年度 (2026年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>350</td> <td>375</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>●目標値【老人福祉会館イベント回数（回）】</p> <table border="1" data-bbox="539 707 1299 844"> <thead> <tr> <th>R6年度 (2024年度)</th> <th>R7年度 (2025年度)</th> <th>R8年度 (2026年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 潮見小学校と朝日ヶ丘小学校の余裕教室を活用した「ゆうゆう倶楽部」を高齢者の居場所として、有効活用できるように情報提供を行います。 	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	350	375	400	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	2	2	2
R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)											
350	375	400											
R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)											
2	2	2											
スポーツリーダーやスポーツボランティアの育成及び活動機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> スポーツリーダー認定講習会、スポーツボランティアバンク（ボランティア登録）を継続実施します。 活動内容の広報等による周知や関係機関への呼びかけを強化し、活動機会を拡充します。 												
スポーツ・レクリエーション活動の推進及び施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> 体力づくり、仲間づくり生きがいづくりのために、市民啓発事業を実施し、スポーツの定期的実施率の向上、生涯スポーツの推進を図ります。 スポーツ関連施設（プール、体育館、テニスコート等）の利便性及び快適性の確保に努めます。 												
社会参加の促進と移動手段の確保のための取組	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者のニーズ及び効果や持続可能性を検討し、高齢者バス運賃助成事業等各種生きがいづくりを支援する事業の見直しや拡充を図ります。 高齢者の日常の買い物や地域活動など社会参加の促進に向け、関係団体や民間等の多様な主体と連携した取組を進めます。 公共交通網から離れている地域など、高齢者等の移動が困難な地域において、既存の公共交通等を補完する施策を必要に応じ検討します。 												

生きがいづくりを支援する事業

事業名	サービス内容
高齢者バス運賃助成事業	市内に住所を有する満 70 歳以上の高齢者を対象に、市内を運行する阪急バス路線及びみなど観光バスの一部路線において、所定の運賃の半額で乗車できる高齢者バス運賃割引証を発行します。
高齢者生きがい活動支援通所事業	閉じこもりがちな高齢者を対象に、健康体操や陶芸、手芸、絵画等の趣味活動のサービスを提供します。
各種生きがい行事	高齢者のつどい(演芸フェスティバル)、敬老会、100 歳高齢者福祉事業、高齢者スポーツ大会を開催します。

2-2 就労支援の充実

【取組について】

高齢者がこれまでの豊かな知識や経験を生かし就労することは、生きがい、健康寿命の延伸や地域の貢献にもつながります。

アンケート調査では、就労している人は、全体では4人に1人以上の人が、年代別の65歳～74歳では4割以上の方が仕事をしていると回答しています。

また、働くことが、日常生活の楽しみと回答した人は、約5人に1人となっており、地域の中での就労を通じて、達成感や新たな気付き等を得られる重要な機会となっています。

芦屋市シルバー人材センターでは、「この街と一緒に生涯現役」の実現に向けて、会員の希望やこれまでの経験等に応じて、就労の機会を提供しています。また、その内容は、年齢や性別等にとらわれない幅広い活動となっています。

今後もシルバー人材センターとともに、高齢者のニーズに応じた多様な職種や就労機会の確保の取組を推進します。

シルバー人材センターの活動状況

(単位:人、件、円)

	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)
会員数	1,114	1,142	1,178
受注件数	3,287	3,273	3,474
受注額	452,676,140	481,315,292	481,694,681

【施策の方向】

高齢者の多様な就労機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> • 広報紙やパンフレット等の活用による高齢者雇用に関する助成制度等を周知し、企業への高齢者雇用の啓発を強化します。 • 地域の実情に応じた多様な就労機会の拡充を図ります。
シルバー人材センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 市による運営費補助を継続実施し、新たな高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援します。【充実】

●目標値【シルバー人材センター会員数（人）】

R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)

- 生活支援型訪問サービス従事者研修、はつらつコールや総合事業における生活支援型訪問サービスの実施など、高齢者が介護や高齢者福祉の担い手となる取組をシルバー人材センターとともに推進します。【充実】
- 地域ニーズに応じた新規事業を推進できるよう支援します。
- 子育て支援事業、介護予防事業など地域貢献につながる取組を支援します。
- シルバー人材センターの活動拠点である「はつらつ館」で行っている市民対象のシニア向けパソコン講座、介護予防講座等の様々な講習会の開催を支援します。

2-3 高齢者の住まいの確保と住環境の整備

【取組について】

地域共生社会の実現という観点からも、高齢者の住まい確保と生活の安定を支援する一体的な取組が必要です。そのため、地域包括ケアシステムの推進においては、住環境の整備や多様な住まいの充実も求められます。

アンケート調査（在宅介護実態調査）では、施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が73%と前回調査より増加しています。

今後も、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者が住環境の整備や長寿社会に対応した高齢者向け住宅及や有料老人ホーム等の多様な住まいの選択が可能となるよう取り組みます。

住環境の整備に関する福祉サービスの実施状況 (単位:件)

		R2 年度	R3 年度	R4 年度
住宅改造費助成事業(特別型)	利用件数			
分譲共同住宅共用部分 バリアフリー改修助成事業	利用件数			

多様な住まいの主な状況 (令和2年10月末現在)

	箇所数	定員人数・戸数
介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)	8	332(人)
住宅型有料老人ホーム(*1)	2	135(人)
サービス付き高齢者住宅	3	66(人)
ケアハウス	3	150(人)
シルバーハウジング	2	286(戸)

*1 介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム

【施策の方向】

公営住宅の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく、既存市営住宅の建替や改修等を計画的に取り組み、高齢者が暮らしやすい住宅を確保します。また、見守りや相談体制の整備など、入居者の高齢化への対応策を関係機関で検討します。 既存の住宅から公営住宅へ的高齢者の住替があることを踏まえ、高齢者向け住宅の環境整備を関係機関に要望していきます。
多様な住まいの情報の提供・支援	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの入居状況及び整備状況の把握に努め、必要な人への相談支援と情報の提供に努めます。 施設での生活を希望する人については、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームなどの情報の提供に努めます。
住環境整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改造費助成事業（特別型）や分譲共同住宅共同部分のバリアフリー改修事業について、ホームページ等で周知し利用促進を図ります。

住環境の整備を支援する事業

事業名	サービス内容
住宅改造費助成事業（特別型）	介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた人で、身体機能が低下し、日常生活に支障が出てきたために住宅改造が必要な場合、既存住宅を改造する費用の一部を助成します。
分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業	既存の分譲共同住宅の共用部分を高齢者や障がいのある人などに対応したものに改修する経費を助成します。

2-4 防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

【取組について】

防犯・防災対策や災害支援体制の構築は、高齢者が地域で安心生活するために、必要不可欠な取組です。特に、振り込め詐欺や還付金詐欺などの高齢者を主な対象とした犯罪については、警察や消費生活センターだけでなく、高齢者生活支援センター、ケアマネジャー、民生・児童委員、福祉推進委員等と連携することで、その未然防止に継続して取り組みます。

また、緊急・災害時の対応に関するアンケート調査結果によると、要支援・要介護認定者では、「一人で避難できない」と回答した人が、約7割となっています。

そのため、そのような人については、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等の関係機関と連携し、緊急・災害時要援護者台帳への登録を継続して呼びかけます。

また、緊急・災害時に介助や見守りを必要とする人が、適切に避難行動ができるような体制構築を進めるとともに、感染症対策を踏まえた避難所運営にも取り組みます。

【施策の方向】

地域における防犯体制の推進	<ul style="list-style-type: none">市全域で結成されたまちづくり防犯グループの活動を支援するとともに、関係機関やグループ間の情報共有の場を設けることで活動の継続と活性化を目指します。
悪質な犯罪からの被害防止	<ul style="list-style-type: none">悪質商法等の被害を防止するため広報紙や出前講座等で啓発に努めます。民生委員・児童委員、福祉推進委員、消費生活センター、警察、自治会、高齢者生活支援センター等と連携し、被害の予防や早期発見の仕組みづくり、相談支援体制の整備に努めます。
災害時における支援・感染症予防対策にかかる体制の整備	<ul style="list-style-type: none">地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化の観点から、自主防災組織の全市域での結成や近隣地域の横断的な防災活動の啓発に取り組みます。緊急・災害時要援護者台帳への登録や重度の要配慮者について福祉専門職と連携し個別支援計画の策定を推進するとともに、登録情報の更新を継続的に行い、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会、高齢者生活支援センターなど関係機関での活用や共有を図ります。【充実】福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努め、設置運営の訓練を行います。津波や土砂災害・風水害発生時の自助や共助による避難行動の必要性及び一時避難施設、避難所の周知などについて、要配慮者名簿の受領や地区防災計画の策定などの推進を通じて啓発を行います。避難所において感染症予防対策を実施し、適切な運営に取り組みます。高齢者への感染症予防対策に、高齢者生活支援センター、介護保険事業者等の関係団体と連携して取り組みます。

3 総合的な介護予防の推進

3-1 地域における介護予防の推進

【取組について】

今後、令和 22 年（2040 年）には本市の高齢化率は、40%を超える見込みとなっています。そのような中、高齢者ができる限り介護が必要な状態になることを予防し、自立した生活を維持していくためには、介護予防の推進と健康寿命の延伸に向けた取組が求められます。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、アンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）において「外出機会の頻度、外食の頻度、回数」や、「友人等への訪問や来訪」について 60%以上の方が減少した回答していることから、感染防止に配慮しつつ、新しい生活様式に対応した介護予防事業に取り組む必要があります。

市内の各所で開催する「さわやか教室（介護予防教室）」や介護予防の拠点である介護予防センター、高齢者生活支援センターにおける介護予防事業、フレイル予防講座等を通じ介護予防を推進します。

【施策の方向】

介護予防活動の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のための運動等のきっかけとなる「さわやか教室」を実施し、利用者の継続した介護予防の取組となるよう支援します。 「さわやか教室」を中心とした市民への働きかけの機会を捉え、介護予防活動や健康づくりに関する知識の普及・啓発を実施します。 						
介護予防センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防のきっかけとなるよう幅広い、介護予防・健康づくりに向け、運動トレーナーの指導によるエクササイズ、口腔ケア・栄養に関する講座を実施し、より多くの市民の利用を目指します。 <p>●目標値【新規登録者数（人）】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">R6 年度 (2024 年度)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">R7 年度 (2025 年度)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">R8 年度 (2026 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)			
R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)					
住民主体の介護予防活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> トレーナー派遣事業を実施し、住民主体の介護予防活動の充実・支援を行います。 <p>●目標値【トレーナー派遣事業（回）】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #fce4d6;">R6 年度 (2024 年度)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">R7 年度 (2025 年度)</th> <th style="background-color: #fce4d6;">R8 年度 (2026 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地域支え合い推進員の配置を継続し、高齢者生活支援センターや介護予防センターとの連携により、自主活動の立ち上げや活動の継続・充実のための支援に取り組みます。 	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)			
R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)					

●目標値【介護予防教室等から立ち上がった自主活動グループ数】

R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)

	<ul style="list-style-type: none"> • 通いの場補助事業の対象を、高齢者の介護予防に加えて、多世代交流ができる通いの場づくりへ拡大し、継続により、継続して活動の立ち上げを支援するとともに、地域づくりの観点からも介護予防に取り組みます。
幅広い機会を活用した生きがいづくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> • ひとり一役活動推進事業によるボランティアポイントの活用の促進や生活支援型訪問サービス従事者研修を継続実施し、地域の担い手として活躍することによる生きがいづくりや介護予防の推進を図ります。 • 「あしや健康ポイント」の活用をはじめとし、関係課や関係機関が実施する事業との連携により、介護予防・健康づくりができる機会を設けます。 • 地域活動への参加など、高齢者が地域で活躍できる機会の増加を目指し、社会福祉協議会と連携した地域活動の充実に努めます。
効果的・効率的な介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> • さわやか教室や通いの場の実施状況や、KDB システム等※を活用した介護予防事業の定期的な評価・点検を行い、事業の見直しを含めた、より効果的な自立支援・重度化防止の取組を推進します。

※KDB システム（国保データベースシステム）：「健診・保健指導」、「医療」及び「介護の各種データ」を活用し、「統計情報」や「個人の健康に関する情報」を作成するシステム。

住民主体の介護予防を支援する事業

事業名	事業内容
トレーナー派遣事業	地域において、自主的・継続的に体操等の介護予防に取り組むグループを支援するため、運動指導トレーナーを派遣します。

3-2 多職種・他分野との協働による介護予防の推進

【取組について】

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、これまで本市では「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施」に取り組んできました。

引き続き運動、口腔、栄養、社会参加等の観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるようにすること、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指します。

また、介護や支援が必要な人には、リハビリテーション専門職等との幅広い医療専門職の関与も得ながら、自立支援・重度化防止に向けた取組を効果的・効率的に実施します。

【施策の方向】

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業の推進【充実】

- 一体的な実施について、庁内関係課による連絡会を定期的開催し、医療・保健・福祉の関係する取組の調整により、医療及び介護を効果的かつ効率的に事業を実施します。
- 後期高齢者医療健康診査や通いの場において、後期高齢者の質問票を活用し、適切な医療や支援につなげます。
- 医療専門職が通いの場等に関与することで、参加者の介護予防・健康づくりへの興味関心を高めるとともに、健康無関心層へのフレイル予防の普及啓発に取り組むなど活動内容の充実を図ります。

●目標値【通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の参加者数（延べ人数）】

R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)

多職種・他機関との連携の推進

- 芦屋PTOTST連絡会と連携した、地域リハビリテーション活動支援事業を継続実施し、介護予防の取組内容の強化・充実を図ります。
- 自立支援・重度化防止に向け、多職種が参加する地域ケア会議を継続して実施します。
- 多様な主体や各職能団体との連携により専門性を生かした効果的な介護予防事業を実施します。

3-3 適切な総合事業の取組の推進

【取組について】

総合事業の安定した供給のために生活支援型訪問サービス従事者研修の実施によりサービスの担い手の育成に取り組めます。

また、利用者の自立支援の推進のため、地域のニーズを把握し、必要なサービスの導入を検討します。ケアプランにおいても自立した生活を営めるように目標指向型のケアプランを作成できるようケアマネジメント研修の実施を継続します。

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用量の検証

(単位:日)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
予防専門型訪問サービス	日数						
生活支援型訪問サービス	日数						
予防専門型通所サービス	日数						
基準緩和型通所サービス	日数						

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス目標量

(単位:日)

		実績		推計値			
				計画期間			
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
予防専門型訪問サービス	日数						
生活支援型訪問サービス	日数						
予防専門型通所サービス	日数						
基準緩和型通所サービス	日数						

【施策の方向】

総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援型訪問サービス従事者研修を継続し、サービス供給量の確保と担い手の育成を進めます。 総合事業のサービス内容及びその実施方法、基準、単価、利用者負担について、地域の実情に応じた実施となるよう、必要に応じて、見直しを検討します。
適正な対象者選定の実施	<ul style="list-style-type: none"> 相談時に専門職がアセスメントを通じて丁寧な助言を行うことで、介護認定申請やチェックリストの実施など利用者を適正なサービスにつなげます。
介護予防ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自立支援に資するケアプラン作成のため、ケアマネジメント研修やケアプランチェックを実施し、指導・助言を行います。また目標指向型ケアプランを推進し、利用者の生活の質の向上を図ります。

4 介護サービスの充実による安心基盤づくり

4-1 介護給付及び要介護認定の適正化の推進

【取組について】

介護保険制度の持続可能性を確保するため、「芦屋市給付適正化計画」を策定し、介護給付費の適正化について、実施状況や目標達成状況を公表します。

不適正なサービスの把握は、事業者には運営指導や県と合同の指導監査のほか、国民健康保険団体連合会給付適正化システムにより出力される給付実績等の帳票を活用した縦覧点検・医療情報との突合及びケアプランの点検について、効果的・効率的に事業を実施します。

また、国民健康保険団体連合会のシステムからの情報をもとに、事業所に請求内容の確認依頼を定期的実施し、給付費の返還等も含め適正な給付が行われるよう指導を行います。

また、要介護認定の適正な調査の実施のため、市調査員による直接実施割合について、7割以上を維持するとともに、調査内容の平準化のための研修を引き続き実施します。併せて、介護認定審査会の各合議体の審査結果の平準化のため、介護認定審査会全体会で講習等を引き続き実施します。

また、今後も高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅滞なく適正に実施するために、認定事務の効率化等を進めていくことが重要です。

【施策の方向】

給付適正化計画の策定	<ul style="list-style-type: none">芦屋市給付適正化計画（主要3事業）を策定し、その実施状況や目標達成状況を公表します。
介護保険制度と相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none">ホームページ、パンフレット等多様かつ効果的な媒体により介護保険制度や介護の相談窓口となる高齢者生活支援センターを幅広く市民に周知します。
不適正なサービス提供の把握	<ul style="list-style-type: none">運営指導、ケアプランチェック、縦覧点検を行うことで不適正なサービス提供や重複請求などを把握し、是正を進めます。
認定調査体制の充実	<ul style="list-style-type: none">認定調査の市調査員による直接実施割合を維持するため調査員の確保や調査体制について検討します。認定調査の平準化を図るため、調査員の外部研修への派遣や内部研修を実施し、判断基準の共有を推進します。
介護認定審査会体制の充実	<ul style="list-style-type: none">各委員の制度理解を深め、審査基準を共有化するための研修を行い、審査の質の向上を図ります。審査会の各合議体の審査内容を共有するし、審査結果の平準化を進めます。研修等の参加により事務局内の制度理解を深め、滞りなく認定業務を遂行するとともに公平公正な審査会運営に努めます。

市調査員による直接実施状況

(単位:人)

	R3 年度（2021 年度）			R4 年度（2022 年度）		
	全体	市実施 件数	市実施 割合	全体	市実施 件数	市実施 割合
新規						
更新						
区分変更						
合計						

芦屋市給付適正化計画（令和6年度～令和8年度）

第9期介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、本市が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を下記のとおり定めます。

施策1 要介護認定の適正化

【目標】

- ・高齢者数の増加に伴い申請数が増加した場合も、市調査員による直接実施を7割以上行います。
- ・委託調査による訪問調査票について、市職員により全件事後点検を行います。
- ・市調査員による直接実施の訪問調査票についても、同じく全件事後点検を行います。

	実績				第9期計画値		
	R3 年度 (2021 年度)		R4 年度 (2022 年度)		R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
	計画値	実績	計画値	実績			
・市調査員による直接実施							
・市職員による訪問調査の事後点検							

施策2 ケアプランの点検、住宅改修等の点検

【目標】

- ・3か年で市内の全居宅介護支援事業所について点検を行います。
- ・国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から提供される「ケアプラン点検対象事業所・給付実績情報一覧表」で抽出された事業所のうち疑義のあるプランについて点検を行います。また、自立支援に資する適正なケアプランになっているかを確認するなど効果的にケアプラン点検を実施します。
- ・不合理であることが疑われる請求について、事業者への照会を実施し不適正な請求を是正します。
- ・利用者からの苦情・要望や、福祉用具購入・貸与審査等で必要性があると判断した事業所に対しては、全件点検を行います。

- ・住宅改修前に、見積書、図面、写真、ケアマネジャー等が作成した理由書について、専門職が利用者の自立に資する内容であるか全件点検します。また改修後にも、工事内訳書及び写真について、専門職が、工事内容が承認された内容に則しているかを全件点検します。
- ・福祉用具購入前に、見積書、パンフレットの抜粋、ケアマネジャー等が作成した理由書について、専門職が利用者の自立に資する内容であるか全件点検します。軽度者に対する例外給付についても、提出漏れの無いように管理台帳を作成するなどして、同様に全件点検します。
- ・上記に、疑義が生じれば関係者にヒアリングを行い、必要と判断すれば対象者のケアプラン点検を実施します。

	実績				第9期計画値		
	R3年度 (2021年度)		R4年度 (2022年度)		R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
	計画値	実績	計画値	実績			
ケアプラン点検の実施回数							

	実績				第9期計画値		
	R3年度 (2021年度)		R4年度 (2022年度)		R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
	計画値	実績	計画値	実績			
・住宅改修の専門職による審査							
・福祉用具の専門職による審査							

施策3 縦覧点検・医療情報との突合

【目標】

- ・国保連から提供される一覧表について、提供された全月分のデータを利用して専門職から事業者への確認を促し、必要と判断すれば対象者のケアプランを点検します。
- ・費用対効果が期待される帳票を重点的に確認し、効果的に取り組みます。

	実績				第9期計画値		
	R3年度 (2021年度)		R4年度 (2022年度)		R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
	計画値	実績	計画値	実績			
実施月数							

	実績				第9期計画値		
	R3年度 (2021年度)		R4年度 (2022年度)		R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
	計画値	実績	計画値	実績			
実施回数							

4-2 介護人材の確保・資質向上及び業務の効率化への支援

【取組について】

介護人材の不足は喫緊の課題であり、関係団体等意向調査では、介護サービス事業者連絡会や居宅介護支援事業所から人材が不足しているとの回答が多くあります。現在の介護専門職の人数の充足具合について、人材が不足していると回答した事業所は全体の6割強となっており、今後5年間の介護職員の充足の見通しについても、7割近くの事業所が不足すると回答しています。

人材確保に必要な事項としては、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくり併せて、介護職の魅力向上、多様な人材の確保・育成、リーダー介護職員の育成や業務の効率化、ICT（情報通信技術）の推進、介護職員の更なる処遇改善等が挙げられており、こうした課題に対応するために、国・県・市が連携し人材確保の取組を進めます。

【施策の方向】

介護人材の確保 へ向けた取組	<ul style="list-style-type: none">• 保健福祉フェア等のイベントなどで、芦屋市介護サービス事業者連絡会等と協働し、介護現場の理解や介護人材の確保につながる取組を実施します。【充実】• 市内介護保険事業者と連携し、トライやる・ウィーク等を通じた学生・生徒への介護現場の魅力向上に取り組みます。• 初任者研修・実務者研修受講費の市独自の補助を継続し、介護人材確保と介護職員の技術向上を支援するとともに、介護現場職員の離職防止に向けた取組を行います。• 退職後の高齢者や子育てが一段落した女性など、多様な人材が介護の仕事に携わることができるよう生活支援型訪問サービス従事者研修の受講促進などに取り組みます。• 外国人介護人材の受け入れの推進やハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくりや離職防止・定着促進に向けた取組を進めます。• 若年層、高齢者層等の各層や他業種からの新規参入の促進など幅広い層の人材の確保に向けて補助制度を創設します。【新規】
業務の効率化への 支援	<ul style="list-style-type: none">• ICT（情報通信技術）や介護ロボットの導入に関する情報提供や補助制度の周知など介護保険事業者への導入支援に取り組みます。• 指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式及び「電子申請・届出システム」を使用することで、文書負担及び指定申請にかかる事務負担の軽減に取り組みます。【充実】

4-3 介護サービス事業者の質の向上と指導監査体制の充実

【取組について】

介護保険サービス事業者のサービスの質の向上と適正な運営を図るため、定期的な運営指導と必要に応じた監査を実施します。

また、利用者からの苦情や相談に対して適切に対応するため、職員の研修への参加など相談対応技術の向上を図ります。さらに、介護サービス相談員（介護相談員）派遣事業を継続することで利用者の不安解消とサービスの質の向上に努めます。

ケアマネジャーへの支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容の助言、同行訪問等のほか、ケアマネジャーを対象としたスキルアップのための研修や助言・指導を引き続き実施します。

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であることから、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について、市内介護サービス事業者に対して助言を行うなど支援します。

【施策の方向】

サービス利用者の苦情及び要望等の対応体制の充実	<ul style="list-style-type: none">職員の苦情対応の技術向上と、情報共有を行い、適切な対応体制を整備します。また事業者に対して苦情等の情報に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の向上につなげます。高齢者施設への介護サービス相談員（介護相談員）の派遣により利用者の不安などを解消し、サービスの質の向上を図ります。
実地指導・監査の実施	<ul style="list-style-type: none">居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所を含む市指定事業所の適正な運営を図るため、定期的な運営指導と必要な監査を行います。運営指導については、国の指針に基づき、標準化・効率化を図ります。また、指定等の届出事務についても国の様式例に準拠し、簡素化に努めます。【充実】
ケアマネジャーへの支援の強化	<ul style="list-style-type: none">ケアマネジャーのスキルアップ研修を継続して実施します。地域ケア会議や事例研究など主任ケアマネジャーと連携し、地域のケアマネジメントの向上に努めます。困難事例等への対応支援として、高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャーによる支援方針や支援内容への助言や同行を行います。
感染症対策の徹底	<ul style="list-style-type: none">感染症への適切な対応を行うことができるよう、市と関係機関、市内介護保険事業者が連携し、一体となって取り組みます。介護保険事業所内の感染症対策の状況や感染症マニュアルの整備について、運営推進会議や運営指導などにおいて確認等を行い、適切な感染症対策に取り組みます。

	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業者に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を指導するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても介護保険サービスを継続できるよう安定的な確保に取り組みます。
事故防止に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントを推進するため、報告のあった事故情報を分析し、事業所に対して情報提供を行うなど事故防止に向けた支援を行います。【新規】
共生型サービス等の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の介護保険制度への移行が円滑に行えるように整備した芦屋市独自のグランドルール（支援体制）をもとに、関係機関が連携した支援に取り組みます。 共生型サービスについて、参入を希望する事業者に対して適切な情報提供を行うなど、市内事業者と連携して環境の整備に取り組みます。

4-4 低所得者への配慮

【取組について】

高齢化の進行による介護ニーズの増大に伴い、高齢者個々の医療費や介護保険料、介護サービス利用料などの負担が増大していく傾向にあります。

本市では、大幅な所得の減少のあった人、恒常的な低所得者、災害や感染症等により影響を受けた人に対しては、保険料の減免及び納付相談を実施するなど、市独自の施策に努めています。

今後も制度について、多様な手段・媒体を利用して周知を徹底するなど利用の普及に努め、低所得者への配慮に取り組みます。

【施策の方向】

介護保険料の軽減及び減免等の制度周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙、パンフレット及びホームページ等多様な方法による高齢者に分かりやすい情報提供に取り組みます。
介護保険料の軽減及び減免	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者や失業等により所得が減少した人への軽減及び減免を実施します。 災害等により損害を受けた人に対して収入・所得が減少した人への減免を実施します。
サービス利用料の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険施設を利用した際の居住費（滞在費）・食費について、収入等に応じた軽減を行います。 特に生計が困難な人を対象に、社会福祉法人が提供するサービスの利用料の軽減を行います。 介護保険上の利用者負担を軽減すれば生活保護受給に至らない場合に、より低い基準を適用し、利用料等の軽減（境界層措置）を行います。

4-5 介護保険サービスによる居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの充実

【取組について】

居宅サービス（介護給付及び予防給付）では、アンケート調査（在宅介護実態調査）では、身の回りのことができなくなった時に必要なサービスとして、訪問介護や訪問看護が59.7%を占め、関係団体等意向調査でも拡充が必要なサービスの上位に訪問介護、訪問看護が入っています。訪問介護や訪問看護等の安定したサービスの供給と要介護者等の自立支援・重度化防止のため、リハビリテーションに係るサービスの計画的な提供体制の確保に取り組みます。

施設サービスでは第8期計画期間中に特別養護老人ホームとケアハウスを整備し、待機者の一定数の解消を図っていますが、令和22年に向けて適切な需要量の把握に努めていきます。

地域密着型サービスでは、関係団体等意向調査において、医療依存度の高い方を担当するケースが増えていることがわかり、在宅生活継続において不足している資源として、医療的ケアが可能な訪問介護、通所・宿泊施設などが挙げられていることから、医療的ケアの対応可能な事業所の充実が求められています。こうした課題の解消に加え、家族介護者の負担軽減や離職防止、在宅生活の継続を支援するため定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などのサービスの周知を進めていきます。

今後も高齢者の増加が予測されることから、令和22年（2040年）に向けて適切な需要量を見極めつつ、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスの一体的なサービス提供体制の構築に取り組みます。

【施策の方向】

居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">地域包括ケア「見える化」システムやアンケート調査、関係団体等意向調査結果を踏まえ、各サービスの必要量を把握し、適切な居宅サービスの提供体制を推進します。地域包括ケア「見える化」システムの各指標を分析し、効果的なリハビリテーションサービスの提供体制の整備が行えるよう県との情報共有に努めます。
医療系サービスとの連携	<ul style="list-style-type: none">ケアマネジャーや介護保険事業所に医療関係の相談窓口等を周知するなど、医療専門職と連携できる環境を進めます。より利用者のニーズに対して適切なサービス提供が行えるよう医療系サービスの周知を図ります。
施設サービスの安定した供給の推進	<ul style="list-style-type: none">令和22年に向けた長期的な視点から必要量を把握し、安定したサービス提供が図れるよう取り組みます。
地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none">ケアマネジャーへの研修などを通じてサービス内容や他市での成功事例などの周知を行い、利用の促進を図ります。医療的な支援が必要な利用者に対しては定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能居宅介護の利用など様々なサービスの周知により利用促進に取り組みます。

主な居宅サービス(介護給付)利用件数の推移

(単位:件)

	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	前年度比
訪問系サービス			
内 訪問介護			
内 訪問入浴			
内 訪問看護			
内 訪問リハビリテーション			
内 居宅栄養管理指導			
通所系サービス			
内 通所介護			
内 通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
福祉用具・住宅改修サービス			

主な居宅サービス(介護給付)1人あたり利用量の推移

(単位:回、日)

		R3年(2021年) 4月	R3年(2021年) 10月	R4年(2022年) 4月	R4年(2022年) 10月
訪問介護	回数				
通所介護	回数				
訪問看護	回数				
短期入所生活介護	日数				
通所リハビリテーション	回数				

居宅サービス(介護給付)利用量の検証

(単位:人、回、日)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
訪問介護	回数						
	人数						
訪問入浴介護	回数						
	人数						
訪問看護	回数						
	人数						
訪問リハビリテーション	回数						
	人数						
居宅療養管理指導	人数						
通所介護	回数						
	人数						
通所リハビリテーション	回数						
	人数						
短期入所生活介護	日数						
	人数						
短期入所療養介護	日数						
	人数						
特定施設入居者生活介護	人数						
福祉用具貸与	人数						
特定福祉用具販売	人数						
住宅改修	人数						
居宅介護支援	件数						

居宅サービス(介護給付)の目標量

(単位:人、回、日)

		実績		推計値			
				計画期間			
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
訪問介護	回数						
	人数						
訪問入浴介護	回数						
	人数						
訪問看護	回数						
	人数						
訪問リハビリテーション	回数						
	人数						
居宅療養管理指導	人数						
通所介護	回数						
	人数						
通所リハビリテーション	回数						
	人数						
短期入所生活介護	日数						
	人数						
短期入所療養介護	日数						
	人数						
特定施設入居者生活介護	人数						
福祉用具貸与	人数						
特定福祉用具販売	件数						
住宅改修	件数						
居宅介護支援	件数						

主な居宅サービス(予防給付)利用量の推移

(単位:人・回)

		R3年(2021年) 4月	R3年(2021年) 10月	R4年(2022年) 4月	R4年(2022年) 10月
介護予防通所リハビリテーション	人数				
介護予防訪問看護	回数				

※介護予防訪問看護のみ1人あたり利用回数

居宅サービス(予防給付)利用量の検証

(単位:人、回、日)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
介護予防訪問入浴介護	回数						
	人数						
介護予防訪問看護	人数						
介護予防訪問リハビリテーション	人数						
介護予防居宅療養管理指導	人数						
介護予防通所リハビリテーション	人数						
介護予防短期入所生活介護	日数						
	人数						
介護予防短期入所療養介護	日数						
	人数						
介護予防特定施設入居者生活介護	人数						
介護予防福祉用具貸与	人数						
特定介護予防福祉用具販売	件数						
住宅改修	件数						
介護予防支援	件数						

予防給付のサービス目標

(単位:人、回、日)

		実績			推計値		
		計画期間					
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
介護予防訪問入浴介護	回数						
	人数						
介護予防訪問看護	人数						
介護予防訪問リハビリテーション	人数						
介護予防居宅療養管理指導	人数						
介護予防通所リハビリテーション	人数						
介護予防短期入所生活介護	日数						
	人数						
介護予防短期入所療養介護	日数						
	人数						
介護予防特定施設入居者生活介護	人数						
介護予防福祉用具貸与	人数						
特定介護予防福祉用具販売	件数						
住宅改修	件数						
介護予防支援	件数						

施設サービス利用者数の検証

(単位:人)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数						
介護老人保健施設	人数						
介護医療院	人数						
介護療養型医療施設	人数						

施設サービスの目標量

(単位:人)

		実績			推計値		
		計画期間					
		R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	人数						
介護老人保健施設	人数						
介護医療院	人数						
介護療養型医療施設	人数						

地域密着型サービスの整備状況

(単位:か所)

	第8期計画	実績
	R5 年度 (2023 年度) 目標整備量	R5 年 (2023 年) 10 月現在
夜間対応型訪問介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型含む)		
認知症対応型共同生活介護		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
地域密着型通所介護		

地域密着型サービス提供基盤の目標整備数

(単位:か所)

	日常生活圏域	現況(令和5年度見込み)			目標整備数		
					計画期間		
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護 看護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	0	0	0	0	0	0
	潮見	1	1	1	1	1	1
夜間対応型訪問介護	山手	0	0	0	0	0	0
	精道	0	0	0	0	0	0
	潮見	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	山手	2	2	1	1	1	1
	精道	1	1	0	0	0	0
	潮見	1	1	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	2	1	1	1	1	1
	潮見	1	1	1	1	1	1
看護小規模多機能型居宅介護	山手	0	0	0	0	0	0
	精道	0	0	0	0	0	0
	潮見	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	山手	3	3	2	2	2	2
	精道	3	3	3	3	3	3
	潮見	3	3	3	3	3	3
地域密着型特定施設入居者生活 介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	1	1	1	1	1	1
	潮見	1	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)入所者 生活介護	山手	1	1	1	1	1	1
	精道	1	1	0	0	0	0
	潮見	1	1	1	1	1	1

認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護は予防給付分も含む。

地域密着型サービス利用量の検証(介護給付)

(単位:人、日)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数						
夜間対応型訪問介護	人数						
認知症対応型通所介護	人数						
小規模多機能型居宅介護	人数						
認知症対応型共同生活介護	人数						
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数						
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	人数						
地域密着型通所介護	人数						
看護小規模多機能型居宅介護	人数						

地域密着型サービス目標量(介護給付)

(単位:人、日)

		実績		推計値			
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	計画期間		
					R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数						
夜間対応型訪問介護	人数						
認知症対応型通所介護	人数						
小規模多機能型居宅介護	人数						
認知症対応型共同生活介護	人数						
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数						
地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者生活介護	人数						
地域密着型通所介護	人数						
看護小規模多機能型居宅介護	人数						

地域密着型介護予防サービス利用量の検証(予防給付)

(単位:人、日)

		第8期計画値		実績		計画値と実績の比較	
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)
介護予防認知症対応型通所介護	日数						
	人数						
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数						
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数						

地域密着型介護予防サービス目標量(予防給付)

(単位:人、日)

		実績		推計値			
				計画期間			
		R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
介護予防認知症対応型通所介護	日数						
	人数						
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数						
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数						

4-6 利用者への情報提供

【取組について】

利用者が介護サービス事業者に関する情報を容易に手に入れられるよう、様々な周知を行うとともに、「介護情報サービス公表制度」について市ホームページ等で周知を図ります。

【施策の方向】

介護サービス事業者における情報公開	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対して、窓口、パンフレット、ホームページ等で市内の介護サービス事業者の情報の提供を行い、多様なサービスから必要なサービスを選択できる環境を整備します。
介護情報サービス公表制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> 市民の介護保険制度や介護サービスへの理解を深めるため、介護サービス情報公表システムの周知に努めます。 介護サービス事業者の財務状況の公表について、サービス選択において活用されるように市民への情報提供などの周知に取り組みます。

4-7 特別給付の実施

【取組について】

本市では、高齢者本人または介護者の緊急時の対応として、介護保険サービスを利用するまでの短期間に限り保護する「緊急一時保護事業」を、市独自の特別給付として実施しており、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を行い、介護サービス事業者等との連携を図ります。

【施策の方向】

緊急一時保護事業の実施

- 高齢者の権利擁護の観点から、緊急一時保護事業を特別給付として継続実施します。
- 緊急時に本事業を利用できるよう、市民やケアマネジャーへの事業内容の周知を図ります。また、サービス提供事業所を確保できるよう、介護サービス事業者等と引き続き連携していきます。